

水道工事施工要領

(主な改定点一覧)

令和2年7月

横 浜 市 水 道 局

編	頁	主な改正点
第2編 水道工事書類作成要領	2-1～2-6	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月22日財公第82号 工事関係書類の簡素化について(通知)に伴い、1 工事関係一覧表を各局共通一覧表の形式にあわせて修正しました。
	2-13	<ul style="list-style-type: none"> ・2 施工計画書作成の要点と例 2 現場組織表(1) 現場組織表の記載例「火薬類取締保安者」を「火気類取締保安者」へ変更しました。
	2-21	<ul style="list-style-type: none"> ・2 施工計画書作成の要点と例 13 再生資源の利用促進(要点)の記載内容を変更しました。
	2-27	<ul style="list-style-type: none"> ・7 出来形管理関係(9) 給水台帳の項目に水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書参照を追加しました。
第4編 様式集	削除様式	<p>「工事着手届出書」「請負代金内訳書」「現場代理人等選定通知書」「工程表」「専門技術者選定通知書」「工事打合せ簿」「施工計画書」「コリンプ登録受領書」「施工体制台帳」「建設副産物確認処分届」「設計図書に指定された工事材料検査申請書」「臨機措置通知書」「事故報告書」「測量標・境界標確認報告書」「境界標復元報告書」「工事出来形部分検査申請書」「工事完成期限延長申請書」「工事完成図書」「工事(指定部分に係る工事)完成届出書」「工事目的物引渡書」「材料確認願」「使用材料承諾願」</p>
	4-1、4-2	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月22日財公第82号 工事関係書類の簡素化について(通知)に伴い、各局共通となる様式を削除し、市のホームページからダウンロードする旨を新たに記載しました。 <p>それ以外の様式として、「水道局土木工事等関係様式」と「第5編水道局特記仕様書集に係る様式」「ダクタイル鋳鉄管の各継手チェックシート」について新たに記載しました。</p>
	4-9	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月22日財公第82号 工事関係書類の簡素化について(通知)に伴い、「支給材料受払計算書」については、横浜市土木工事共通仕様書第1編1-1-15-3に基づき、「支給品清算書」へ変更しました。
	4-12～4-68	<ul style="list-style-type: none"> ・第5編 水道局特記仕様書集のうち、「段階点検制度(仮設工等)に関する特記仕様書」「水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書」「コンクリート構造物の施工完了後の検査実施要領」「コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査実施要領」「契約後VE方式の実施に関する特記仕様書」「個人情報取扱特記事項」「損害補償業務特記仕様書」に添付されている様式について、水道局特記仕様書に係る様式として、掲載ページを変更しました。

編	頁	主な改正点
第5編 水道局特記 仕様書集	5-6	令和2年5月22日財公第82号 工事関係書類の簡素化について（通知）に伴い、「安全管理指定工事に関わる特記仕様書」文中2提出部数の記載について「3部」から「原本1部及び電子データ」へ修正しました。
	5-8、45、49、50、63、64、 65、67、74	特記仕様書の様式については第4編様式集を参照する旨を記載しました。
	5-18	「配管材料調達に関する特記仕様書」別表2 工事用材料製作者登録一覧の表中「人孔鉄蓋（φ600）急速空気弁用」の制作者者に「(株)トミス」を追加しました。
	5-72	「高級舗装の路盤先行工事に関する特記仕様書」文中「請負人の瑕疵担保期間」については呼称変更により「契約不適合責任期間」と修正しました。
	5-100	「損害補償業務特記仕様書」文書全般について、記載内容の加除、修正をしました。
	5-101	「損害補償業務特記仕様書」文書全般について、記載内容の加除、修正及び特記仕様書の様式については第4編様式集を参照する旨を記載しました。
	5-102	水道局損害補償業務表中フロー委員会等の欄「工事主管部長」に（西谷再整備室長を含む。以下同じ）を追加しました。
	5-103	請負人宛様式の表題を修正しました。
	5-105	「配水管凍結に関する特記仕様書」を新たに追加しました。

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

1 工事関係書類一覧表

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)		様式	摘要	監督員へ		検査員 確認
		工事請負契約書	契約規則 その他			提示	提出	
工事着手前	工事着手届出書	第3条		○	着手にあたり提出		○	
	請負代金内訳書	第4条第1項	第35条	○	契約締結後5日(休日を除く)以内 ただし、発注者が必要でないときは省略可		○	
	工程表	第4条第1項	第52条	○			○	
	現場代理人・主任技術者・監理技術者 選定通知書	第11条第1項 第11条第5項	第59条	○			○	
	専門技術者選定通知書	第11条第5項	第59条	○	専門技術者を定めるとき(変更したときも同様)		○	
	配管工選定通知書			○	着工前		○	
	建設業退職金共済証書購入状況等報告書			○	契約締結後2か月以内 連延の際は連延理由書(任意様式)を提出		○	
	VE提案書				契約後VE時		○	
	(電子納品)事前協議チェックシート (電子納品)登録(登録のための確認のお願い)			○	500万円以上の工事が対象 受注・変更・完成・訂正時、10日以内に登録機関へ申請し、「登録 内容確認書」を速やかに提出		○	
	コリンズ登録(登録内容確認書)			○	「コリンズ登録 受領書」の添付を原則とし、メールにより提出する場 合のみ様式の添付を不要とする		○	
	施工計画書			○	着工前および変更が生じた場合、当該工事に着手する前に提出 水道工事施工要領第2編2施工計画書作成の要点と例により作成		○	
	個人情報保護に関する研修実施報告書			○			○	
	個人情報保護に関する誓約書			○	横浜市個人情報保護に関する条例による		○	
	特定建設作業実施届出書(写)				監督員の請求があった場合は写しを提出		○	
	施工体制台帳(写)	第8条		○	下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)		○	
	施工体系図				下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)		○	
	道路使用許可書(写)				着工前・変更・更新時 監督員の請求があった場合は写しを提出		○	
道路工事・占用届出書(写)				着工前・変更・更新時 監督員の請求があった場合は写しを提出		○		

1 工事関係書類一覧表

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)		様式	摘要	監督員へ		検査員 確認
		工事請負契約書	契約規則 その他			提示	提出	
工事着手前	[分別解体等の方法]の説明書		建設リサイクル法第12、13条		監督員が内容を確認、契約書に添付		○	
	工事着手届出書	第3条		●	着手にあたり提出		○	
	現場代理人・主任技術者・監理技術者 選定通知書	第11条第1項 第11条第5項	第59条	●	着手にあたり提出 契約締結後5日(休日を除く)以内 ただし、発注者が必要でないときは省略可 今後、工程表に余裕期間を明記する必要 がある		○	
	請負代金内訳書	第4条第1項	第35条	●	専門技術者を定めるとき(変更したときも 同様)		○	
	工程表	第4条第1項	第52条	●	契約締結後2か月以内に提出 連延の際は連延理由書(任意様式)を提 出		○	
	専門技術者選定通知書	第11条第5項	第59条	●	契約後VE時		○	
	建設業退職金共済証書購入状況等報告書			◎	工事着手前に監督員と協議し、「(電子納 品)事前協議チェックシート」を提出するこ と。また、工事過程で提出方法の変更が 生じる場合、監督員と協議の上、「(電子 納品)事前協議チェックシート(変更)」を 提出すること。		○	
	前払金請求書	第35条第1項			原則としてメールによる提出 (電子データ)		○	
	VE提案書			○	原則としてメールによる提出 (電子データ)		○	
	(電子納品)事前協議チェックシート			☆	原則としてメールによる提出 (電子データ)		○	
	コリンズ登録(登録のための確認のお願い)			●	原則としてメールによる提出 (PDF)		○	
	コリンズ登録(登録内容確認書)			●	原則としてメールによる提出 (PDF)		○	
	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-				再生資源利用促進計画書・再生資源利 用促進計画書作成時に合わせて提出		○	
	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-				※発注者が作成		○	
	工事登録証明書				建設副産物を確認処分とした場合		○	
	建設リサイクル法に基づく通知書						○	
	建設副産物確認処分届			●			○	

○令和2年5月22日
財公第82号工事関係書類の簡素化について
(通知)に伴い、各局共通の一覧表をベースとして水道局独自の項目を追加した一覧表に変更

■新旧対照表

項目

第2編 水道工事書類作成要領 1 工事関係書類一覧表

頁

2-2

改定箇所

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)		様式	摘要	監督員へ 提示 提出	検査員 確認
		工事請負契約約款	契約規則				
工事着手前	材料確認額			○	材料使用前および変更・追加時	○	○
	使用材料承諾額			○		○	○
	設計図書に指定された工事材料検査申請書	第14条第2項	第61条	○	設計図書により指定している材料や、受発注者間での協議により決定された材料	○	○
	工事安全管理計画書				安全管理指定工事の場合(変更計画書含む)	○	○
	その他				監督員が指示した場合	○	○
	工事打合せ簿	第1条第5項		○	契約締結後から工事完成までの書面による協議・提出・報告・報告・通知・申出・確認・承諾・立会・解除・請求	○	○
	工事月報	第12条	第53条	○	水道工事標準仕様書	○	○
	変更工程表				水道工事標準仕様書 第1編 1-1-2-25	○	○
	受領書・借用书	第16条第3項	第63条	○	水道工事標準仕様書 第1編 1-1-24 (履行報告)	○	○
	工事出来形数量計算書				水道工事標準仕様書 第1編 1-1-15-1	○	○
	段階点検確認書				水道工事標準仕様書 第1編 1-1-18	○	○
	段階確認書				段階点検制度(仮設工等)に関する特記仕様書	○	○
	建設副産物確認処分届				水道工事標準仕様書 第1編 1-1-45-6	○	○
	官公庁の休日・夜間等の作業届				水道工事標準仕様書 第1編 1-1-17	○	○
	事故報告書				水道工事標準仕様書 第1編 1-1-36-2	○	○
	臨機措置通知書	第27条第2項	第54条	○	水道工事標準仕様書 第1編 1-1-29	○	○
	損害状況通知書	第30条第1項	第73条	○	水道工事標準仕様書 第1編 1-1-41	○	○
資金又は物価の変動に基づく請負代金額変更申請書	第26条	第70条	○	水道工事標準仕様書 第1編 1-1-38-1	○	○	
工事出来形部分 確認・検査申請書	第38条	第79条	○	水道工事標準仕様書 第1編 1-1-21-2	○	○	
その他				水道工事標準仕様書	○	○	
工事完成期限延長申請書	第22条	第42条	○		○	○	
改定工程表	第4条第1項	第52条	○	部分私いの請求をしたとき	○	○	
請書				監督員が指示した場合	○	○	
その他				参考：横浜市内工事設計変更事務取扱要綱	○	○	
				監督員が指示したもの	○	○	

2-2

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)		様式	摘要	監督員へ 提示 提出	検査員 確認
		工事請負契約約款	契約規則				
工事着手前	施工計画書			●	着工前および変更が生じた場合、当該工事に着工する前に提出 水道工事施工要領第2編 2 施工計画書作成の要点と例により作成	○	○
	設計図書の照査確認資料					○	○
	測量標・境界標確認報告書			●	工事測量(仮 BM 及び多角点の設置、設計図書との照合等)について提出	○	○
	個人情報保護に関する研修実施報告書			○	横浜市内個人情報保護に関する条例による	○	○
	個人情報保護に関する誓約書			○	下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)	○	○
	施工体制台帳(写)	第8条		☆	下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)	○	○
	施工体系図			☆	下請負契約があるすべての工事が対象 下請負契約締結時(変更が生じた場合、その都度速やかに提出)	○	○
	関係機関届出書類 道路使用許可書(写) 道路工事・占用届出書(写)				JIS品等は図面及び品質証明書の添付不要 原本(現場代理人押印)1部 合は、押印省略。	○	○
	材料確認額			●	原本(現場代理人押印)1部 のみとする。	○	○
	使用材料承諾額			●	原本(現場代理人押印)1部 のみとする。	○	○
	設計図書に指定された工事材料検査申請書	第14条第2項	第61条	●	原則としてメールによる提出 (PDF)	○	○
	工事安全管理計画書				原本(現場代理人押印)1部 及び電子データとする	○	○
	特定建設作業実施届出書(写)				監督員の請求があった場合は写しを提出	○	○
	その他				監督員が指示した場合	○	○
	工事打合せ簿	第1条第5項		●	契約締結後から工事完成までの書面による協議・提出・報告・報告・通知・申出・確認・承諾・立会・その他	○	○

2-2

○令和2年5月22日
財公第82号工事関係書類の簡素化について
(通知)に伴い、各局共通の一覧表をベースとして水道局独自の項目を追加した一覧表に変更

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)	様式	摘要	監督員へ 提示	検査員 確認	
工事完成時	工事・指定部分に係る工事完成届出書	工事請負契約約款 第32条第1項(第39条) 契約規則 第74条 第76条	○	工事(指定部分)が完成したとき	○	○	
	工事目的物引渡書	第32条 第4,5,6項(第39条) 第74条	○	検査完了と同時に提出	○	○	
	建設業退職金共済証紙受払簿				○	○	
	建設業退職金共済証紙貼付実績報告書				○	○	
	工事完成図書		○		○	○	
	工事完成図			第3編「水道工事完成図作成の標準」により作成	○	○	
	出来形管理書	工事出来形数量計算書	水道工事標準仕様書 第1編1-1-18		数量計算書(集計表・使用材料数量表)、図面など(求積図含む)	○	○
		出来形管理表	水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		・管布設工・管防護工・各種弁室築造工・塗覆装工・水道施設構造物・シールド工・推進工・管継工・掘壁工・舗装工・各工種の管理位置図	○	○
		給水台帳(出来形図)	水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書	○	取付替工事終了後、速やかに監督員へ提出(電子データも可)	○	○
		その他の管理データ	水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		出来形管理基準がなく監督員と協議して決めたもの	○	○
		検査合格判定表(出来形)	水道工事標準仕様書 第1編1-1-23	○	出来形管理表に記載してもよい	○	○
	品質管理書	継手チェックシート	水道工事標準仕様書 第2編1-3-9	○	継手接合後、速やかに監督員へ提出	○	○
		水圧試験結果の報告書	水道工事標準仕様書 第2編1-3-31	○	口径900mm以上の水圧試験	○	○
		水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書	水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書	○	配管工事終了後、耐圧試験・通水・洗浄・水質試験を行った後、速やかに監督員へ提出	○	○
		テストハンマーによる強度推定調査票・ひび割れ調査票	コンクリート構造物の施工完了後の検査実施要領「コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査」実施要領	○		○	○
品質管理表		水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		・シールド・杭工・舗装工・製造業者の受検証明書・各工種の管理位置図	○	○	
その他の管理データ	水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		品質管理基準がなく監督員と協議して決めたもの	○	○		
検査合格判定表(品質)	水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		品質管理表に記載してもよい	○	○		

※1・・・工事完成時以外(施工中)において、監督員の請求があった場合は提出する。

2-3

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)	様式	摘要	監督員へ 提示	検査員 確認
施工過程	関係機関協議資料(許可後の資料)	工事請負契約約款 第1項(第39条) 契約規則 第74条 第76条		原則としてメールによる提出(PDF)	○	
	近隣協議資料	土木工事共通仕様書 第1編1-1-35-3 土木工事共通仕様書 第1編1-1-35		原則としてメールによる提出(PDF)	○	
	実施工程表			原則としてメールによる提出(PDF)	○	
	工事履行報告(工事月報等)	水道工事標準仕様書 第1編1-1-24 (銀行報告)		原則としてメールによる提出(電子データ)	○	
	変更工程表	土木工事共通仕様書 第1編1-1-14		原則としてメールによる提出(PDF)	○	
	段階点検確認書	段階点検制度(仮設工等)に関する特記仕様書		原則としてメールによる提出(PDF)	○	
	段階確認書	水道工事標準仕様書 第1編1-1-45-6		原則としてメールによる提出(PDF)	○	
	建設副産物確認処分届	土木工事共通仕様書 第1編1-1-17-13	●	原本(押印)1部のみとする(紙書類で提出)	○	○
	官公庁の休日・夜間等の作業届	水道工事標準仕様書 第1編1-1-36-2	○	原則としてメールによる提出(電子データ)	○	
	事故報告書	土木工事共通仕様書 第1編1-1-29	●	原本(押印)1部のみとする 第一報はメール提出可(電子データ)	○	○
	臨機措置通知書	土木工事共通仕様書 第1編1-1-41	●	原則としてメールによる提出(PDF)	○	
	損害状況通知書	土木工事共通仕様書 第1編1-1-38-1		原則としてメールによる提出(PDF)	○	
	工事出来形数量計算書	土木工事共通仕様書 第1編1-1-18		原本1部のみとする または、PDFもしくは電子データ	○	○
	中間前払金に係る認定請求書	第35条第4項	◎	原則としてメールによる提出(PDF)	○	
	(支給品材料及び貸与品の受領書・借用書)	第16条第3項	○	原本(押印)1部のみとする	○	○
工事出来形部分検査申請書	第38条	●	原則としてメールによる提出(PDF)	○	○	
安全対策関係書類 ※6			原本を提示またはメールによる提出(PDF)	○	○	
その他	水道工事標準仕様書			○	○	

2-3

○令和2年5月22日
財公第82号工事関係書類の簡素化について(通知)に伴い、各局共通の一覧表をベースとして水道局独自の項目を追加した一覧表に変更

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)		様式	摘要	監督員へ		検査員
		工事請負契約約款	契約規則			提示	提出	
工事完成時	工事記録写真	第15条第3、5項	第62条	電子納品を行う際は電子納品に関する特記仕様書	施工中は監督員の請求があった日から7日以内に提出	○	○	○
	現場環境改善の実施状況			水道工事の現場環境改善に関する特記仕様書	実施状況写真、経費内訳及びこれを証明する伝票類	○	○	○
	交通誘導員集計表					○	○	○
	交通誘導員伝票					○	○	○
	残土搬入整理券					○	○	○
	スクラップ計量証明書					○	○	○
	搬出関係各種集計表					○	○	○
	搬出関係伝票					○	○	○
	改良土購入券					○	○	○
	搬入関係各種集計表					○	○	○
工事完成時	搬入関係伝票				踏盤材・生コンクリート材等各種材料伝票の頭につける材料納入集計表でもよい	○	○	○
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)				施工中、監督員の指示があった場合は提示する	○	○	○
	再生資源利用実施書					○	○	○
	再生資源報告書				建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	○	○
	支給材料受払計算書					○	○	○
	安全訓練実施報告				水道工事標準仕様書 第1編 1-1-17-2			
	災害防止協議会活動記録				水道工事標準仕様書 第1編 1-1-17-5			
	店社ハットロール実施記録				水道工事標準仕様書 第1編 1-1-17-5			
	安全巡回、TBM、KY実施記録				水道工事標準仕様書 第1編 1-1-35			
	新雇入場者教育実施記録				水道工事標準仕様書 第2編 1-3-33-4			
その他	仮設道路等の日常点検チェックシート			工事中の歩行者に対するバリアプリー推進に関する特記仕様書				
	水道工事標準仕様書				監督員が指示した場合			
	その他				※1・・・工事完成時以外(施工中)においても、監督員の請求があった場合は提出する			
					※2・・・工事完成時以外(施工中)においても、監督員の請求があった場合は提示する			

<備考>
 ◇工事関係書類一覧表にない書類の取扱い(指示・提出・検査)については、別途監督員と協議し決定する
 ◇検査においては、請負人が工事関係書類一覧表に示す書類(検査員確認欄○印)を留意し、監督員が契約図書(変更契約を含む)・施工プロセスチェックリスト・建設リサイクル法に基づき通知書を用意する

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)		様式	摘要	提出(提示)方法	検査員
		工事請負契約約款	契約規則				
設計変更時	工事完成期限延長申請書	第22条				原本(押印)1部のみとする(紙書類で提出)	○
	改定工程表	第4条第1項	第52条			原本(押印)1部のみとする(紙書類で提出)	○
	請書					原本(押印)1部のみとする(紙書類で提出)	○
	その他					原本(押印)1部のみとする(紙書類で提出)	○
	支給品精算書					監督員が指示したもの	○
	境界標復元報告書						○
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)						○
	工事・指定部分に係る工事完成届出書	第32条第1項(第39条)	第74条			原本(押印)1部のみとする(紙書類で提出)	○
	工事目的物引渡書	第4、5、6項(第39条)	第74条			原本(押印)1部のみとする(紙書類で提出)	○
	建設業退職金共済証紙受付実績報告書					原本	○
工事完成時	実施工程表					原本	○
	工事出来形数量計算書					原本	○
	出来形管理表					原本	○
	給水台帳(出来形図)					原本	○
	その他の管理データ					原本	○
	検査合格判定表(出来形)					原本	○
	継手チェックシート					原本	○
	水圧試験結果の報告書					原本	○
	水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付工事チェックシート					原本	○
	テストハンマーによる強度推定調査票・ひび割れ調査票					原本	○

○令和2年5月22日
 財公第82号工事関係書類の簡素化について
 (通知)に伴い、各局共通の一覧表をベースとして水道局独自の項目を追加した一覧表に変更

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○令和2年5月22日
財公第82号工事関係書類の簡素化について
(通知)に伴い、各局共通の一覧表をベースとして水道局独自の項目を追加した一覧表に変更

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)		様式	提出(提示)方法	備 要	監督員へ 提示 提出	検査員 確認	
		工事請負契約約款	契約規則						その他
品 質 管 理 ※	品質管理表				原本	・レディミカストコンクリート各試験管理・管の接続・管の溶接・ガス圧接・杭工・舗装工・製造業者の受検証明書・各工種の管理位置図など	○	○	
	その他の管理データ				原本	品質管理基準がなく監督員と協議して決めたものなど	○	○	
	検査合格判定表(品質)				原本	品質管理表に記載してもよい	○	○	
	安全訓練実施報告				原本	作業員全員の参加により月当たり、半日以上以上の時間を割当て実施	○	○	
	災害防止協議会活動記録				原本		○	○	
	店社・パトロール実施記録				原本		○	○	
	安全巡視、TBM、KY実施記録				原本		○	○	
	新規入場者教育実施記録				原本		○	○	
	仮設通路等の日常点検チェックシート			工事中の発行者に対するパリアフリー推進に関する特記仕様書	原本		○	○	
	交通誘導員集計表				原本			○	
工 事 完 成 時	交通誘導員伝票				原本			○	
	熟土搬入整理券				原本			○	
	スクラップ計量証明書				原本			○	
	搬出関係各種集計表				原本			○	
	搬出関係伝票				原本			○	
	改良土購入券				原本			○	
	搬入関係各種集計表				原本			○	
	搬入関係伝票				原本			○	
	工事記録写真	第15条第3.5項	第62条	電子納品を行う時は電子納品に関する特記仕様書		原則としてメールによる提出(PDF)	施工中は監督員の請求があった日から7日以内に提出 総合評価票方式を適用して契約し、ガイドライン、設計図書等で提出を求めた場合に提出する。 水道工事の現場環境改善対象工事の場 合、実施関係資料表実施状況写真、経費内 訳及びこれを証明する伝票類 創意工夫、地域社会への貢献等を実施し た場台に提出する。	○	○
	現場環境改善の実施状況			水道工事の現場環境改善に関する特記仕様書				○	
創意工夫・社会性等に関する実施状況			土木工事共通仕様書 第1編 1-1-43		原則としてメールによる提出(PDF)		○		
工事完成図書			土木工事共通仕様書 第1編 1-1-19	●	原本		○		
工事完成図			土木工事共通仕様書 第1編 1-1-19-2		原本		○		

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○令和2年5月22日
財公第82号工事関係書類の簡素化について
(通知)に伴い、各局共通の一覧表をベースとして水道局独自の項目を追加した一覧表に変更

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)	様式	提出(提示)方法	摘要	監督員へ 提示/提出	検査員 確認
工事 完成 時	工事管理台帳	工事請負契約約款 その他		原本		○	○
	再生資源利用実施書	土木工事共通仕様書 第1編 1-1-19-3		原本		○	○
	-建設副産物搬入工事用-	土木工事共通仕様書 第1編 1-1-17-5		原本		○	○
	再生資源利用促進実施書	土木工事共通仕様書 第1編 1-1-17-6		原本	再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書作成時に合わせて提出	○	○
	-建設副産物搬出工事用-		☆	原本	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 監督員が指示した場合	○	○
	再生資源化等報告書						
	その他	水道工事標準仕様書					

<備考>

◇工事関係書類一覧表にない書類の取扱い(提示・提出・検査)については、別途監督員と協議し決定する

※1・・・工事完成時以外(施工中)においても、監督員の請求があった場合は提出する

※2・・・工事完成時以外(施工中)においても、監督員の請求があった場合は提出する

※3・・・検査員確認は、必要に応じて監督員または検査員が追加できる。

※4・・・検査においては、請負人が工事関係書類一覧表に示す書類(検査員確認欄○印)を用意し、監督員が契約図書(変更契約を含む)・施工プロセスチェックリストを用意する。

※5・・・メールによる提出方法

・請負人が対応できない場合は、書面による提出可とする。

・原則、工事監督担当課の係毎にアカウントを作成し送受信に使用し、担当監督員、主任監督員、総括監督員で情報共有する(係員数により柔軟に対応可)。

・「提出(PDF)」は押印(現場代理人印)したものをPDF化する。

・「提出(電子データ)」は押印不要。

・必要に応じて、印刷して総括監督員まで供覧(押印)する。

・必要に応じて、総括監督員が押印したものをPDF化して請負人へ送信する。

・メールによる提出にあたり、【工事件名】(送信年月日)をメール件名の先頭に記載する。

・メールによる提出書類のうち「検査員確認」書類については、請負人が竣工図書に添付する。

・工事監督担当課は、工事にフォルダを作成し、保存年度まで保管する(CD、DVDで保管可)。

・工事監督担当課と発注担当課との工事打合せ簿についても、同様の取扱とする。

・添付図面など容量が大きい場合は、大容量ファイル転送サービス等を活用する。

※6・・・検査員にも提示する。

※7・・・「原本」と表記してある書類についても電子データが可能で、電子データの範囲等については受発注者協議とします。

※8・・・「様式」の取扱いについて

・●・・・横浜市のホームページ「横浜土木工事共通仕様書(様式集)」に掲載されている様式です。横浜土木工事共通仕様書(様式集)と入力・検索してください。

・◎・・・横浜市のホームページに掲載されている様式です。トップページより次のタブをクリックすると掲載ページとなります。【事業者向け情報】⇒【様式ダウンロード】

・☆・・・横浜市のホームページに掲載されている様式です。トップページより次のタブをクリックすると掲載ページとなります。

・(電子データ)事前協議チェックシート:【市の情報・計画】⇒【財政・会計】⇒【公共事業の総合調整】⇒【公共工事の設計・施工関係】⇒【公共工事のIT化(CALS/EC)の推進】⇒【横浜市の電子納品要領(基準等)】

・施工体副古帳・施工体承認:【市の情報・計画】⇒【財政・会計】⇒【公共事業の総合調整】⇒【公共工事の設計・施工関係】⇒【施工体副古帳・施工体承認・標識の掲示等について】

・再資源化等報告書:【事業者向け情報】⇒【分野別メニュー】⇒【ごみ・リサイクル】⇒【産業廃棄物】⇒【リサイクル関連】⇒【建設リサイクル法等手引及び関係様式】

・再生資源化等報告書:【事業者向け情報】⇒【分野別メニュー】⇒【ごみ・リサイクル】⇒【産業廃棄物】⇒【リサイクル関連】⇒【建設リサイクル法等手引及び関係様式】

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

2 現場組織表（例）

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、
 監理技術者又は主任技術者、及び専門技術者を置く工事については、それらを記載する。

(1) 現場組織表の記載例

(事務関係者)

現場代理人
氏名
TEL・FAX

現場事務担当者	氏名
資材担当者	氏名
労務担当者	氏名

(技術関係者)

監理技術者又は主任技術者
氏名
TEL・FAX

労務安全担当者	氏名
火薬類取締保安者	氏名
重機管理担当者	氏名
機械器具管理担当者	氏名
交通安全担当者	氏名
測量出来形担当者	氏名
安全巡視員	氏名
写真管理担当者	氏名
品質管理担当者	氏名
出来形管理担当者	氏名
工程管理担当者	氏名
建設副産物責任者	氏名

ア 組織に変更のあった場合は、再提出すること。

イ 担当する職務、現場における担当責任者を明記すること。

(ア) 主任技術者及び監理技術者の職務は、施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。
 (建設業法第26条の3第1項)

(イ) 安全巡視員の職務は、元請負人に所属するものによる毎作業日の安全巡視とする。
 (労働安全衛生法第30条第1項、規則637条)

2 現場組織表（例）

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、
 監理技術者又は主任技術者、及び専門技術者を置く工事については、それらを記載する。

(1) 現場組織表の記載例

(事務関係者)

現場代理人
氏名
TEL・FAX

現場事務担当者	氏名
資材担当者	氏名
労務担当者	氏名

(技術関係者)

監理技術者又は主任技術者
氏名
TEL・FAX

労務安全担当者	氏名
火気類取締保安者	氏名
重機管理担当者	氏名
機械器具管理担当者	氏名
交通安全担当者	氏名
測量出来形担当者	氏名
安全巡視員	氏名
写真管理担当者	氏名
品質管理担当者	氏名
出来形管理担当者	氏名
工程管理担当者	氏名
建設副産物責任者	氏名

ア 組織に変更のあった場合は、再提出すること。

イ 担当する職務、現場における担当責任者を明記すること。

(ア) 主任技術者及び監理技術者の職務は、施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。
 (建設業法第26条の3第1項)

(イ) 安全巡視員の職務は、元請負人に所属するものによる毎作業日の安全巡視とする。
 (労働安全衛生法第30条第1項、規則637条)

○(1) 現場組織表の記載例「火薬類取締保安者」を「火気類取締保安者」へ変更

■新旧対照表	項目	第2編 水道工事書類作成要領 2 施工計画書作成の要点と例	頁	2-21	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			○13再生資源の利用促進（要点）の記載内容を変更
<p>12 現場環境改善計画（要点） 現場環境改善に対する具体的な実施内容について記載する。 現場環境改善の実施内容は、監督員と協議して地域との相互理解、労働環境の改善等について状況に合わせた創意工夫を発揮し、適正な現場環境改善計画を策定する。 (1) 「水道工事の現場環境改善に関する特記仕様書」に基づき、見積書の写しを添付すること。 (施工計画書提出時に見積書の写しの添付が間に合わなかった場合は、後日すみやかに添付する)</p> <p>13 再生資源の利用促進（要点） 再生資源利用の促進に関する法律第10条関係省令第8条第1項及び法律第18条関係省令第7条第1項に定める規模以上の場合、次の計画書(写)を添付する。 (1) 再生資源利用計画 (2) 再生資源利用促進計画</p> <p>14 建設副産物の処理計画（要点） 工事現場から発生する建設副産物について、水道工事標準仕様書第1編1-1-17「建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理」によって記載する。 建設副産物（建設発生土及びがれき類等）の処理計画書（例） 参照</p> <p>15 工程表 (1) 工事内容に応じた方式（ネットワーク又は、バーチャート等）により計画工程表を作成する。 (2) 工事進捗よくに伴い実施工程表を別途作成する。（重要な項目については、朱書きをすること。）</p> <p>16 その他</p> <p style="text-align: center;">2-19</p>	<p>12 現場環境改善計画（要点） 現場環境改善に対する具体的な実施内容について記載する。 現場環境改善の実施内容は、監督員と協議して地域との相互理解、労働環境の改善等について状況に合わせた創意工夫を発揮し、適正な現場環境改善計画を策定する。 (1) 「水道工事の現場環境改善に関する特記仕様書」に基づき、見積書の写しを添付すること。 (施工計画書提出時に見積書の写しの添付が間に合わなかった場合は、後日すみやかに添付する)</p> <p>13 再生資源の利用促進（要点） 本市発注工事のうち、再生資源の利用（※1）または建設副産物（※2）が発生する、請負金額100万円以上（税込）の工事は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の使用に関する特記仕様書に基づき作成する。 ※1：土砂、碎石、加熱アスファルト混合物 ※2：建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材</p> <p>14 建設副産物の処理計画（要点） 工事現場から発生する建設副産物について、水道工事標準仕様書第1編1-1-17「建設副産物（建設発生土及び廃棄物）の処理」によって記載する。 建設副産物（建設発生土及びがれき類等）の処理計画書（例） 参照</p> <p>15 工程表 (1) 工事内容に応じた方式（ネットワーク又は、バーチャート等）により計画工程表を作成する。 (2) 工事進捗よくに伴い実施工程表を別途作成する。（重要な項目については、朱書きをすること。）</p> <p>16 その他</p> <p style="text-align: center;">2-21</p>				

■新旧対照表	項目	第2編 水道工事書類作成要領 1 工事関係書類一覧表	頁	2-27	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			
<p>7 出来形管理関係</p> <p>出来形管理表（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 管布設管理表 (2) 小型仕切弁室管理表 (3) 小型消火栓室管理表 (4) 不断水連絡部防護管理表 (5) 測点計測による舗装厚管理表 a (6) 測点計測による舗装厚管理表 b (7) 掘起しによる路盤厚管理表 (8) 抜取りコアーによる舗装厚管理表 (9) 給水台帳 <p style="text-align: center;">2-25</p>	<p>7 出来形管理関係</p> <p>出来形管理表（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 管布設管理表 (2) 小型仕切弁室管理表 (3) 小型消火栓室管理表 (4) 不断水連絡部防護管理表 (5) 測点計測による舗装厚管理表 a (6) 測点計測による舗装厚管理表 b (7) 掘起しによる路盤厚管理表 (8) 抜取りコアーによる舗装厚管理表 (9) 給水台帳【第5編水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書】参照 <p style="text-align: center;">2-27</p>	<p>○ 7 出来形管理関係 (9) 給水台帳の項目に水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書参照を追加</p>			

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所																		
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）																					
<p style="text-align: center;">工 事 着 手 届 出 書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(提出先) 横浜市水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">請負人</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p>次のとおり工事に着手するので、工事請負契約約款第3条の規定により提出します。</p> <table border="1" data-bbox="115 936 1329 1518"> <tr> <td>工 事 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(契 約 番 号)</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契 約 年 月 日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>工事着手年月日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>(着 手 期 限)</td> <td>(令和 年 月 日)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="730 1667 1329 1833"> <tr> <td>総括監督員</td> <td>主任監督員</td> <td>担当監督員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		工 事 名		(契 約 番 号)	()	工 事 場 所		契 約 年 月 日	令和 年 月 日	工事着手年月日	令和 年 月 日	(着 手 期 限)	(令和 年 月 日)	総括監督員	主任監督員	担当監督員							<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について (通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除</p>
工 事 名																							
(契 約 番 号)	()																						
工 事 場 所																							
契 約 年 月 日	令和 年 月 日																						
工事着手年月日	令和 年 月 日																						
(着 手 期 限)	(令和 年 月 日)																						
総括監督員	主任監督員	担当監督員																					

■新旧対照表		項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所						
現行（令和2年1月）			改定（令和2年7月）									
<p>現場代理人 主任技術者 選定通知書 監理技術者</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(通知先) 横浜市水道事業管理者</p> <p>住所 請負人</p> <p>氏名</p> <p>印</p> <p>現場代理人 次のとおり主任技術者を定めたので、工事請負契約約款第11条第1項及び第5項の規定により通知します。 監理技術者</p>						<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について (通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除</p>						
<table border="1"> <tr> <td>工事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">技術者の資格等</td> <td> <input type="checkbox"/>現場代理人 兼任工事の有無 (請負契約約款第11条第2項、工事現場への常駐について、特に発注者が認めた場合) <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 (兼任工事名) </td> </tr> <tr> <td> 資格要件（建設業法第7条第2号） <input type="checkbox"/>イ 3年又は5年以上実務の経験を有する者で、在学中に法令で定める学科を修めた者 <input type="checkbox"/>ロ 10年以上実務の経験を有する者 <input type="checkbox"/>ハ 大臣が同等以上の知識及び技術または技能を有すると認定した者 (資格内容) </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/>監理技術者 監理技術者資格者証交付番号 第 号 </td> </tr> </table>		工事名		技術者の氏名			技術者の資格等	<input type="checkbox"/> 現場代理人 兼任工事の有無 (請負契約約款第11条第2項、工事現場への常駐について、特に発注者が認めた場合) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (兼任工事名)	資格要件（建設業法第7条第2号） <input type="checkbox"/> イ 3年又は5年以上実務の経験を有する者で、在学中に法令で定める学科を修めた者 <input type="checkbox"/> ロ 10年以上実務の経験を有する者 <input type="checkbox"/> ハ 大臣が同等以上の知識及び技術または技能を有すると認定した者 (資格内容)	<input type="checkbox"/> 監理技術者 監理技術者資格者証交付番号 第 号	<p>注：兼任工事の場合は、それぞれの工事の現場代理人等選定通知書に兼任工事名を記入すること。</p>	
工事名												
技術者の氏名												
技術者の資格等	<input type="checkbox"/> 現場代理人 兼任工事の有無 (請負契約約款第11条第2項、工事現場への常駐について、特に発注者が認めた場合) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (兼任工事名)											
	資格要件（建設業法第7条第2号） <input type="checkbox"/> イ 3年又は5年以上実務の経験を有する者で、在学中に法令で定める学科を修めた者 <input type="checkbox"/> ロ 10年以上実務の経験を有する者 <input type="checkbox"/> ハ 大臣が同等以上の知識及び技術または技能を有すると認定した者 (資格内容)											
	<input type="checkbox"/> 監理技術者 監理技術者資格者証交付番号 第 号											
		<table border="1"> <tr> <td>総括監督員</td> <td>主任監督員</td> <td>担当監督員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		総括監督員	主任監督員	担当監督員						
総括監督員	主任監督員	担当監督員										

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

請負代金内訳書

令和 年 月 日

(提出先)
横浜市水道事業管理者

住 所

請負人

氏 名

印

次の請負代金内訳書を、工事請負契約約款第4条第1項の規定により提出します。

工 事 名		
契 約 年 月 日		令和 年 月 日
工 期	契 約 年月日	令和 年 月 日
	着 手 年月日	令和 年 月 日
	完 成 期 限	令和 年 月 日
契 約 金 額		うち消費税及び地方税相当額
¥		¥

注：設計図書に基づいた契約代金内訳書又は設計書に内訳金額を記載したものを添付すること。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

○令和2年5月22日
財公第82号工事関係書類の簡素化について
(通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

工程表 ・ 改定工程表

令和 年 月 日

(提出先)
横浜市水道事業管理者

住所
請負人 氏名 印

次の工程表を、工事請負契約約款第4条第1項の規定により提出します。

工事名	年月日											
工種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

注：工種別に、着手予定年月日と完成予定年月日を実線で結び表示すること。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

○令和2年5月22日
財公第82号工事関係書類の簡素化について
(通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

専門技術者選定通知書

令和 年 月 日

(通知先)
横浜市水道事業管理者

住所

請負人

氏名

印

次のとおり専門技術者を定めたので、工事請負契約約款第11条第5項の規定により通知します。

工事名	
技術者の氏名	
担当工事内容	
技術者の資格等	<p>資格要件 (建設業法第7条第2項)</p> <p><input type="checkbox"/>イ 3年又は5年以上実務の経験を有する者で、在学中に法令で定める学科を修めた者</p> <p><input type="checkbox"/>ロ 10年以上実務の経験を有する者</p> <p><input type="checkbox"/>ハ 大臣が同等以上の知識及び技術または技能を有すると認定した者</p> <p>(資格内容)</p> <hr/>

注：専門技術者とは、主任技術者（監理技術者）の持っている資格では法令上の指導・監理ができない工事を自ら施工しようとする場合に、配置される技術者のこと。

総括監督員	主任監督員	担当監督員

○令和2年5月22日
財公第82号工事関係書類の簡素化について
(通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除

■新旧対照表		項目	第4編 様式集			頁	—	改定箇所
現行（令和2年1月）				改定（令和2年7月）				
工 事 打 合 せ 簿								○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について （通知）に伴う、各局共通の様式となった為削除
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 請負人	発議年月日	令和 年 月 日				
発議事項	工事請負契約約款第1条第5項及び水道工事標準仕様書の規定により							
	<input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 提示 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 申出			<input type="checkbox"/> します。				
	<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 立会 <input type="checkbox"/> 解除 <input type="checkbox"/> 請求			<input type="checkbox"/> 願います。				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）							
工事名								
(内容)								
処理・回答	<input type="checkbox"/> 発注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他（ ） 令和 年 月 日						
	<input type="checkbox"/> 請負人	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 します。 <input type="checkbox"/> その他（ ） 令和 年 月 日						
発注者所属名			請 負 人					
監督員（主務）氏名			現場代理人					
総括監督員	主任監督員	担当監督員			現場代理人	主任・監理技術者		

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所								
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）											
<p style="text-align: center;">施 工 計 画 書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(提出先) (工事監督課・事務所)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">請負人（社名）</p> <p style="text-align: center;">現場代理人氏名 印</p> <p>次の施工計画書を、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により提出します。</p> <table border="1" data-bbox="118 982 1329 1167" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">工 事 名</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="744 1696 1323 1877" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">総括監督員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">主任監督員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">担当監督員</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		工 事 名		総括監督員	主任監督員	担当監督員							<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について (通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除</p>
工 事 名													
総括監督員	主任監督員	担当監督員											

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所								
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）											
<p data-bbox="296 241 920 357">登録のための確認のお願い コリンズ登録 登録内容確認書 受領書</p> <p data-bbox="949 451 1320 483">令和 年 月 日</p> <p data-bbox="118 493 385 525">(工事監督課・事務所)</p> <hr data-bbox="133 609 489 619"/> <p data-bbox="638 724 816 756">請負人（社名）</p> <p data-bbox="638 829 1291 861">現場代理人氏名 印</p> <p data-bbox="103 976 1320 1050">次のコリンズ登録・登録のための確認のお願い 登録内容確認書 受領書を、横浜市土木工事共通仕様書の規定により提出します。</p> <table border="1" data-bbox="133 1144 1291 1312"> <tr> <td data-bbox="133 1144 415 1312">工 事 名</td> <td data-bbox="415 1144 1291 1312"></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="727 1501 1291 1690"> <tr> <td data-bbox="727 1501 875 1554">総括監督員</td> <td data-bbox="875 1501 1023 1554">主任監督員</td> <td data-bbox="1023 1501 1291 1554">担 当 監 督 員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="727 1554 875 1690"></td> <td data-bbox="875 1554 1023 1690"></td> <td data-bbox="1023 1554 1291 1690"></td> </tr> </table>		工 事 名		総括監督員	主任監督員	担 当 監 督 員							<p data-bbox="2582 241 2864 493">○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について (通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除</p>
工 事 名													
総括監督員	主任監督員	担 当 監 督 員											

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所										
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）													
<p style="text-align: center; font-size: 24px;">施 工 体 制 台 帳</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>(提出先) (工事監督課・事務所)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">請負人（社名）</p> <p style="text-align: center;">現場代理人氏名 印</p> <p>次の施工体制台帳を、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により提出します。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工 事 名</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 100px;"> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 20px; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">総括監督員</th> <th style="width: 33%;">主任監督員</th> <th style="width: 33%;">担当監督員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		工 事 名				総括監督員	主任監督員	担当監督員							<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について (通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除</p>
工 事 名															
総括監督員	主任監督員	担当監督員													

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所								
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）											
<p style="text-align: center;">建設副産物確認処分届</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(提出先) (工事監督課・事務所)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">請負人（社名）</p> <p style="text-align: center;">現場代理人氏名 印</p> <p>次の建設副産物確認処分届を、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により提出します。</p> <table border="1" data-bbox="118 972 1329 1159" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">工 事 名</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="721 1625 1323 1785" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;">総括監督員</td> <td style="width: 33%;">主任監督員</td> <td style="width: 33%;">担当監督員</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		工 事 名		総括監督員	主任監督員	担当監督員							<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について（通知）に伴う、各局共通の様式となった為削除</p>
工 事 名													
総括監督員	主任監督員	担当監督員											

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所																
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）																			
<p style="text-align: center;">設計図書に指定された工事材料検査申請書</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>（提出先） 横浜市水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">住 所 請負人 氏 名 印</p> <p>工事請負契約約款第14条第3項の規定により、設計図書に指定された工事材料の検査を申請します。</p> <p>工事名 _____</p> <table border="1" data-bbox="115 953 1329 1608"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>品質形状等</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="730 1671 1329 1848"> <thead> <tr> <th>総括監督員</th> <th>主任監督員</th> <th>担当監督員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		品 名	品質形状等	単 位	数 量	備 考						総括監督員	主任監督員	担当監督員							<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について（通知）に伴う、各局共通の様式となった為削除</p>
品 名	品質形状等	単 位	数 量	備 考																	
総括監督員	主任監督員	担当監督員																			

■新旧対照表		項目	第4編 様式集		頁	—	改定箇所																																																																				
現行（令和2年1月）			改定（令和2年7月）																																																																								
材 料 確 認 願							○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について (通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除																																																																				
<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(提出先) (工事監督課・事務所) 監督員（主務）</p> <p style="text-align: center;">請負人（社名）</p> <p style="text-align: center;">現場代理人氏名 印</p> <p>工事名 _____</p> <p>標記工事に使用する下記の材料について、確認をお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材料名</th> <th rowspan="2">品質規格</th> <th colspan="3">確 認 欄</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>確認年月日</th> <th>確認方法</th> <th>確認印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			材料名	品質規格	確 認 欄			備 考	確認年月日	確認方法	確認印																																																																
材料名	品質規格	確 認 欄			備 考																																																																						
		確認年月日	確認方法	確認印																																																																							

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

使用材料承諾願

令和 年 月 日

(提出先)
(工事監督課・事務所)

請負人（社名）

現場代理人氏名 印

工事名

次の材料を使用したいので承諾願います。

材 料 名	規 格	生 産 社 名 (会社及び工場又は産地)	承 諾 方 法

総括監督員	主任監督員	担 当 監 督 員

○令和2年5月22日
財公第82号工事関係書類の簡素化について
(通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所													
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について(通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除</p>													
<p style="text-align: center;">臨 機 措 置 通 知 書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(提出先) 横浜市水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">住 所 請負人 氏 名 印</p> <p>次の工事について災害防止等のため臨機措置をとりましたので、工事請負契約約款第27条第2項の規定により通知します。</p> <table border="1" data-bbox="115 863 1329 1614"> <tr> <td style="width: 15%;">工 事 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工年月日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>施 工 内 容</td> <td>別添内訳書及び図面のとおり。</td> </tr> </table> <p>注：必要のあるときは現場写真を添付すること。</p> <table border="1" data-bbox="730 1719 1329 1900"> <tr> <td style="width: 25%;">総括監督員</td> <td style="width: 25%;">主任監督員</td> <td style="width: 50%;">担当監督員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		工 事 名		工 事 場 所			施工年月日	令和 年 月 日	施 工 内 容	別添内訳書及び図面のとおり。	総括監督員	主任監督員	担当監督員					
工 事 名																		
工 事 場 所																		
施工年月日	令和 年 月 日																	
施 工 内 容	別添内訳書及び図面のとおり。																	
総括監督員	主任監督員	担当監督員																

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所										
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)													
<p style="text-align: center;">損 害 状 況 通 知 書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(提出先) 横浜市水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">住 所 請負人 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次の工事について不可抗力による損害が生じたので工事請負契約約款第30条第1項の規定により損害状況を知ります。</p> <table border="1" data-bbox="118 863 1329 1528"> <tr><td>工 事 名</td><td></td></tr> <tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr> <tr><td>事実発生日</td><td>令和 年 月 日</td></tr> <tr><td>状況確認日</td><td>令和 年 月 日</td></tr> <tr><td>損 害 状 況</td><td></td></tr> </table>		工 事 名		工 事 場 所		事実発生日	令和 年 月 日	状況確認日	令和 年 月 日	損 害 状 況					<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について (通知)に伴い、削除</p>
工 事 名															
工 事 場 所															
事実発生日	令和 年 月 日														
状況確認日	令和 年 月 日														
損 害 状 況															
<p>注：必要のあるときは現場写真を添付すること。</p> <table border="1" data-bbox="730 1633 1329 1801"> <tr> <td>総括監督員</td> <td>主任監督員</td> <td>担当監督員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		総括監督員	主任監督員	担当監督員											
総括監督員	主任監督員	担当監督員													

■新旧対照表		項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所
現行（令和2年1月）			改定（令和2年7月）			
		総括監督員	主任監督員	担当監督員		○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について (通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除
事 故 報 告 書 令和 年 月 日						
(提出先) (工事監督課・事務所)						
請負人(社名) 現場代理人氏名 印						
次の工事の事故について、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により提出します。						
事故発生日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分頃	天候		
事故発生場所	区					
工事名			安全管理指定	有・無		
工事請負人			代表者名			
所在地			現場代理人			
請負金額						
工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで					
事故の種類	公衆災害・労働災害・その他 ()					
被災者	住所 氏名 男・女 () 歳 TEL () ※この欄は本人の承諾を得て記載すること。					
事故原因者	住所 氏名又は社名 TEL () ※この欄は本人の承諾を得て記載すること。					
被害の状況	病院名及び所在地 TEL ()					
事故の概要						
事故報告書 (/)						

■新旧対照表		項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所
現行（令和2年1月）			改定（令和2年7月）			
事故の原因						○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について （通知）に伴う、各局共通の様式となった為削除
事故後の対応						
関係機関の意見						
事後の改善措置等 事故の再発防止策						
目撃者	住所 TEL () 氏名 ※この欄は本人の承諾を得て記載すること。					
添付図書	1案内図 2事故の平面図及び解説図 3事故現場の写真 4施工体系図兼安全衛生協議会組織図 5再発防止対策関係書類 6診断書 7是正勧告書・指導票 8その他（必要に応じて添付）					
事故報告書（ / ）						

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			
<p>1 案内図</p> 		<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について (通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除</p>			
<p>事故報告書（ / ）</p>					

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			
<p>2 事故の平面図及び解説図</p> 		<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について (通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除</p>			
<p>事故報告書（ / ）</p>					

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			
<p>3 現場の写真</p> <div data-bbox="115 279 857 693" style="border: 1px solid black; height: 197px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="115 781 857 1171" style="border: 1px solid black; height: 186px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="115 1260 857 1682" style="border: 1px solid black; height: 201px;"></div> <p style="text-align: center;">事故報告書（ / ）</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について（通知）に伴う、各局共通の様式となった為削除</p>

■新旧対照表		項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所						
現行（令和2年1月）			改定（令和2年7月）									
貸金又は物価の変動に基づく請負代金額変更申請書												
令和 年 月 日												
(提出先) 横浜市水道事業管理者												
住 所 請負人 氏 名 印												
次の工事の請負金額の変更について、工事請負契約約款第26条の規定により請求します。												
工 事 名												
請負代金額	¥	うち消費税及び地方消費税相当額 ¥										
契約年月日	令和 年 月 日											
完成期限	令和 年 月 日											
基 準 日	令和 年 月 日											
変更申出額	¥	うち消費税及び地方消費税相当額 ¥										
注：設計書その他必要書類添付のこと。												
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>総括監督員</th> <th>主任監督員</th> <th>担当監督員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							総括監督員	主任監督員	担当監督員			
総括監督員	主任監督員	担当監督員										
○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について (通知)に伴い、削除												

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

工 事
完成届出書
指定部分に係る工事

令和 年 月 日

（提出先）
横浜市水道事業管理者

住 所

請負人

氏 名

印

次のとおり 工 事 が完成したので、工事請負契約約款第32条第1項、第39条
指定部分に係る工事
の規定により届出ます。

工 事 名	
工 事 場 所	
完 成 期 限	令和 年 月 日
完 成 年 月 日	令和 年 月 日
完 成 検 査 希 望 年 月 日	令和 年 月 日

総括監督員	主任監督員	担当監督員

○令和2年5月22日
財公第82号工事関係書類の簡素化について
（通知）に伴う、各局共通の様式となった為削除

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所						
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）									
<p style="text-align: center;">工事出来形部分 確認・検査 申請書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>（提出先） 横浜市水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">請負人</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p>工事請負契約約款第38条の規定により、工事の出来形部分の確認・検査を申請します。</p>					<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について（通知）に伴う、各局共通の様式となった為削除</p>						
工 事 名											
工 事 場 所											
完 成 期 限	令和 年 月 日										
出来形部分検査 希望年月日	令和 年 月 日										
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td data-bbox="730 1598 887 1644">総括監督員</td> <td data-bbox="887 1598 1044 1644">主任監督員</td> <td data-bbox="1044 1598 1329 1644">担当監督員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1644 887 1780"></td> <td data-bbox="887 1644 1044 1780"></td> <td data-bbox="1044 1644 1329 1780"></td> </tr> </table>		総括監督員	主任監督員	担当監督員							
総括監督員	主任監督員	担当監督員									

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所						
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）									
<p style="text-align: center;">工 事 完 成 図 書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(提出先) (工事監督課・事務所)</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">請負人</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p>次の工事完成図書を、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により提出します。</p> <table border="1" data-bbox="118 892 1329 1081" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">工 事 名</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table>		工 事 名					<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について (通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除</p>				
工 事 名											
<table border="1" data-bbox="721 1654 1320 1818" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">総括監督員</td> <td style="width: 25%;">主任監督員</td> <td style="width: 50%;">担当監督員</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		総括監督員	主任監督員	担当監督員							
総括監督員	主任監督員	担当監督員									

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所								
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）											
<p style="text-align: center;">工事完成期限延長申請書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>（提出先） 横浜市水道事業管理者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">請負人</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p>次のとおり、工事完成期限の延長を工事請負契約約款第22条の規定により申請します。</p> <table border="1" data-bbox="121 835 1329 1119"> <tr> <td style="width: 15%;">工 事 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延 長 期 限</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td></td> </tr> </table>		工 事 名		工 事 場 所		延 長 期 限	令和 年 月 日	理 由					<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について（通知）に伴う、各局共通の様式となった為削除</p>
工 事 名													
工 事 場 所													
延 長 期 限	令和 年 月 日												
理 由													
<p>注：改定工程表を添付のこと。</p> <table border="1" data-bbox="730 1627 1329 1787"> <tr> <td style="width: 25%;">総括監督員</td> <td style="width: 25%;">主任監督員</td> <td style="width: 50%;">担当監督員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		総括監督員	主任監督員	担当監督員									
総括監督員	主任監督員	担当監督員											

■新旧対照表		項目	第4編 様式集	頁	—	改定箇所															
現行（令和2年1月）			改定（令和2年7月）																		
<p>工 事 目 的 物 引 渡 書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(提出先) 横浜市水道事業管理者</p> <p>住 所</p> <p>請負人</p> <p>氏 名 印</p> <p>次の工事目的物を、工事請負契約約款第32条第4項の規定により引渡します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工 事 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引渡年月日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">立 会 人</td> <td>監 督 員</td> </tr> <tr> <td>現 場 代 理 人</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">総括監督員</td> <td style="width: 25%;">主任監督員</td> <td style="width: 25%;">担当監督員</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							工 事 名		工 事 場 所		引渡年月日	令和 年 月 日	立 会 人	監 督 員	現 場 代 理 人	総括監督員	主任監督員	担当監督員			
工 事 名																					
工 事 場 所																					
引渡年月日	令和 年 月 日																				
立 会 人	監 督 員																				
	現 場 代 理 人																				
総括監督員	主任監督員	担当監督員																			
<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について (通知)に伴う、各局共通の様式となった為削除</p>																					

■新旧対照表		項目	第4編 様式集		頁	—	改定箇所
現行（令和2年1月）				改定（令和2年7月）			
配管工選定通知書							
令和 年 月 日							
(提出先) (工事監督課・事務所)							
請負人（社名）							
現場代理人氏名 印							
次のとおり配管工を選定したので、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により通知します。							
工 事 名							
配管工氏名							
経 歴							
資 格						取 得 年 月 日	
		総括監督員		主任監督員		担当監督員	

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-1	改定箇所																																								
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）																																											
		<p>1 各局共通提出書類様式の掲載について 次の様式については、横浜市土木工事共通仕様書における各局共通の様式です。 市ホームページの横浜市土木工事共通仕様書（様式集）からダウンロードできます。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 工事着手届出書</td> <td>(16) 工事出来形部分検査申請書</td> </tr> <tr> <td>(2) 請負代金内訳書</td> <td>(17) 工事完成期限延長申請書</td> </tr> <tr> <td>(3) 現場代理人等選定通知書</td> <td>(18) 工事完成図書</td> </tr> <tr> <td>(4) 工程表</td> <td>(19) 工事（指定部分に係る工事）完成届出書</td> </tr> <tr> <td>(5) 専門技術者選定通知書</td> <td>(20) 工事目的物引渡書</td> </tr> <tr> <td>(6) 工事打合せ簿</td> <td>(21) 材料確認願</td> </tr> <tr> <td>(7) 施工計画書</td> <td>(22) 使用材料承諾願</td> </tr> <tr> <td>(8) コリンズ登録受領書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 施工体制台帳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 建設副産物確認処分届</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 設計図書に指定された工事材料検査申請書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(12) 臨機措置通知書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(13) 事故報告書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(14) 測量標・境界標確認報告書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(15) 境界標復元報告書</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 水道局土木工事等関係様式</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 工事月報</td></tr> <tr><td>(2) 段階確認書</td></tr> <tr><td>(3) 官公庁の休日・夜間等の作業届</td></tr> <tr><td>(4) 受領書・借用書</td></tr> <tr><td>(5) 請書</td></tr> <tr><td>(6) 支給品精算書</td></tr> </table> <p>3 第5編 水道局特記仕様書集に係る様式</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 段階点検制度（仮設工等）に関する特記仕様書の様式 段階点検確認書（設計計画段階） 段階点検確認書（施工段階 該当工程）</td> </tr> <tr> <td>(2) 水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書の様式 宅地内の給水管取付替え及び掘削・復旧同意書（参考資料-1） 水道局からのお知らせ（参考資料-2） 水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート（別表-1） 給水台帳（出来形図）（別表-2）</td> </tr> <tr> <td>(3) 「コンクリート構造物の施工完了後の検査」実施要領の様式 テストハンマーによる強度推定調査票（1） テストハンマーによる強度推定調査票（2） テストハンマーによる強度推定調査票（3） テストハンマーによる強度推定調査票（4） テストハンマーによる強度推定調査票（5） テストハンマーによる強度推定調査票（6）</td> </tr> <tr> <td>(4) 「コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査」実施要領の様式 ひび割れ調査票（1） ひび割れ調査票（2）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">4-1</p>			(1) 工事着手届出書	(16) 工事出来形部分検査申請書	(2) 請負代金内訳書	(17) 工事完成期限延長申請書	(3) 現場代理人等選定通知書	(18) 工事完成図書	(4) 工程表	(19) 工事（指定部分に係る工事）完成届出書	(5) 専門技術者選定通知書	(20) 工事目的物引渡書	(6) 工事打合せ簿	(21) 材料確認願	(7) 施工計画書	(22) 使用材料承諾願	(8) コリンズ登録受領書		(9) 施工体制台帳		(10) 建設副産物確認処分届		(11) 設計図書に指定された工事材料検査申請書		(12) 臨機措置通知書		(13) 事故報告書		(14) 測量標・境界標確認報告書		(15) 境界標復元報告書		(1) 工事月報	(2) 段階確認書	(3) 官公庁の休日・夜間等の作業届	(4) 受領書・借用書	(5) 請書	(6) 支給品精算書	(1) 段階点検制度（仮設工等）に関する特記仕様書の様式 段階点検確認書（設計計画段階） 段階点検確認書（施工段階 該当工程）	(2) 水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書の様式 宅地内の給水管取付替え及び掘削・復旧同意書（参考資料-1） 水道局からのお知らせ（参考資料-2） 水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート（別表-1） 給水台帳（出来形図）（別表-2）	(3) 「コンクリート構造物の施工完了後の検査」実施要領の様式 テストハンマーによる強度推定調査票（1） テストハンマーによる強度推定調査票（2） テストハンマーによる強度推定調査票（3） テストハンマーによる強度推定調査票（4） テストハンマーによる強度推定調査票（5） テストハンマーによる強度推定調査票（6）	(4) 「コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査」実施要領の様式 ひび割れ調査票（1） ひび割れ調査票（2）	<p>○令和2年5月22日 財公第82号工事関係書類の簡素化について （通知）に伴い、各局共通の様式を削除し、市のホームページからダウンロードする旨を新たに記載</p> <p>○それ以外の様式として、水道局土木工事等関係様式と特記仕様書に係る様式について新たに記載</p>
(1) 工事着手届出書	(16) 工事出来形部分検査申請書																																												
(2) 請負代金内訳書	(17) 工事完成期限延長申請書																																												
(3) 現場代理人等選定通知書	(18) 工事完成図書																																												
(4) 工程表	(19) 工事（指定部分に係る工事）完成届出書																																												
(5) 専門技術者選定通知書	(20) 工事目的物引渡書																																												
(6) 工事打合せ簿	(21) 材料確認願																																												
(7) 施工計画書	(22) 使用材料承諾願																																												
(8) コリンズ登録受領書																																													
(9) 施工体制台帳																																													
(10) 建設副産物確認処分届																																													
(11) 設計図書に指定された工事材料検査申請書																																													
(12) 臨機措置通知書																																													
(13) 事故報告書																																													
(14) 測量標・境界標確認報告書																																													
(15) 境界標復元報告書																																													
(1) 工事月報																																													
(2) 段階確認書																																													
(3) 官公庁の休日・夜間等の作業届																																													
(4) 受領書・借用書																																													
(5) 請書																																													
(6) 支給品精算書																																													
(1) 段階点検制度（仮設工等）に関する特記仕様書の様式 段階点検確認書（設計計画段階） 段階点検確認書（施工段階 該当工程）																																													
(2) 水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書の様式 宅地内の給水管取付替え及び掘削・復旧同意書（参考資料-1） 水道局からのお知らせ（参考資料-2） 水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート（別表-1） 給水台帳（出来形図）（別表-2）																																													
(3) 「コンクリート構造物の施工完了後の検査」実施要領の様式 テストハンマーによる強度推定調査票（1） テストハンマーによる強度推定調査票（2） テストハンマーによる強度推定調査票（3） テストハンマーによる強度推定調査票（4） テストハンマーによる強度推定調査票（5） テストハンマーによる強度推定調査票（6）																																													
(4) 「コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査」実施要領の様式 ひび割れ調査票（1） ひび割れ調査票（2）																																													

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-2	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			
		<p>ひび割れ調査票（3） ひび割れ調査票（4） ひび割れ調査票（5） （5）契約後VE方式の実施に関する特記仕様書の様式 VE提案書（様式1） （様式2） （様式3） （様式4） （6）個人情報取扱特記事項の様式 個人情報保護に関する誓約書（様式1） 研修実施報告書（様式2） （7）損害補償業務特記仕様書の様式 家屋（事前・事後）調査報告書（第1号様式）添付資料含む 地盤測定報告書（第2号様式）・添付資料含む 井戸等水位測定報告書（第3号様式）添付資料含む 損害発生報告書（第4号様式）添付資料含む 損害物件修理報告書（第5号様式）添付資料 損害箇所確認書（第6号様式） 復旧工事施工計画書（第7号様式）添付資料含む 復旧工事仕様書（第8号様式）添付資料含む 復旧工事見積書（第9号様式） 折衝報告書（第10号様式） 承諾書（第11号様式） 復旧工事施行承諾書（第12号様式） 費用負担の査定について（依頼）（第13号様式） 第三者損害に対する費用負担等に関する和解協議書（第15号様式）添付資料含む 領収書（第16号様式） 復旧工事完了確認書（第17号様式） 受領書（第18号様式） 損害の費用負担実施届（第19号様式）添付資料含む</p> <p>4 ダクタイル鋳鉄管の各継手チェックシート</p>			<p>○前ページからの続き で特記仕様書に係る様式及びダクタイル鋳鉄管の各継手チェックシートについて記載</p>

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

支給材料受払計算書

支給品精算書

令和 年 月 日

令和 年 月 日

(提出先)
(工事監督課・事務所)

(提出先)
(工事監督課・事務所)

請負人（社名）

請負人（社名）

現場代理人氏名 印

現場代理人氏名 印

次のとおり工事用支給材料を受払いしたいので、横浜市水道局水道工事標準仕様書の規定により提出します。

次のとおり工事用支給品を精算したいので、横浜市土木工事共通仕様書の規定により提出します。

工事名 _____

工事名 _____

品名	品質形状等	受領数	使用数	返納数	備考

品名	品質形状等	受領数	使用数	返納数	備考

総括監督員	主任監督員	担当監督員

総括監督員	主任監督員	担当監督員

○横浜市土木工事共通仕様書に基づき、「支給材料受払計算書」から「支給品精算書」へ変更

■新旧対照表		項目	第4編 様式集	頁	4-12	改定箇所																								
現行（令和2年1月）			改定（令和2年7月）																											
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考資料—1</div> <p style="text-align: center;">宅地内の給水管取替え及び掘削・復旧同意書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>横浜市水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号 ()</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">施 工 場 所</td> <td style="width: 15%;">区</td> <td style="width: 15%;">町</td> <td style="width: 15%;">丁目</td> <td style="width: 15%;">番</td> <td style="width: 15%;">地号</td> </tr> <tr> <td>お客様番号(栓番号)</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">管区 号</td> </tr> </table> <p>私が所有・使用する、宅地内給水管の取替えについては、次の確認事項により同意します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 取替え工事に伴う宅地内の掘削に関すること。 給水管の取替え範囲は、道路境界から宅地内1m以内までとする。 物置、植木等、工事の施行に支障となるものがある場合は、水道局と協議の上、私共が当該物件を速やかに移設します。 取替え工事に伴い、不用となった管の撤去及び処理については、水道局に一任します。 取替え工事の掘削跡の復旧については <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>発生土の埋戻し <input type="checkbox"/>砂利敷設（碎石） <input type="checkbox"/>常温合材（簡易アスファルト） <input type="checkbox"/>モルタル復旧（厚さ5cm程度） の復旧とします。 後日利害関係人等から異議の申出があった場合は、同意者において処理します。 			施 工 場 所	区	町	丁目	番	地号	お客様番号(栓番号)	管区 号					<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考資料—1</div> <p style="text-align: center;">宅地内の給水管取付替え及び掘削・復旧同意書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>横浜市水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号 ()</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">施 工 場 所</td> <td style="width: 15%;">区</td> <td style="width: 15%;">町</td> <td style="width: 15%;">丁目</td> <td style="width: 15%;">番</td> <td style="width: 15%;">地号</td> </tr> <tr> <td>お客様番号(栓番号)</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">管区 号</td> </tr> </table> <p>私が所有・使用する、宅地内給水管の取替えについては、次の確認事項により同意します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 取替え工事に伴う宅地内の掘削に関すること。 給水管の取替え範囲は、道路境界から宅地内1m以内までとする。 物置、植木等、工事の施行に支障となるものがある場合は、水道局と協議の上、私共が当該物件を速やかに移設します。 取替え工事に伴い、不用となった管の撤去及び処理については、水道局に一任します。 取替え工事の掘削跡の復旧については <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>発生土の埋戻し <input type="checkbox"/>砂利敷設（碎石） <input type="checkbox"/>常温合材（簡易アスファルト） <input type="checkbox"/>モルタル復旧（厚さ5cm程度） の復旧とします。 後日利害関係人等から異議の申出があった場合は、同意者において処理します。 			施 工 場 所	区	町	丁目	番	地号	お客様番号(栓番号)	管区 号					○第5編水道局特記仕様書集5-53から掲載ページを変更
施 工 場 所	区	町	丁目	番	地号																									
お客様番号(栓番号)	管区 号																													
施 工 場 所	区	町	丁目	番	地号																									
お客様番号(栓番号)	管区 号																													

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-13	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			
<div data-bbox="100 239 287 275" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考資料-2</div> <div data-bbox="427 298 988 350" style="text-align: center;">水道局からのお知らせ</div> <div data-bbox="255 388 1124 617" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>災害に強い水道管へ取替える工事について</p> <p>ご協力をお願いいたします。</p> <p>（お客さまの費用負担はございません）</p> </div> <p>1 水道工事のご案内</p> <p>日頃から、横浜市水道事業に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。水道局では、様々な水道施設を災害に強い施設とするための工事を行っています。この度、お客さまがお住まいの地域で次の工事を行うこととなりました。この工事はお客さまがいつでも安心して水道水をご利用いただくために必要なものです。</p> <p>2 工事内容</p> <p>水道管（配水管）と各ご家庭に給水している水道管（給水装置）の一部をお取替えいたします。（次ページ、施工箇所図参照）</p> <p>3 工事の掘削について</p> <p>（1）宅地で布設替えをする場合</p> <p>宅地内の掘削を伴う工事につきましては、別紙、同意書の内容を確認いただき必要事項を記入の上、提出をお願いします。</p> <p>あわせて、工事当日はお客様の立合いをお願いします。</p> <p>（2）道路部の布設替えのみで、宅地内は希望しない場合</p> <p>同意書の提出は、必要ありません。道路部の給水管取替のみ行います。</p> <p style="text-align: right;">次項につづく⇒</p>		<div data-bbox="1344 239 1531 275" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考資料-2</div> <div data-bbox="1662 298 2226 350" style="text-align: center;">水道局からのお知らせ</div> <div data-bbox="1498 388 2368 617" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>災害に強い水道管へ取替える工事について</p> <p>ご協力をお願いいたします。</p> <p>（お客さまの費用負担はございません）</p> </div> <p>1 水道工事のご案内</p> <p>日頃から、横浜市水道事業に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。水道局では、様々な水道施設を災害に強い施設とするための工事を行っています。この度、お客さまがお住まいの地域で次の工事を行うこととなりました。この工事はお客さまがいつでも安心して水道水をご利用いただくために必要なものです。</p> <p>2 工事内容</p> <p>水道管（配水管）と各ご家庭に給水している水道管（給水装置）の一部をお取替えいたします。（次ページ、施工箇所図参照）</p> <p>3 工事の掘削について</p> <p>（1）宅地で布設替えをする場合</p> <p>宅地内の掘削を伴う工事につきましては、別紙、同意書の内容を確認いただき必要事項を記入の上、提出をお願いします。</p> <p>あわせて、工事当日はお客様の立合いをお願いします。</p> <p>（2）道路部の布設替えのみで、宅地内は希望しない場合</p> <p>同意書の提出は、必要ありません。道路部の給水管取替のみ行います。</p> <p style="text-align: right;">次項につづく⇒</p>			<p>○第5編水道局特記仕様書集5-54から掲載ページを変更</p>

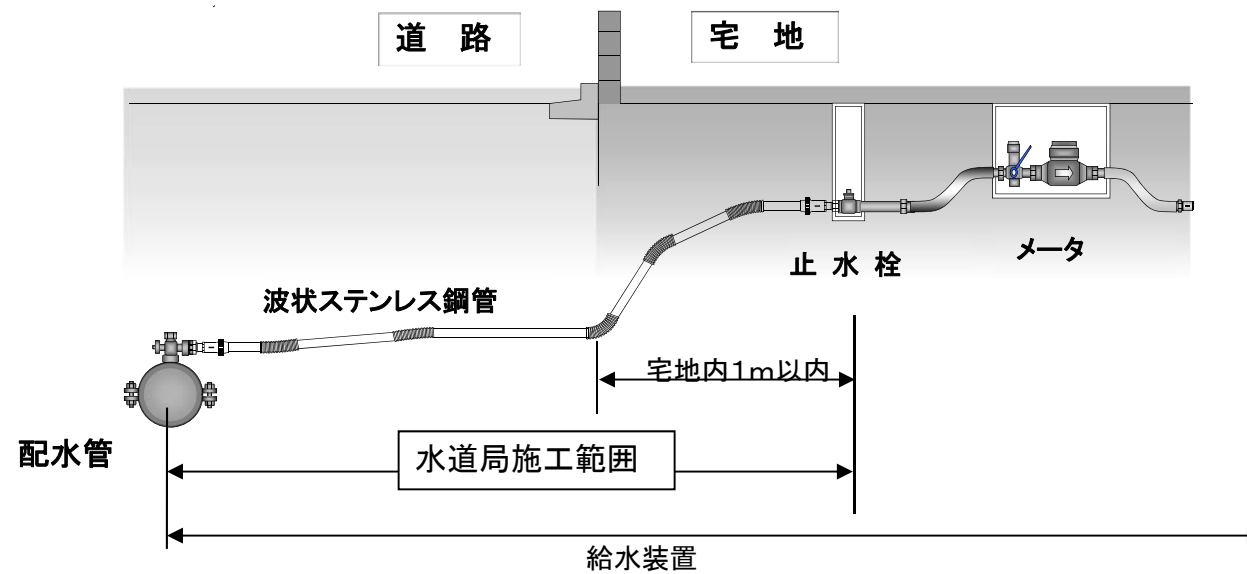
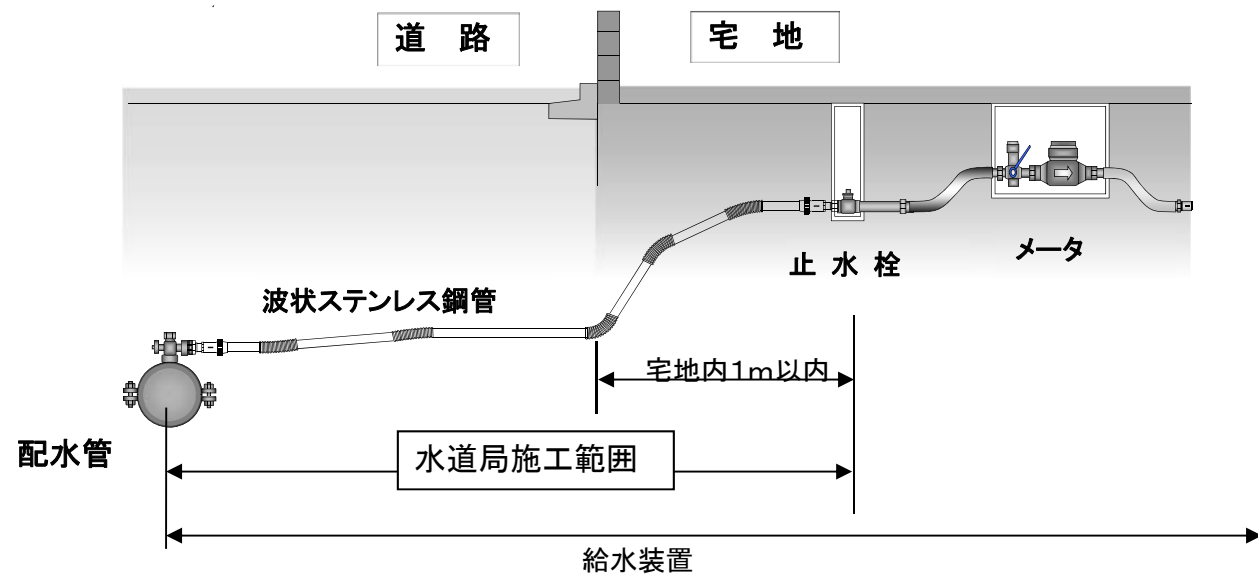
現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

3 施工箇所

3 施工箇所

○第5編水道局特記仕様書集5-55から掲載ページを変更



4 宅地内の復旧方法

4 宅地内の復旧方法

次の簡易な復旧については、水道局が無料で行います。それ以外の復旧を希望される場合は、申し訳ありませんがお客様による施工となります。

次の簡易な復旧については、水道局が無料で行います。それ以外の復旧を希望される場合は、申し訳ありませんがお客様による施工となります。

(1) 工事箇所が、土の場合

(1) 工事箇所が、土の場合

手順① 発生土の埋戻し（掘削した土を戻す）

手順① 発生土の埋戻し（掘削した土を戻す）

手順② 砂利敷設（砕石：4Cm程度の大きさのもの）

手順② 砂利敷設（砕石：4Cm程度の大きさのもの）

なお、物置、植木等、工事の施工に支障となるものがある場合は、速やかに移設をお願いします。

なお、物置、植木等、工事の施工に支障となるものがある場合は、速やかに移設をお願いします。

(2) 工事箇所が舗装されている場合

(2) 工事箇所が舗装されている場合

手順① 発生土の埋戻し（掘削した土を戻す）

手順① 発生土の埋戻し（掘削した土を戻す）

手順② 砂利敷設（砕石：4Cm程度の大きさのもの）

手順② 砂利敷設（砕石：4Cm程度の大きさのもの）

手順③ 常温合材（簡易アスファルト）又はモルタルによる簡易復旧

手順③ 常温合材（簡易アスファルト）又はモルタルによる簡易復旧

なお、特殊舗装（タイル、レンガ等）の場合は、水道局による現況復旧はいたしかねますので、御了承ください。

なお、特殊舗装（タイル、レンガ等）の場合は、水道局による現況復旧はいたしかねますので、御了承ください。

5 お問い合わせ先

5 お問い合わせ先

横浜市水道局 ○○方面工事課（○○水道事務所）工事（維持）係
担当者：○○ ○○
TEL○○○-○○○-○○○

横浜市水道局 ○○方面工事課（○○水道事務所）工事（維持）係
担当者：○○ ○○
TEL○○○-○○○-○○○

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○第5編水道局特記仕様書集5-56から掲載ページを変更

別表-1

水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート

工事名: _____

請負人 _____
現場代理人 _____
給水装置工事主任技術者
(社名) _____ (氏名) _____ 印 _____

施工日							
取付替No. (原則として、設計図書に準じて記載)							
分岐工事	①水道用波状ステンレス鋼管の管口清掃を行っているか。						
	②分岐位置は他の分岐管又は継手等から30cm以上離れたか。						
	③水道用波状ステンレス鋼管が配水管に垂直に固定されているか。						
	④水道用波状ステンレス鋼管の取付ボルトが片締めになっていないか。						
	⑤取付ボルトを標準トルクで締め付けているか。〈表-1参照〉						
	⑥管種に適合の穿孔機、穿孔用きり、コア挿入機を使用しているか。						
	⑦適切に切粉の排出を行いながら穿孔できたか。						
	⑧穿孔部分に確実に密着形コアが装着できたか。						
	⑨穿孔後、キャップを上部に取付けているか。						
チェックリスト	①使用する材料の規格等は適切か。						
	②管の切断は、ロータリーチューブカッターを使用し、管軸に対し直角に変形がないよう切断できたか。						
	③管に差し込み深さのマーキング等を行い、適切な差込位置で締め込みを行ったか。(溝付けなしタイプの場合)〈表-2参照〉						
	④溝付けタイプの継手の場合、適切な位置に溝付けができていないか。〈表-3参照〉						
	⑤締め付けは、パイレンチを使用し標準締め付けトルクまで締めこんでいるか。〈表-4参照〉						
	⑥締め付けにより、袋ナットが焼き付を起していないか。						
	⑦異種管との接合部は、適切な絶縁ができていないか。						
	⑧水道用波状ステンレス鋼管の波状部の曲げ角度は90°以内か。						
	⑨水道用波状ステンレス鋼管の波状部の曲げは均一であるか。						
最終確認	①配管工事完了後、耐圧試験(常圧)により不良箇所がないことを確認後、洗浄・通水を行ったか。水質試験を行ったか。						
	②ポリエチレンスリーブの被覆を行ったか。						

表-1 取付ボルト

呼び径	標準締め付けトルク 単位: N・m	
	M16	M20
DIP・SGP-VB	60	75
HIVP	40	-

表-2 差し込み寸法基準値 単位: mm

呼び径	袋ナット式	ブッシュ式
20, 25	81	86
30		
40, 50	85	93

表-3 溝付け位置及び溝深さ 単位: mm

呼び径	管端面からの距離	溝付け深さ
20, 25	49	0.75
30, 40, 50	56	

表-4 ステンレス継手袋ナット

標準締め付けトルク 単位: N・m	
呼び径	標準締め付けトルク
20, 25	70
30, 40, 50	120

別表-1

水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート

工事名: _____

請負人 _____
現場代理人 _____
給水装置工事主任技術者
(社名) _____ (氏名) _____ 印 _____

施工日							
取付替No. (原則として、設計図書に準じて記載)							
分岐工事	①水道用波状ステンレス鋼管の管口清掃を行っているか。						
	②分岐位置は他の分岐管又は継手等から30cm以上離れたか。						
	③水道用波状ステンレス鋼管が配水管に垂直に固定されているか。						
	④水道用波状ステンレス鋼管の取付ボルトが片締めになっていないか。						
	⑤取付ボルトを標準トルクで締め付けているか。〈表-1参照〉						
	⑥管種に適合の穿孔機、穿孔用きり、コア挿入機を使用しているか。						
	⑦適切に切粉の排出を行いながら穿孔できたか。						
	⑧穿孔部分に確実に密着形コアが装着できたか。						
	⑨穿孔後、キャップを上部に取付けているか。						
チェックリスト	①使用する材料の規格等は適切か。						
	②管の切断は、ロータリーチューブカッターを使用し、管軸に対し直角に変形がないよう切断できたか。						
	③管に差し込み深さのマーキング等を行い、適切な差込位置で締め込みを行ったか。(溝付けなしタイプの場合)〈表-2参照〉						
	④溝付けタイプの継手の場合、適切な位置に溝付けができていないか。〈表-3参照〉						
	⑤締め付けは、パイレンチを使用し標準締め付けトルクまで締めこんでいるか。〈表-4参照〉						
	⑥締め付けにより、袋ナットが焼き付を起していないか。						
	⑦異種管との接合部は、適切な絶縁ができていないか。						
	⑧水道用波状ステンレス鋼管の波状部の曲げ角度は90°以内か。						
	⑨水道用波状ステンレス鋼管の波状部の曲げは均一であるか。						
最終確認	①配管工事完了後、耐圧試験(常圧)により不良箇所がないことを確認後、洗浄・通水を行ったか。水質試験を行ったか。						
	②ポリエチレンスリーブの被覆を行ったか。						

表-1 取付ボルト

呼び径	標準締め付けトルク 単位: N・m	
	M16	M20
DIP・SGP-VB	60	75
HIVP	40	-

表-2 差し込み寸法基準値 単位: mm

呼び径	袋ナット式	ブッシュ式
20, 25	81	86
30		
40, 50	85	93

表-3 溝付け位置及び溝深さ 単位: mm

呼び径	管端面からの距離	溝付け深さ
20, 25	49	0.75
30, 40, 50	56	

表-4 ステンレス継手袋ナット

標準締め付けトルク 単位: N・m	
呼び径	標準締め付けトルク
20, 25	70
30, 40, 50	120

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

別表-2

				取付替番号 No.	
給水台帳（出来形図）				行政区	区
年度	起工番号	工事場所（ ）		水栓番号	-
工事名				管路番号	-
				メッシュ番号	- : -
請負人	社名		指定給水装置工事事業者	社名	
	現場代理人	氏名	給水装置工事主任技術者	氏名	
横浜市水道局 課 係			施工年月日	令和 年 月 日	
(案内図)					
道路幅員： m		OP： m	DP： m	止水栓きょう設置	
既設管接続位置		<input type="checkbox"/> 道路内	<input type="checkbox"/> 官民境界	<input type="checkbox"/> 宅地内	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(取付替配管図)					

(A4)

5-62

別表-2

				取付替番号 No.	
給水台帳（出来形図）				行政区	区
年度	起工番号	工事場所（ ）		水栓番号	-
工事名				管路番号	-
				メッシュ番号	- : -
請負人	社名		指定給水装置工事事業者	社名	
	現場代理人	氏名	給水装置工事主任技術者	氏名	
横浜市水道局 課 係			施工年月日	令和 年 月 日	
(案内図)					
道路幅員： m		OP： m	DP： m	止水栓きょう設置	
既設管接続位置		<input type="checkbox"/> 道路内	<input type="checkbox"/> 官民境界	<input type="checkbox"/> 宅地内	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(取付替配管図)					

(A4)

4-16

○第5編水道局特記仕様書集5-62から掲載ページを変更

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

○第5編水道局特記仕様書集5-72から掲載ページを変更

(別添様式-1)

テストハンマーによる強度推定調査票(1)

工事名	
請負者名	
構造物名	(工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定No		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	令和 年 月 日		
適用仕様書			
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	N/mm ²	コンクリートの呼び強度	N/mm ²
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から km		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他()		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他()		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他()		

構造物位置図(設計平面図等の利用を標準とする)

(別添様式-1)

テストハンマーによる強度推定調査票(1)

工事名	
請負者名	
構造物名	(工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定No		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	令和 年 月 日		
適用仕様書			
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	N/mm ²	コンクリートの呼び強度	N/mm ²
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から km		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他()		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他()		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他()		

構造物位置図(設計平面図等の利用を標準とする)

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-18	改定箇所	
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)				
<p data-bbox="448 405 839 430">テストハンマーによる強度推定調査票(2)</p> <p data-bbox="172 438 700 464">構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)</p> <div data-bbox="204 474 1092 1709" style="border: 1px solid black; height: 588px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="584 478 715 504" style="text-align: center;">構造物一般図</p> </div> <p data-bbox="617 1715 676 1740" style="text-align: center;">5-73</p>		<p data-bbox="1745 394 2119 420">テストハンマーによる強度推定調査票(2)</p> <p data-bbox="1466 428 1967 453">構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)</p> <div data-bbox="1478 464 2392 1696" style="border: 1px solid black; height: 587px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="1872 468 2003 493" style="text-align: center;">構造物一般図</p> </div> <p data-bbox="1893 1715 1952 1740" style="text-align: center;">4-18</p>			<p data-bbox="2585 289 2864 407">○第5編水道局特記仕様書集5-73から掲載ページを変更</p>	

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-19	改定箇所
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)			
<p data-bbox="457 401 854 428">テストハンマーによる強度推定調査票(3)</p> <p data-bbox="175 434 712 462">構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)</p> <div data-bbox="210 464 1107 1713" style="border: 1px solid black; height: 595px; width: 302px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="614 468 706 491">全景写真</p> <p data-bbox="629 1719 688 1743">5-74</p>		<p data-bbox="1727 422 2095 449">テストハンマーによる強度推定調査票(3)</p> <p data-bbox="1448 449 1947 476">構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)</p> <div data-bbox="1445 474 2341 1707" style="border: 1px solid black; height: 586px; width: 302px; margin: 0 auto;"></div> <p data-bbox="1849 478 1941 501">全景写真</p> <p data-bbox="1869 1730 1923 1753">4-19</p>			<p data-bbox="2585 289 2861 407">○第5編水道局特記仕様書集5-74から掲載ページを変更</p>

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○第5編水道局特記仕様書集5-75から掲載ページを変更

テストハンマーによる強度推定調査票(4)

構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)

調査箇所	①	②	③	④	⑤
推定強度 (N/mm ²)					
反発硬度					
打撃方向 (補正值)	()	()	()	()	()
乾燥状態 (補正值)	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている
	()	()	()	()	()
材齢	日	日	日	日	日
	()	()	()	()	()
推定強度結果の最大値					N/mm ²
推定強度結果の最小値					N/mm ²
推定強度結果の最大値と最小値の差					N/mm ²

テストハンマーによる強度推定調査票(4)

構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)

調査箇所	①	②	③	④	⑤
推定強度 (N/mm ²)					
反発硬度					
打撃方向 (補正值)	()	()	()	()	()
乾燥状態 (補正值)	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている
	()	()	()	()	()
材齢	日	日	日	日	日
	()	()	()	()	()
推定強度結果の最大値					N/mm ²
推定強度結果の最小値					N/mm ²
推定強度結果の最大値と最小値の差					N/mm ²

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-21	改定箇所
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)			
<p style="text-align: center;">テストハンマーによる強度推定調査票(5)</p> <p>構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">強度測定箇所</p> <p style="text-align: center;">5-76</p>		<p style="text-align: center;">テストハンマーによる強度推定調査票(5)</p> <p>構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">強度測定箇所</p> <p style="text-align: center;">4-21</p>			<p>○第5編水道局特記仕様書集5-76から掲載ページを変更</p>

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-22	改定箇所																								
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)																											
<p data-bbox="439 396 822 457">テストハンマーによる強度推定調査票(6) —コア採取による圧縮強度試験—</p> <p data-bbox="172 464 433 489">コンクリートの圧縮試験結果</p> <table border="1" data-bbox="204 491 1062 636"> <tr> <td>材齢28日圧縮強度試験</td> <td>1本目の試験結果</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>2本目の試験結果</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>3本目の試験結果</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>3本の平均値</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="213 636 296 659">〔備考〕</p> <p data-bbox="602 1719 664 1745">5-77</p>		材齢28日圧縮強度試験	1本目の試験結果		同	2本目の試験結果		同	3本目の試験結果		同	3本の平均値		<p data-bbox="1715 411 2086 470">テストハンマーによる強度推定調査票(6) —コア採取による圧縮強度試験—</p> <p data-bbox="1451 470 1700 495">コンクリートの圧縮試験結果</p> <table border="1" data-bbox="1463 495 2341 636"> <tr> <td>材齢28日圧縮強度試験</td> <td>1本目の試験結果</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>2本目の試験結果</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>3本目の試験結果</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>3本の平均値</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="1472 636 1555 659">〔備考〕</p> <p data-bbox="1855 1715 1917 1740">4-22</p>			材齢28日圧縮強度試験	1本目の試験結果		同	2本目の試験結果		同	3本目の試験結果		同	3本の平均値		<p data-bbox="2573 285 2873 407">○第5編水道局特記仕様書集5-77から掲載ページを変更</p>
材齢28日圧縮強度試験	1本目の試験結果																												
同	2本目の試験結果																												
同	3本目の試験結果																												
同	3本の平均値																												
材齢28日圧縮強度試験	1本目の試験結果																												
同	2本目の試験結果																												
同	3本目の試験結果																												
同	3本の平均値																												

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

別紙様式

ひび割れ調査票（1）

工事名	
請負人	
構造物名	(工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称)
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定NO		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	令和 年 月 日		
適用仕様書			
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	N/mm ²	コンクリートの呼び強度	N/mm ²
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から	km	
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他（ ）		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他（ ）		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他（ ）		

構造物位置図（設計平面図等の利用を標準とする）

別紙様式

ひび割れ調査票（1）

工事名	
請負人	
構造物名	(工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称)
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定NO		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	令和 年 月 日		
適用仕様書			
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	N/mm ²	コンクリートの呼び強度	N/mm ²
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から	km	
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他（ ）		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他（ ）		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他（ ）		

構造物位置図（設計平面図等の利用を標準とする）

○第5編水道局特記仕様書集5-80から掲載ページを変更

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-24	改定箇所
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)			○第5編水道局特記仕様書集5-81から掲載ページを変更
<p data-bbox="498 394 801 436">ひび割れ調査票 (2)</p> <div data-bbox="184 478 1136 1675" style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p data-bbox="602 688 736 720">構造物一般図</p> </div> <p data-bbox="638 1711 700 1738">5-81</p>		<p data-bbox="1789 415 2077 457">ひび割れ調査票 (2)</p> <div data-bbox="1457 520 2421 1703" style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p data-bbox="1857 730 1991 762">構造物一般図</p> </div> <p data-bbox="1887 1717 1949 1745">4-24</p>			

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

ひび割れ調査票 (3)

ひび割れ	有、 無	本数 : 1~2本、3~5本、多数
		ひび割れ総延長 約 m
		最大ひび割れ幅 (○で囲む) 0.2mm以下、0.3mm以下、 0.4mm以下、0.5mm以下、 0.6mm以下、0.8mm以下、 _____mm
		発生時期 (○で囲む) 数時間~1日、数日、数10日以上、不明
		規則性 : 有、無
		形態 : 網状、表層、貫通、表層 or 貫通
		方向 : 主鉄筋方向、直角方向、両方向 鉄筋とは無関係

5-82

ひび割れ調査票 (3)

ひび割れ	有、無	本数 : 1~2本、3~5本、多数
		ひび割れ総延長 約 m
		最大ひび割れ幅 (○で囲む) 0.2mm以下、0.3mm以下、 0.4mm以下、0.5mm以下、 0.6mm以下、0.8mm以下、 _____mm
		発生時期 (○で囲む) 数時間~1日、数日、数10日以上、不明
		規則性 : 有、無
		形態 : 網状、表層、貫通、表層 or 貫通
		方向 : 主鉄筋方向、直角方向、両方向 鉄筋とは無関係

4-25

○第5編水道局特記仕様書集5-82から掲載ページを変更

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-26	改定箇所
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)			
<p data-bbox="498 422 789 457">ひび割れ調査票 (4)</p> <div data-bbox="189 499 1115 1654" style="border: 1px solid black; padding: 20px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p data-bbox="463 667 753 695">ひび割れ発生状況のスケッチ図</p> </div> <p data-bbox="635 1724 694 1751">5-83</p>		<p data-bbox="1804 396 2095 432">ひび割れ調査票 (4)</p> <div data-bbox="1457 499 2457 1667" style="border: 1px solid black; padding: 20px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p data-bbox="1748 667 2039 695">ひび割れ発生状況のスケッチ図</p> </div> <p data-bbox="1923 1738 1982 1766">4-26</p>			<p data-bbox="2585 289 2867 407">○第5編水道局特記仕様書集5-83から掲載ページを変更</p>

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-27	改定箇所
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)			○第5編水道局特記仕様書集5-84から掲載ページを変更
<p data-bbox="507 380 804 415">ひび割れ調査票 (5)</p> <p data-bbox="338 432 949 464">構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称)</p> <div data-bbox="198 464 1133 1619" style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p data-bbox="507 632 744 657">ひび割れ発生箇所の写真</p> </div> <p data-bbox="635 1724 700 1749">5-84</p>		<p data-bbox="1783 380 2080 415">ひび割れ調査票 (5)</p> <p data-bbox="1614 453 2184 485">構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称)</p> <div data-bbox="1463 485 2412 1629" style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p data-bbox="1768 642 2006 667">ひび割れ発生箇所の写真</p> </div> <p data-bbox="1896 1713 1961 1738">4-27</p>			

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

様式1

V E 提 案 書

年 月 日

横浜市水道事業管理者
水道局長

請負人 住所
氏名



年 月 日契約の 工事の契約後V E方式の実施に関する特記仕様書
4(1)に基づきV E提案書を提出いたします。

契約番号：	連絡者氏名
工事名：	TEL
契約年月日：	FAX

V E提案の概要

番号*	項目内容	概算低減額（千円）
概算低減額合計		

- V E提案の詳細
- (1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比表（様式2）
 - (2) V E提案による概算低減額及び算出根拠（様式3）
 - (3) 関連工事との関係等（様式4）
 - (4) その他詳細資料及び図面

※通し番号を付してください

様式1

V E 提 案 書

年 月 日

横浜市水道事業管理者
水道局長

請負人 住所
氏名



年 月 日契約の 工事の契約後V E方式の実施に関する特記仕様書
4(1)に基づきV E提案書を提出いたします。

契約番号：	連絡者氏名
工事名：	TEL
契約年月日：	FAX

V E提案の概要

番号*	項目内容	概算低減額（千円）
概算低減額合計		

- V E提案の詳細
- (1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比表（様式2）
 - (2) V E提案による概算低減額及び算出根拠（様式3）
 - (3) 関連工事との関係等（様式4）
 - (4) その他詳細資料及び図面

※通し番号を付してください

○第5編水道局特記仕様書集5-87から掲載ページを変更

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

様式2

番号*	項目内容
-----	------

(1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比	
<現状>	<改善策>

(2) 提案理由

(3) VE提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

(4) 品質保証の証明

(5) その他

※様式1の番号と一致させてください

5-88

様式2

番号*	項目内容
-----	------

(1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比	
<現状>	<改善策>

(2) 提案理由

(3) VE提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

(4) 品質保証の証明

(5) その他

※様式1の番号と一致させてください

4-29

○第5編水道局特記仕様書集5-88から掲載ページを変更

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○第5編水道局特記仕様書集5-89から掲載ページを変更

様式3

番号*	項目内容
-----	------

VE提案による概算低減額及び算出根拠

<現状>				<改善策>					
名称及び品出・寸法	数量	単位	単価	金額	名称及び品出・寸法	数量	単位	単価	金額

※様式1の番号と一致させてください

5-89

様式3

番号*	項目内容
-----	------

VE提案による概算低減額及び算出根拠

<現状>				<改善策>					
名称及び品出・寸法	数量	単位	単価	金額	名称及び品出・寸法	数量	単位	単価	金額

※様式1の番号と一致させてください

4-30

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-31	改定箇所															
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			○第5編水道局特記仕様書集5-90から掲載ページを変更															
<p>様式4</p> <table border="1" data-bbox="210 447 1065 520"> <thead> <tr> <th>番号*</th> <th>項目内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="210 548 1065 846">(1) 関連工事との関係</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="210 873 1065 1121">(2) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="210 1148 1065 1507">(3) VE提案が採用された場合に留意すべき事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>※様式1の番号と一致させてください 注：VE提案内容を横浜市水道局発注の他の工事で使用する場合に承諾を求める場合は(3)にその旨記載してください。</p> <p style="text-align: center;">5-90</p>		番号*	項目内容	(1) 関連工事との関係		(2) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項		(3) VE提案が採用された場合に留意すべき事項		<p>様式4</p> <table border="1" data-bbox="1457 405 2347 478"> <thead> <tr> <th>番号*</th> <th>項目内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1457 506 2347 814">(1) 関連工事との関係</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1457 842 2347 1100">(2) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1457 1127 2347 1499">(3) VE提案が採用された場合に留意すべき事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>※様式1の番号と一致させてください 注：VE提案内容を横浜市水道局発注の他の工事で使用する場合に承諾を求める場合は(3)にその旨記載してください。</p> <p style="text-align: center;">4-31</p>			番号*	項目内容	(1) 関連工事との関係		(2) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項		(3) VE提案が採用された場合に留意すべき事項	
番号*	項目内容																			
(1) 関連工事との関係																				
(2) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項																				
(3) VE提案が採用された場合に留意すべき事項																				
番号*	項目内容																			
(1) 関連工事との関係																				
(2) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項																				
(3) VE提案が採用された場合に留意すべき事項																				

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

（様式1）

（様式1）

個人情報保護に関する誓約書

個人情報保護に関する誓約書

（提出先）

横浜市水道事業管理者

（提出先）

横浜市水道事業管理者

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所 属	担 当 業 務	氏 名 (自署又は記名押印)

研修受講日	所 属	担 当 業 務	氏 名 (自署又は記名押印)

個人情報保護に関する誓約書（ / ）

個人情報保護に関する誓約書（ / ）

○第5編水道局特記仕様書集 5-97 を削除及び 4-11 から掲載ページを変更

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-33	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			○第5編水道局特記仕様書集5-98を削除及び4-10から掲載ページを変更
<p style="text-align: right;">(様式2)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(提出先)</p> <p>横浜市水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">(提出者)</p> <p style="text-align: center;">団体名</p> <p style="text-align: center;">責任者職氏名</p> <p style="text-align: center;">研修実施報告書</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。</p> <p>引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。</p> <p style="text-align: center;">個人情報保護に関する誓約書 (/)</p>		<p style="text-align: right;">(様式2)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(提出先)</p> <p>横浜市水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">(提出者)</p> <p style="text-align: center;">団体名</p> <p style="text-align: center;">責任者職氏名</p> <p style="text-align: center;">研修実施報告書</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。</p> <p>引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。</p> <p style="text-align: center;">個人情報保護に関する誓約書 (/)</p>			

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-34	改定箇所												
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)															
<p style="text-align: center;">第1号様式 (家屋事前・事後調査報告書)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(工事監督課・事務所)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">工事請負人 現場代理人 印</p> <p style="text-align: center;">家屋 (事前・事後) 調査報告書</p> <p>1 工 事 名</p> <p>2 工 事 場 所</p> <p>3 工事施行予定期間</p> <p>4 添 付 資 料</p> <p>(1) 家屋調査一覧表 (2) 案 内 図 (3) 家屋一覧図 (4) 家屋現況調査平面図 (5) 写真説明表 (6) 家屋現況写真</p> <table border="1" data-bbox="623 1612 1086 1738" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>総括監督員</td> <td>主任監督員</td> <td>担当監督員</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">5-127</p>		総括監督員	主任監督員	担当監督員				<p style="text-align: center;">第1号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(工事監督課・事務所)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">工事請負人 現場代理人 印</p> <p style="text-align: center;">家屋 (事前・事後) 調査報告書</p> <p>1 工 事 名</p> <p>2 工 事 場 所</p> <p>3 工事施行予定期間</p> <p>4 添 付 資 料</p> <p>(1) 家屋調査一覧表 (2) 案 内 図 (3) 家屋一覧図 (4) 家屋現況調査平面図 (5) 写真説明表 (6) 家屋現況写真</p> <table border="1" data-bbox="1899 1591 2374 1717" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>総括監督員</td> <td>主任監督員</td> <td>担当監督員</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">4-34</p>			総括監督員	主任監督員	担当監督員				<p>○第5編水道局特記仕様書集 5-127 から掲載ページを変更</p>
総括監督員	主任監督員	担当監督員															
総括監督員	主任監督員	担当監督員															

■新旧対照表

項目

第4編 様式集

頁

4-35

改定箇所

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

○第5編水道局特記仕様書集 5-128 から掲載ページを変更

第1号様式—添付資料（家屋調査一覧表）

家屋調査一覧表

調査番号	物件所在地	所有者名	居住者名	調査年月日	摘要

(注) 摘要欄には損傷の状況、損害が発生しやすい要因等を簡略に記入すること。

第1号様式（添付資料）

家屋調査一覧表

調査番号	物件所在地	所有者名	居住者名	調査年月日	摘要

(注) 摘要欄には損傷の状況、損害が発生しやすい要因等を簡略に記入すること。

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

○第5編水道局特記仕様書集 5-129 から掲載ページを変更及び記載内容の一部削除

第1号様式-添付資料(写真説明表)

第1号様式(添付資料)

写 真 説 明 表			
整理番号	〇 〇 〇 〇	経過年数	〇〇年
家屋所在地	〇 〇 〇 〇	立会人	〇〇 〇〇
家屋所有者	〇 〇 〇 〇	依頼者立会人	〇〇 〇〇
家屋使用者	〇 〇 〇 〇	調査員	〇〇 〇〇
主要用途	専用住宅		
写真番号	撮影箇所	状 況	測定値
1	外部	ブロック塀	目地き裂
2	〃	〃	〃
3	〃	〃	き裂
4		土間コンクリート	〃
5		〃	〃
6		〃	〃
7	内部	1Fホール柱	傾斜
8		和室6帖柱	〃
9		〃	〃
10		2F和室6帖柱	〃
11		階段室柱	〃
12		以上	
13			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

写 真 説 明 表			
整理番号		経過年数	
家屋所在地		立会人	
家屋所有者		依頼者立会人	
家屋使用者		調査員	
主要用途			
写真番号	撮影箇所	状 況	測定値
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

■新旧対照表

項目

第4編 様式集

頁

4-37

改定箇所

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○第5編水道局特記仕様書集 5-130 から掲載ページを変更及び記載内容の一部削除

第1号様式-添付資料(家屋現況写真)

<p>家屋現況写真(家屋調査番号○ △△宅)</p> <p>(写真番号) ○-1 全景</p> <p>(注) ・なるべく工事箇所と連動させて撮影すること。</p> <p>(写真番号) ○-2 外壁 亀裂 最大(幅 mm) (L= m)</p> <p>(注) ・亀裂の長さで最大幅を表すこと。 ・亀裂箇所にて朱で傍線を入れること。</p> <p>(写真番号) ○-3 脱衣室床下沈下</p> <p>(注) ・隙間幅、柱の傾き、敷居等床の傾斜を表すこと。 ・不良箇所にて朱で○印をつけること。</p>	<p>(写真番号) ○-4 浴室腰タイル 亀裂(最大 mm)</p> <p>(注) ・なるべく工事箇所と連動させて撮影すること。</p> <p>(写真番号) ○-5 浴室腰タイル 亀裂(最大 mm) (L= m)</p> <p>(注) 撮影にあたっては、 ・小黒板により撮影年月日、居住者名、被審箇所名及び略図による状況の説明(亀裂の幅、長さ等)を記載して同時に撮影すること。 ・損害箇所には、定規等を当て、長さ、幅がわかるようにすること。 ・柱の傾き等には下げ振り、定規等を使いその程度がわかるようにすること</p>
--	---

第1号様式(添付資料)

<p>家屋現況写真(家屋調査番号 宅)</p> <p>(写真番号)</p> <p>(注) ・なるべく工事箇所と連動させて撮影すること。</p> <p>(写真番号)</p> <p>亀裂 最大(幅 mm) (L= m)</p> <p>(注) ・隙間幅、柱の傾き、敷居等床の傾斜を表すこと。 ・不良箇所にて朱で○印をつけること。</p>	<p>(写真番号)</p> <p>亀裂(最大 mm)</p> <p>(注) ・なるべく工事箇所と連動させて撮影すること。</p> <p>(写真番号)</p> <p>亀裂(最大 mm) (L= m)</p> <p>(注) 撮影にあたっては、 ・小黒板により撮影年月日、居住者名、被審箇所名及び略図による状況の説明(亀裂の幅、長さ等)を記載して同時に撮影すること。 ・損害箇所には、定規等を当て、長さ、幅がわかるようにすること。 ・柱の傾き等には下げ振り、定規等を使いその程度がわかるようにすること</p>
---	---

4-37

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-38	改定箇所												
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)															
<p style="text-align: center;">第2号様式 (地盤測定報告書)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(工事監督課・事務所)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">工事請負人 現場代理人 印</p> <p style="text-align: center;">地 盤 測 定 報 告 書</p> <p>1 工 事 名</p> <p>2 添 付 資 料</p> <p>(1) 地盤測定位置図 (2) 地盤測定表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>総括監督員</td> <td>主任監督員</td> <td>担当監督員</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">5-131</p>		総括監督員	主任監督員	担当監督員				<p style="text-align: center;">第2号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(工事監督課・事務所)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">工事請負人 現場代理人 印</p> <p style="text-align: center;">地 盤 測 定 報 告 書</p> <p>1 工 事 名</p> <p>2 添 付 資 料</p> <p>(1) 地盤測定位置図 (2) 地盤測定表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>総括監督員</td> <td>主任監督員</td> <td>担当監督員</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">4-38</p>			総括監督員	主任監督員	担当監督員				<p>○第5編水道局特記仕様書集 5-131 から掲載ページを変更</p>
総括監督員	主任監督員	担当監督員															
総括監督員	主任監督員	担当監督員															

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○第5編水道局特記仕様書集 5-132 から掲載ページを変更及び記載内容の一部削除

第2号様式-添付資料(地盤測定表)

時期	着工前		施 工 中							備 考
	月	日	月	日	月	日	月	日	月	
測定日 (測定点 No.) 基準点	(m) B, M=									
測点No, 1	(基準 値)									
測点 No, 2	(基準 値)									
測点 No, 3	(基準 値)									
測点 No, 4	(基準 値)									
測点 No, 5	(基準 値)		※未施工							
測点 No, 6	(基準 値)		※未施工							
測点 No, 7	(基準 値)		※未施工							

(注) 変動値は、基準値に対する変動量とすること。

5-132

第2号様式(添付資料)

地 盤 測 定 表

時期	着工前		施 工 中							備 考
	月	日	月	日	月	日	月	日	月	
測定日 (測定点No.) 基準点	(m) B, M=									
測点No, 1	(基準値)									
測点 No, 2	(基準値)									
測点 No, 3	(基準値)									
測点 No, 4	(基準値)									
測点 No, 5	(基準値)									
測点 No, 6	(基準値)									
測点 No, 7	(基準値)									

(注) 変動値は、基準値に対する変動量とすること。

4-39

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-40	改定箇所												
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)															
<p style="text-align: center;">第3号様式 (井戸等水位測定報告書)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(工事監督課・事務所)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">工事請負人 現場代理人 印</p> <p style="text-align: center;">井戸等水位測定報告書</p> <p>1 工事名</p> <p>2 添付資料</p> <p>(1) 井戸等水位測定位置図</p> <p>(2) 井戸等水位測定表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>総括監督員</td> <td>主任監督員</td> <td>担当監督員</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">5-133</p>		総括監督員	主任監督員	担当監督員				<p style="text-align: center;">第3号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(工事監督課・事務所)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">工事請負人 現場代理人 印</p> <p style="text-align: center;">井戸等水位測定報告書</p> <p>1 工事名</p> <p>2 添付資料</p> <p>(1) 井戸等水位測定位置図</p> <p>(2) 井戸等水位測定表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>総括監督員</td> <td>主任監督員</td> <td>担当監督員</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">4-40</p>			総括監督員	主任監督員	担当監督員				<p>○第5編水道局特記仕様書集 5-133 から掲載ページを変更</p>
総括監督員	主任監督員	担当監督員															
総括監督員	主任監督員	担当監督員															

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○第5編水道局特記仕様書集 5-134 から掲載ページを変更

第3号様式-添付資料(井戸等水位測定表)

井戸等水位測定表

測定 No.	所在地	所有者名	用途	規模 (内径× 深)	水道の (有・ 無)	測定 月 日		月 日		日	
						水面高 (基準 値)	水深 (基準 値)	水面高 変動値 — 測定値	水深	水面高	水深
			(例) 飲料用	0.8m×3.8m	無						

(注) 変動値は、基準値に対する変動量とすること。

5-134

第3号様式(添付資料)

井戸等水位測定表

測定 No.	所在地	所有者名	用途	規模 (内径× 深)	水道の (有・無)	測定 月 日		月 日		日	
						水面高 (基準値)	水深 (基準値)	水面高 変動値 — 測定値	水深	水面高	水深

(注) 変動値は、基準値に対する変動量とすること。

4-41

■新旧対照表

項目

第4編 様式集

頁

4-42

改定箇所

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

○第5編水道局特記仕様書集 5-135 から掲載ページを変更

総括監督員	主任監督員	担当監督員

第4号様式（損害発生報告書）

年 月 日

（工事監督課・事務所）

工事請負人
現場代理人 印

損害発生報告書

この損害は、当社施行の次の〇〇〇工事と因果関係を有しているものと判断しますので、その旨を認定されるようお願いいたします。

工 事 名		発 生 日 時	年 月 日
損害物件名 及び構造概要			
所 在 地		事 前 調 査 番 号	
所 有 者 名 等	(所有者)	(居住者)	
住 所	TEL()	TEL()	
損害状況	※工事着工後発生した損害はもろろん着工前に損傷が拡大したのも併せて記載すること。		
応 急 措 置			
原因等所見	※他の工事、交通振動、自然沈下等、他の原因によるものが無かったか。		
備 考	※工事主管課監督員の意見等を記載すること。		

<添付資料>案内図、損害家屋一覧図、損害状況写真、その他（地盤測定報告書、井戸等水位測定報告書等）

5-135

第4号様式

年 月 日

（工事監督課・事務所）

工事請負人
現場代理人 印

損害発生報告書

この損害は、当社施行の次の〇〇〇工事と因果関係を有しているものと判断しますので、その旨を認定されるようお願いいたします。

工 事 名		発 生 日 時	年 月 日
損害物件名 及び構造概要			
所 在 地		事 前 調 査 番 号	
所 有 者 名 等	(所有者)	(居住者)	
住 所	TEL()	TEL()	
損害状況	※工事着工後発生した損害はもろろん着工前に損傷が拡大したのも併せて記載すること。		
応 急 措 置			
原因等所見	※他の工事、交通振動、自然沈下等、他の原因によるものが無かったか。		
備 考	※工事主管課監督員の意見等を記載すること。		

<添付資料>案内図、損害家屋一覧図、損害状況写真、その他（地盤測定報告書、井戸等水位測定報告書等）

総括監督員	主任監督員	担当監督員

4-42

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○第5編水道局特記仕様書集 5-136 から掲載ページを変更及び記載内容の一部削除

第4号様式一添付資料 (損害状況写真)

損害状況写真 (家屋調査番号○
△△宅)

(写真番号) ○-1
全景

(注)
・なるべく工事箇所と連動させ
て撮影すること。

(写真番号) ○-2
外壁
亀裂
最大 (幅 mm)
(L= m)

(注)
・亀裂の長さ
と最大幅を
表すこと。
・亀裂箇所に
朱で傍線を
入れること。

(写真番号) ○-3
脱衣室床下
沈下

(注)
・隙間幅、
柱の傾き、
敷居等床
の傾斜を
表すこと。
・不良箇
所に朱で
○印を
つける
こと。

(写真番号) ○-4
脱衣室床下
沈下

(注)
・隙間幅、
柱の傾き、
敷居等床
の傾斜を
表すこと。
・不良箇
所に朱で
○印を
つける
こと。

(写真番号) ○-5
浴室腰
タイル
亀裂 (最大
mm)
(L= m)

(注)
・亀裂の
長さ
と最大幅
を
表す
こと。
・亀裂
箇所に
朱で
傍線
を
入
れ
る
こ
と。

(注) 撮影にあたっては、
・小黒板により撮影年月日、居住者名、損害箇所名及び略図による状況の説明 (亀裂の幅、長さ等) を記載して同時に撮影すること。
・損害箇所には、定規等を当て、長さ、幅がわかるようにすること。
・柱の傾き等には下げ振り、定規等を使いその程度がわかるようにすること

5-136

第4号様式 (添付資料)

損害状況写真 (家屋調査番号
宅)

(写真番号)

(注)
・なるべく工事箇所と連動させ
て撮影すること。

(写真番号)

(注)
・亀裂の長さ
と最大幅を
表すこと。
・亀裂箇所に
朱で傍線を
入れる
こと。

(写真番号)

(注)
・隙間幅、
柱の傾き、
敷居等床
の傾斜を
表すこと。
・不良箇
所に朱で
○印を
つける
こと。

(写真番号)

(注)
・隙間幅、
柱の傾き、
敷居等床
の傾斜を
表すこと。
・不良箇
所に朱で
○印を
つける
こと。

(写真番号)

(注)
・亀裂の
長さ
と最大幅
を
表す
こと。
・亀裂
箇所に
朱で
傍線
を
入
れ
る
こ
と。

(注) 撮影にあたっては、
・小黒板により撮影年月日、居住者名、損害箇所名及び略図による状況の説明 (亀裂の幅、長さ等) を記載して同時に撮影すること。
・損害箇所には、定規等を当て、長さ、幅がわかるようにすること。
・柱の傾き等には下げ振り、定規等を使いその程度がわかるようにすること

4-43

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-44	改定箇所									
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)												
<p style="text-align: center;">第5号様式 (損害物件修理報告書)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(工事監督課・事務所)</p> <hr style="width: 10%; margin-left: 0;"/> <p style="text-align: right;">工事請負人 現場代理人 印</p> <p style="text-align: center;">損害物件修理報告書</p> <p>工事の施行に伴って生じた軽微な損害物件については当社において修理しましたので、次の資料を添えて報告します。</p> <p>1 工事損害箇所修理案内図</p> <p>2 損害物件修理調書</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;">総括監督員</td> <td style="width: 33%;">主任監督員</td> <td style="width: 33%;">担当監督員</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">5-137</p>	総括監督員	主任監督員	担当監督員				<p style="text-align: center;">第5号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(工事監督課・事務所)</p> <hr style="width: 10%; margin-left: 0;"/> <p style="text-align: right;">工事請負人 現場代理人 印</p> <p style="text-align: center;">損害物件修理報告書</p> <p>工事の施行に伴って生じた軽微な損害物件については当社において修理しましたので、次の資料を添えて報告します。</p> <p>1 工事損害箇所修理案内図</p> <p>2 損害物件修理調書</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;">総括監督員</td> <td style="width: 33%;">主任監督員</td> <td style="width: 33%;">担当監督員</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">4-44</p>	総括監督員	主任監督員	担当監督員				<p>○第5編水道局特記仕様書集 5-137 から掲載ページを変更</p>
総括監督員	主任監督員	担当監督員												
総括監督員	主任監督員	担当監督員												

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○第5編水道局特記仕様書集 5-138 から掲載ページを変更及び記載内容の一部削除

第5号様式—添付資料 (損害物件修理調査)

損害物件修理調査

工事件名

請負人

番号	氏名	場 所	修理応急復旧の内容	所要 概算金額 (円)	承諾の (有・無)	備 考
1	〇〇 〇〇	〇〇区〇〇一丁目1-1	建付補修、土間補強	50,000		
2	〇〇 〇〇	〇〇区〇〇一丁目1-1	建付補修、コンクリート土間張替	150,000	有	承諾書 請負人保管
3			土間復旧、応急復旧			
4						
5						
6						
7						

5-138

第5号様式 (添付資料)

損害物件修理調査

工事件名

請負人

番号	氏名	場 所	修理応急復旧の内容	所要 概算金額 (円)	承諾の (有・無)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

4-45

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

○第5編水道局特記仕様書集 5-139 から掲載ページを変更

第6号様式（損傷箇所確認書）

損傷箇所確認書

工 事 件 名			
所有者又は使用者	住 所		
立 会 日 時	場 所		
立会者	先 方	当 方	現場代理人

1 損傷内容

◎合意事項を記入する
◎損傷箇所は、確認図（平面図）に表示する。
◎確認図は、本書に添付して割印する。

2 費用負担の方法

費用負担は原則として金銭を以って行うものとする。（※）
上記の内容について確認しました。
請負人 印

年 月 日 氏 名 印

（※）記載内容については、適宜変更すること。

第6号様式

損傷箇所確認書

工 事 件 名			
所有者又は使用者	住 所		
立 会 日 時	場 所		
立会者	先 方	当 方	現場代理人

1 損傷内容

◎合意事項を記入する
◎損傷箇所は、確認図（平面図）に表示する。
◎確認図は、本書に添付して割印する。

2 費用負担の方法

費用負担は原則として金銭を以って行うものとする。（※）
上記の内容について確認しました。
請負人 印

年 月 日 氏 名 印

（※）記載内容については、適宜変更すること。

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-47	改定箇所											
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)			○第5編水道局特記仕様書集 5-140 から掲載ページを変更											
<p style="text-align: center;">第7号様式 (復旧工事施工計画書)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(工事監督課・事務所)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">工事請負人 現場代理人 印</p> <p style="text-align: center;">復旧工事施工計画書</p> <p>1 工事名</p> <p>2 工事場所</p> <p>3 工事施工期間</p> <p>4 添付資料</p> <p>(1) 復旧工事概算見積総括表</p> <p>(2) 案内図</p> <p>(3) 被害家屋一覧図</p> <p>(4) 復旧工事概略仕様書</p> <p>(5) 復旧工事概算見積書</p> <p>(6) 家屋等現況調査平面図</p> <p>(7) 写真説明表</p> <p>(8) 損害箇所記録写真</p> <p>(9) 委任状 (建設共同企業体の場合)</p> <p>(10) その他関係資料 (施工関係、地質想定図、地下水位測定及び水質調査資料、その他必要な書類)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>総括監督員</td> <td>主任監督員</td> <td>担当監督員</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">5-140</p>		総括監督員	主任監督員	担当監督員					<p style="text-align: center;">第7号様式</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(工事監督課・事務所)</p> <hr/> <p style="text-align: right;">工事請負人 現場代理人 印</p> <p style="text-align: center;">復旧工事施工計画書</p> <p>1 工事名</p> <p>2 工事場所</p> <p>3 工事施工期間</p> <p>4 添付資料</p> <p>(1) 復旧工事概算見積総括表</p> <p>(2) 案内図</p> <p>(3) 被害家屋一覧図</p> <p>(4) 復旧工事概略仕様書</p> <p>(5) 復旧工事概算見積書</p> <p>(6) 家屋等現況調査平面図</p> <p>(7) 写真説明表</p> <p>(8) 損害箇所記録写真</p> <p>(9) 委任状 (建設共同企業体の場合)</p> <p>(10) その他関係資料 (施工関係、地質想定図、地下水位測定及び水質調査資料、その他必要な書類)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>総括監督員</td> <td>主任監督員</td> <td>担当監督員</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">4-47</p>			総括監督員	主任監督員	担当監督員		
総括監督員	主任監督員	担当監督員														
総括監督員	主任監督員	担当監督員														

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

○第5編水道局特記仕様書集 5-141 から掲載ページを変更

第7号様式（添付資料）（復旧工事概算見積総括表）

復旧工事概算見積総括表

損害家屋 一覧図 対象番号	家屋調査 番号 (事前)	所有者氏名	居住者氏名	所在地	構造	延面積 (m ²)	被害箇所	復旧工 事所要 日数 (日)	見積金額 (円)	備 考

5-141

第7号様式（添付資料）

復旧工事概算見積総括表

損害家屋 一覧図 対象番号	家屋調査 番号 (事前)	所有者氏名	居住者氏名	所在地	構造	延面積 (m ²)	被害箇所	復旧工 事所要 日数 (日)	見積金額 (円)	備 考

4-48

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○第5編水道局特記仕様書集 5-142 から掲載ページを変更

第7号様式-添付資料(復旧工事概略仕様書)

復旧工事概略仕様書

番号	損害箇所又は物件名	損害状況	家屋調査番号		所有者氏名又は居住者氏名	写真撮影番号	備考
			復旧方法	復旧方法			

5-142

第7号様式(添付資料)

復旧工事概略仕様書

番号	損害箇所又は物件名	損害状況	家屋調査番号		所有者氏名又は居住者氏名	写真撮影番号	備考
			復旧方法	復旧方法			

4-49

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○第5編水道局特記仕様書集 5-143 から掲載ページを変更

第7号様式一添付資料 (復旧工事概算見積書)

復旧工事概算見積書

家鑑調査番号	所有者又は居住者 氏名					
見積額 (円)						
内訳	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
工種						

(注) 諸経費 (木造建築物に相当する) を含めること

5-143

第7号様式 (添付資料)

復旧工事概算見積書

家鑑調査番号	所有者又は居住者 氏名					
見積額 (円)						
内訳	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
工種						

(注) 諸経費 (木造建築物に相当する) を含めること

4-50

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

第7号様式—添付資料(写真説明表)

写真説明表(事後)			
整理番号	〇〇〇〇	経過年数	〇〇年
家屋所在地	〇〇〇〇	立会人	〇〇〇〇
家屋所有者	〇〇〇〇	依頼者立会人	〇〇〇〇
家屋使用者	〇〇〇〇	調査員	〇〇〇〇
主要用途	専用住宅		
写真番号	撮影箇所	状況	測定値
1	外部 ブロック塀	目地き裂	W=4mm
2	"	"	W=5mm
3	"	き裂	W=3mm
4	土間コンクリート	"	W=3mm
5	"	"	W=12mm
6	"	"	
7	内部 1Fホール柱	傾斜	
8	和室6帖柱	"	
9	"	"	
10	2F和室6帖柱	"	
11	階段壁柱	"	
12	以上		
13			
14			
15			
16			
17			

5-145

写真説明表(事前)			
整理番号	〇〇〇〇	経過年数	〇〇年
家屋所在地	〇〇〇〇	立会人	〇〇〇〇
家屋所有者	〇〇〇〇	依頼者立会人	〇〇〇〇
家屋使用者	〇〇〇〇	調査員	〇〇〇〇
主要用途	専用住宅		
写真番号	撮影箇所	状況	測定値
1	外部 ブロック塀	目地き裂	W=4mm
2	"	"	W=5mm
3	"	き裂	W=3mm
4	土間コンクリート	"	W=3mm
5	"	"	W=12mm
6	"	"	
7	内部 1Fホール柱	傾斜	
8	和室6帖柱	"	
9	"	"	
10	2F和室6帖柱	"	
11	階段壁柱	"	
12	以上		
13			
14			
15			
16			
17			

第7号様式(添付資料)

写真説明表(事前)			
整理番号	経過年数	立会人	〇〇年
家屋所在地		立会人	
家屋所有者		依頼者立会人	
家屋使用者		調査員	
主要用途			
写真番号	撮影箇所	状況	測定値
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

4-52

写真説明表(事後)			
整理番号	経過年数	立会人	〇〇年
家屋所在地		立会人	
家屋所有者		依頼者立会人	
家屋使用者		調査員	
主要用途			
写真番号	撮影箇所	状況	測定値
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

○第5編水道局特記仕様書集 5-145 から掲載ページを変更

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

第7号様式一添付資料 (損害箇所記録写真)

<p>事後調査 (写真番号) ○-1 全景 事後調査</p>	<p>(写真番号) ○-2 外壁 亀裂拡大 (最大= mm) L= m 3 mm→5 mm</p>	<p>(写真番号) ○-3 和室8畳入口換 建付不良</p>
<p>被害箇所記録写真 (家屋調査番号○ △△宅) 事前調査 (写真番号) ○-1 (写真説明) (対比写真)</p>	<p>(対比写真)</p>	<p>(対比写真なしの場合)</p>

5-146

第7号様式 (添付資料)

<p>事後調査 (写真番号)</p>	<p>(写真番号)</p>	<p>(写真番号)</p>
<p>被害箇所記録写真 (家屋調査番号 宅) 事前調査 (写真番号) (写真説明)</p>	<p>(写真番号) (写真説明)</p>	<p>(写真番号) (写真説明)</p>

4-53

○第5編水道局特記仕様書集 5-146 から掲載ページを変更及び記載内容の一部削除

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-54	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			○第5編水道局特記仕様書集 5-147 から掲載ページを変更
<p style="text-align: center;">第7号様式—添付資料（委任状） ※ 建設共同企業体の場合</p> <p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>横浜市水道事業管理者 様</p> <p style="text-align: right;">委任者 印</p> <p>私は、次の者を代理人と定め、横浜市水道局との間における次の事項に関する権限を委任します。</p> <p>受任者</p> <p style="text-align: center;">委 任 事 項</p> <p>1 工事（ 施工、 年 月 日 締結、 契約番号第 号）施工に伴う損害補償の処理解決に関する一切の件。</p> <p>2 上記工事請負契約約款第29条に基づく費用負担等に関する協議書による負担金の請求及び受領に関する件。</p> <p style="text-align: center;">5-147</p>		<p style="text-align: center;">第7号様式（添付資料） ※ 建設共同企業体の場合</p> <p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>横浜市水道事業管理者 様</p> <p style="text-align: right;">委任者 印</p> <p>私は、次の者を代理人と定め、横浜市水道局との間における次の事項に関する権限を委任します。</p> <p>受任者</p> <p style="text-align: center;">委 任 事 項</p> <p>1 工事（ 施工、 年 月 日 締結、 契約番号第 号）施工に伴う損害補償の処理解決に関する一切の件。</p> <p>2 上記工事請負契約約款第29条に基づく費用負担等に関する協議書による負担金の請求及び受領に関する件。</p> <p style="text-align: center;">4-54</p>			

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○第5編水道局特記仕様書集 5-148 から掲載ページを変更及び記載内容の一部削除

第8号様式 (復旧工事仕様書)

年 月 日作成

復旧工事仕様書

家屋調査番号	所在地	居住者氏名	TEL ()
〇〇	居住者住所	所有者氏名	TEL ()
工 事 名			
復旧方法 ※主な復旧方法について記載すること。 ※詳細については内訳書により工種、数量等を表すこと。	(1) 建物全体について調査の結果、〇〇方向に傾斜し、基礎には××方向に亀裂が生じている。このため家屋全体を揚屋のうえ基礎亀裂部の補修を行い天端調整後建物に定着する。 (2) 玄関及び洋間の壁は、上塗剥落しを行い下地補修のうえ塗替える。 (3) 浴室の床タイルは、撤去のうえ貼替える ブロック塀については、亀裂部分は積替のうえ・・・等		

5-148

第8号様式

復旧工事仕様書

年 月 日作成

家屋調査番号	所在地	所有者氏名	TEL ()
	居住者住所	居住者氏名	TEL ()
工 事 名			
復旧方法 ※主な復旧方法について記載すること。 ※詳細については内訳書により工種、数量等を表すこと。			

4-55

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○第5編水道局特記仕様書集 5-149 から掲載ページを変更及び記載内容の一部削除・修正

第8号様式-添付資料 (内訳書)

内 訳 書

工 種 (品 名)	形状・寸法	数量	単位	摘 要
(例) 1 仮設工事				
外部足場損料				
内部足場損料				玄関○○m ² 、洋間○○m ²
養生費				
計				
2 塗装工事				
内部塗装剥落し工				玄関○○m ² 、洋間○○m ²
外部塗装剥落とし工				
外部リシン吹替	パラポロン塗膜、亀裂樹脂系パテ詰			
○○○○工				

※ 提示部数 被覆者へ (金抜き) 1部

5-149

第8号様式 (添付資料)

内 訳 書

工 種 (品 名)	形状・寸法	数量	単位	摘 要

※ 提示部数 補償対象者へ (金抜き) 1部

4-56

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○第5編水道局特記仕様書集 5-150 から掲載ページを変更

第9号様式 (復旧工事見積書)

復旧工事見積書

家屋調査番号	所有者又は居住者 氏名					
見積額 (円)						
内訳						
工種	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要

(注) 諸経費 (木造建築物に相当する) を含めること。

5-150

第9号様式

復旧工事見積書

家屋調査番号	所有者又は居住者 氏名					
見積額 (円)						
内訳						
工種	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要

(注) 諸経費 (木造建築物に相当する) を含めること。

4-57

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○第5編水道局特記仕様書集 5-151 から掲載ページを変更

第10号様式 (折衝報告書)

年 月 日

(工事監督課・事務所)

工事請負人
現場代理人

印

折 衝 報 告 書

工 事 件 名			
所 有 者 名		住 所	TEL ()
折 衝 日 時		場 所	
折 衝 者	先 方	当 方	
折衝内容			
所見等			

総括監督員	主任監督員	担当監督員

5-151

第10号様式

年 月 日

(工事監督課・事務所)

工事請負人
現場代理人

印

折 衝 報 告 書

工 事 件 名			
所 有 者 名		住 所	TEL ()
折 衝 日 時		場 所	
折 衝 者	先 方	当 方	
折衝内容			
所見等			

総括監督員	主任監督員	担当監督員

4-58

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-59	改定箇所
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)			○第5編水道局特記仕様書集 5-152 から掲載ページを変更
<div style="text-align: right; font-size: small;">第11号様式 (承諾書)</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>承 諾 書</p> <p>金 _____ 円也</p> <p>私は、横浜市水道局発注による 工事によって発生した物件の損害については、 (頭書の金額をもってすべて解決すること/復旧工事並びに頭書の金額をもってすべて 解決すること/次の代替物件の受領によりすべて解決すること) (注) を承諾し、この ことについては、貴社及び横浜市水道局に対して、今後一切異議の申し立てをいたしません。</p> <p>1 所在地</p> <p>2 損害物件</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所有者 (居住者) 住所 氏 名 又 は 名称 印</p> <p style="text-align: right;">(請負人) 様</p> <p style="text-align: right;">(発注者) 横浜市水道事業管理者 様</p> </div> <div style="font-size: small; margin-top: 10px;">(注) (費用負担のみの場合/復旧工事と費用負担による場合/代替物による費用負担の場合)</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">5-152</div>		<div style="text-align: center; font-size: small;">第11号様式</div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>承 諾 書</p> <p>金 _____ 円也</p> <p>私は、横浜市水道局発注による 工事によって発生した物件の損害については、 (頭書の金額をもってすべて解決すること/復旧工事並びに頭書の金額をもってすべて 解決すること/次の代替物件の受領によりすべて解決すること) (注) を承諾し、この ことについては、貴社及び横浜市水道局に対して、今後一切異議の申し立てをいたしません。</p> <p>1 所在地</p> <p>2 損害物件</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所有者 (居住者) 住所 氏 名 又 は 名称 印</p> <p style="text-align: right;">(請負人) 様</p> <p style="text-align: right;">(発注者) 横浜市水道事業管理者 様</p> </div> <div style="font-size: small; margin-top: 10px;">(注) (費用負担のみの場合/復旧工事と費用負担による場合/代替物による費用負担の場合)</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">4-59</div>			

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-60	改定箇所
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)			○第5編水道局特記仕様書集 5-153 から掲載ページを変更
<p style="text-align: center;">第12号様式 (復旧工事施行承諾書)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">復旧工事施行承諾書</p> <p>私は、横浜市水道局発注による 工事に伴う損害に対する復旧工事について、貴殿が別紙復旧工事仕様書の通り施行することを承諾します。</p> <p>1 所在地</p> <p>2 損害物件</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所有者 (居住者) 住所 氏名又は名称 印</p> <p style="text-align: right;">(請負人) 様</p> <p style="text-align: right;">(発注者) 横浜市水道事業管理者 様</p> </div> <p>(注) 復旧工事のみの場合</p> <p style="text-align: center;">5-153</p>		<p style="text-align: center;">第12号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">復旧工事施行承諾書</p> <p>私は、横浜市水道局発注による 工事に伴う損害に対する復旧工事について、貴殿が別紙復旧工事仕様書の通り施行することを承諾します。</p> <p>1 所在地</p> <p>2 損害物件</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所有者 (居住者) 住所 氏名又は名称 印</p> <p style="text-align: right;">(請負人) 様</p> <p style="text-align: right;">(発注者) 横浜市水道事業管理者 様</p> </div> <p>(注) 復旧工事のみの場合</p> <p style="text-align: center;">4-60</p>			

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

第13号様式（費用負担査定依頼書）

第13号様式

年 月 日

年 月 日

（工事監督課・事務所）

（工事監督課・事務所）

工事請負人
現場代理人

印

工事請負人
現場代理人

印

費用負担の査定について（依頼）

費用負担査定依頼書

貴市水道局発注の次の工事を当社において施行したところ、家屋被害等の損害が発生しました。
この費用負担を行うため、復旧工事（概略）仕様書及び復旧工事（概算）見積書を別添のとおり提出しますので、査定願います。

貴市水道局発注の次の工事を当社において施行したところ、家屋被害等の損害が発生しました。
この費用負担を行うため、復旧工事（概略）仕様書及び復旧工事（概算）見積書を別添のとおり提出しますので、査定願います。

- 1 工事名
- 2 工期 年 月 日 から 年 月 日
- 3 補償対象者 _____ ほか__名
- 4 損害状況
- 5 見積額

- 1 工事名
- 2 工期 年 月 日 から 年 月 日
- 3 補償対象者 _____ ほか__名
- 4 損害状況
- 5 見積額

総括監督員	主任監督員	担当監督員

総括監督員	主任監督員	担当監督員

5-154

4-61

○第5編水道局特記仕様書集 5-154 から掲載ページを変更及び記載内容（表題）の修正

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-62	改定箇所									
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）												
<p data-bbox="825 449 1118 470" style="text-align: center;">第15号様式（費用負担等和解協議書）</p> <p data-bbox="332 550 997 579" style="text-align: center;">第三者損害に対する費用負担等に関する和解協議書</p> <p data-bbox="201 659 1127 774">発注者横浜市水道局（以下「甲」という。）と請負人〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙が施行した〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の所有物件等（別紙「確認事項」のとおり）の損害に対する費用負担については、次により費用負担を実施し、それぞれ負担することを承諾するものとする。</p> <p data-bbox="201 812 323 833">1 協議事項</p> <p data-bbox="210 840 638 861">(1) 費用負担額は、別紙見積書のとおりとする。 総額¥〇〇〇〇〇〇. -</p> <p data-bbox="210 903 673 924">(2) 費用負担額及び負担割合は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="240 932 543 953">ア 甲¥〇〇〇〇〇〇. - [〇〇%]</p> <p data-bbox="240 961 543 982">イ 乙¥〇〇〇〇〇〇. - [〇〇%]</p> <p data-bbox="201 1024 382 1045">2 その他確認事項</p> <p data-bbox="201 1054 1110 1230">(1) 第三者損害に対する費用負担は、乙が誠意をもってこれにあたり、迅速・適切に処理するものとする。 (2) 分割協議を要する負担割合については、次回以降の損害物件と併せて協議し、決定するものとする。 (3) 乙は、費用負担総額のうち甲の負担分については、関係書類を添えて甲に請求するものとする。 (4) この協定書につき、定めのない事項及び変更すべき特段の事由のあるときは、甲と乙とで別途協議するものとする。</p> <p data-bbox="219 1266 1095 1287">この協議の成立を証するため、協議書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。</p> <p data-bbox="276 1327 379 1348" style="text-align: center;">年 月 日</p> <table data-bbox="516 1388 881 1591" style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">甲</td> <td style="width: 70%;">横浜市中央区港町1丁目1番地 横浜市水道事業管理者 水道局長</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>(社名) (住所) (代表者氏名)</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> </table> <p data-bbox="626 1759 700 1780" style="text-align: center;">5-157</p>	甲	横浜市中央区港町1丁目1番地 横浜市水道事業管理者 水道局長	印	乙	(社名) (住所) (代表者氏名)	印	<p data-bbox="1445 436 1546 457" style="text-align: center;">第15号様式</p> <p data-bbox="1584 537 2276 567" style="text-align: center;">第三者損害に対する費用負担等に関する和解協議書</p> <p data-bbox="1445 651 2412 766">発注者横浜市水道局（以下「甲」という。）と請負人_____（以下「乙」という。）とは、乙が施行した_____工事に起因して発生した、横浜市__区__町__丁目____番地____の所有物件等（別紙「確認事項」のとおり）の損害に対する費用負担については、次により費用負担を実施し、それぞれ負担することを承諾するものとする。</p> <p data-bbox="1445 804 1576 825">1 協議事項</p> <p data-bbox="1454 833 1902 854">(1) 費用負担額は、別紙見積書のとおりとする。 総額¥</p> <p data-bbox="1454 896 1941 917">(2) 費用負担額及び負担割合は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1484 926 1801 947">ア 甲¥ [%]</p> <p data-bbox="1484 955 1801 976">イ 乙¥ [%]</p> <p data-bbox="1445 1018 1635 1039">2 その他確認事項</p> <p data-bbox="1454 1050 2407 1192">(1) 第三者損害に対する費用負担は、乙が誠意をもってこれにあたり、迅速・適切に処理するものとする。 (2) 分割協議を要する負担割合については、次回以降の損害物件と併せて協議し、決定するものとする。 (3) 乙は、費用負担総額のうち甲の負担分については、関係書類を添えて甲に請求するものとする。 (4) この協定書につき、定めのない事項及び変更すべき特段の事由のあるときは、甲と乙とで別途協議するものとする。</p> <p data-bbox="1466 1232 2374 1253">この協議の成立を証するため、協議書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。</p> <p data-bbox="1522 1293 1632 1314" style="text-align: center;">年 月 日</p> <table data-bbox="1771 1354 2154 1562" style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: right;">甲</td> <td style="width: 60%;">横浜市中区 横浜市水道事業管理者 水道局長</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>(住所) (社名) (代表者氏名)</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> </table> <p data-bbox="1878 1759 1938 1780" style="text-align: center;">4-62</p>	甲	横浜市中区 横浜市水道事業管理者 水道局長	印	乙	(住所) (社名) (代表者氏名)	印	<p data-bbox="2576 327 2861 491">○第5編水道局特記仕様書集 5-157 から掲載ページを変更及び記載内容の一部修正</p>
甲	横浜市中央区港町1丁目1番地 横浜市水道事業管理者 水道局長	印												
乙	(社名) (住所) (代表者氏名)	印												
甲	横浜市中区 横浜市水道事業管理者 水道局長	印												
乙	(住所) (社名) (代表者氏名)	印												

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

○第5編水道局特記仕様書集 5-158 から掲載ページを変更

別紙

第15号様式—添付資料（確認事項）

確認事項

費用負担対象者	費用負担内容	費用負担方法	水道局負担額（円）	請負人負担額（円）	費用負担総額（円）	損害物件の所在地
計						

5-158

第15号様式（添付資料）

別紙

確認事項

費用負担対象者	費用負担内容	費用負担方法	水道局負担額（円）	請負人負担額（円）	費用負担総額（円）	損害物件の所在地
計						

4-63

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-64	改定箇所
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)			
<p style="text-align: right;">第16号様式 (領収書)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>金 _____ 円也</p> <p>正に頭書の金額を領収いたしました。 ただし、横浜市水道局発注による工事によって生じた損害物件の費用負担金として。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所有者 (居住者) 住所 氏 名 又 は 名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">(請負人)</p> <p style="text-align: right;">様</p> </div> <p>(注) 費用負担のみの場合</p> <p style="text-align: center;">5-159</p>		<p style="text-align: center;">第16号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>金 _____ 円也</p> <p>正に頭書の金額を領収いたしました。 ただし、横浜市水道局発注による工事によって生じた損害物件の費用負担金として。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所有者 (居住者) 住所 氏 名 又 は 名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">(請負人)</p> </div> <p>(注) 費用負担のみの場合</p> <p style="text-align: center;">4-64</p>			<p>○第5編水道局特記仕様書集 5-159 から掲載ページを変更</p>

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-65	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			
<p style="text-align: center;">第17号様式（復旧工事完了確認書）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><u>復旧工事完了確認書</u></p> <p>私は、先に承諾した損害物件の復旧工事が完了したことを確認し、このことについては貴社及び横浜市水道局に対して今後一切異議の申し立てをいたしません。</p> <p>1 所在地</p> <p>2 損害物件</p> <p>3 工事完了日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: right;">所有者（居住者）住所 氏名又は名称</div> <div style="text-align: center;">印</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">（請負人）</div> <div style="text-align: center;">様</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">（発注者）</div> <div style="text-align: center;">横浜市水道事業管理者</div> <div style="text-align: center;">様</div> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">（注）復旧工事による場合</p> <p style="text-align: center;">5-160</p>		<p style="text-align: center;">第17号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><u>復旧工事完了確認書</u></p> <p>私は、先に承諾した損害物件の復旧工事が完了したことを確認し、このことについては貴社及び横浜市水道局に対して今後一切異議の申し立てをいたしません。</p> <p>1 所在地</p> <p>2 損害物件</p> <p>3 工事完了日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: right;">所有者（居住者）住所 氏名又は名称</div> <div style="text-align: center;">印</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">（請負人）</div> <div style="text-align: center;">様</div> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">（注）復旧工事による場合</p> <p style="text-align: center;">4-65</p>			<p>○第5編水道局特記仕様書集 5-160 から掲載ページを変更</p>

■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	4-66	改定箇所
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)			
<p style="text-align: center;">第18号様式 (受領書)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">受領書</p> <p>私は、先に承諾した損害物件の代替物として、正に次の物件を受領いたしました。</p> <p>1 受領物件</p> <p>2 受領日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所有者 (居住者) 住所 氏名又は名称 印</p> <p style="text-align: center;">(請負人) 様</p> </div> <p>(注) 代替物による費用負担の場合</p> <p style="text-align: center;">5-161</p>		<p style="text-align: center;">第18号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">受領書</p> <p>私は、先に承諾した損害物件の代替物として、正に次の物件を受領いたしました。</p> <p>1 受領物件</p> <p>2 受領日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所有者 (居住者) 住所 氏名又は名称 印</p> <p style="text-align: center;">(請負人)</p> </div> <p>(注) 代替物による費用負担の場合</p> <p style="text-align: center;">4-66</p>			<p>○第5編水道局特記仕様書集 5-161 から掲載ページを変更</p>

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

総括監督員	主任監督員	担当監督員

第19号様式（損害の費用負担実施届出書）

年 月 日

（工事監督課・事務所）

工事請負人
現場代理人

印

損害の費用負担実施届

次のとおり費用負担を実施しました。

1 対象工事内容

工 事 件 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	¥
施 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日

2 費用負担内容

対象物件		復旧工事	代替物	金額	計	備考
家 屋	件数					
	金額					
井 戸	件数					
	金額					
その他 (駐車場等)	件数					
	金額					
合 計	件数					
	金額					

<添付資料>費用負担実施総括表、復旧工事仕様書・見積書、復旧工事完了確認書、承諾書、領収書（写し）、受領書（写し）

第19号様式

（工事監督課・事務所）

年 月 日

工事請負人
現場代理人

印

損害の費用負担実施届

次のとおり費用負担を実施しました。

1 対象工事内容

工 事 件 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	¥
施 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日

2 費用負担内容

対象物件		復旧工事	代替物	金額	計	備考
家 屋	件数					
	金額					
井 戸	件数					
	金額					
その他 (駐車場等)	件数					
	金額					
合 計	件数					
	金額					

<添付資料>費用負担実施総括表、復旧工事仕様書・見積書、復旧工事完了確認書、承諾書、領収書（写し）、受領書（写し）

総括監督員	主任監督員	担当監督員

○第5編水道局特記仕様書集 5-162 から掲載ページを変更及び記載内容の一部修正

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○第5編水道局特記仕様書集 5-163 から掲載ページを変更

第19号様式—添付資料 (損害の費用負担実施総括表)

損害の費用負担実施総括表

被害家庭 一覽図 対象番号	家庭調査 番号 (事前)	所有者氏名	居住者氏名	所在地	構造	延面積 (m ²)	損害箇所	復旧工 事所要 日数 (日)	見積金額 (円)	備考 (費用負担種別等)

5-163

第19号様式 (添付資料)

費用負担実施総括表

被害家庭 一覽図 対象番号	家庭調査 番号 (事前)	所有者氏名	居住者氏名	所在地	構造	延面積 (m ²)	損害箇所	復旧工 事所要 日数 (日)	見積金額 (円)	備考 (費用負担種別等)

4-68

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書集	頁	5-6	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			○令和2年5月22日 財公第82号 工事関係書類の簡素化について（通知）に伴い、文中2「3部」を「原本1部及び電子データ」へ修正
<p data-bbox="483 394 890 422" style="text-align: center;">安全管理指定工事に関わる特記仕様書</p> <p data-bbox="958 464 1148 489" style="text-align: right;">平成26年1月23日</p> <p data-bbox="204 531 1148 594">この特記仕様書は、特に安全管理を考慮すべき工事として、「横浜市水道局工事安全管理規程」に基づいて指定された安全管理工事（以下「安全管理指定工事」という。）に適用する。</p> <ol data-bbox="210 636 1148 1759" style="list-style-type: none"> 1 請負人は、安全管理指定工事の施工にあたり、監督員及び工事安全担当員とともに工事の安全管理に留意し、事故を未然に防ぐことにより、公衆の生命、身体及び財産に危害又は損害を及ぼさないよう努めなければならない。 2 請負人は、契約締結後、工事安全管理計画書を監督員に遅滞なく3部提出しなければならない。 3 工事安全管理計画書には、次の事項を記載しなければならない。 <ol data-bbox="231 877 1148 1686" style="list-style-type: none"> (1) 工事概要 工事名、工事場所、工事期間、契約金額、工事監督機関名及び監督員（総括、主任、担当）の氏名、請負人名（会社名、現場代理人氏名）、工事内容、設計図面 (2) 現場事務所の所在地と電話番号 (3) 施工体系図 (4) 安全管理機構 ア 安全管理機構図 イ 工事関係者に対する教育及び訓練の実施方法 (5) 工程表（安全管理上重要な工種は赤色にする。） (6) 安全管理指定工事の指定要件、これにかかわる施工計画及び災害防止対策 (7) 安全活動計画 毎日、毎週、毎月、随時に実施する安全活動の計画、工事安全日誌様式 (8) 安全管理項目及び点検方法 ア 管理項目 保安施設、重要な地下埋設物、土留工、掘削方法、覆工、電力設備、機械設備、重要な仮設備、その他公衆災害及び労働災害を誘発するおそれのある設備、工法等 イ 点検方法 点検箇所、点検時期、点検表、報告等の具体的方法 (9) 事故発生時の初動措置 ア 緊急非常時連絡系統図 イ 緊急非常時連絡体制、連絡先電話番号表、交通機関の迂回路及び市民の避難方法 ウ 緊急時の指定病院とその案内図 (10) 関係機関への協議及び当該機関の意見等 (11) その他工事安全管理のために必要な事項 4 請負人は、工事安全管理計画書の各事項を変更しようとするときは、事前に変更計画書を監督員に <p data-bbox="655 1808 703 1833" style="text-align: center;">5-6</p>	<p data-bbox="1730 384 2148 411" style="text-align: center;">安全管理指定工事に関わる特記仕様書</p> <p data-bbox="2160 453 2421 516" style="text-align: right;">平成26年1月23日 令和2年7月1日 改正</p> <p data-bbox="1445 558 2421 621">この特記仕様書は、特に安全管理を考慮すべき工事として、「横浜市水道局工事安全管理規程」に基づいて指定された安全管理工事（以下「安全管理指定工事」という。）に適用する。</p> <ol data-bbox="1451 663 2421 1759" style="list-style-type: none"> 1 請負人は、安全管理指定工事の施工にあたり、監督員及び工事安全担当員とともに工事の安全管理に留意し、事故を未然に防ぐことにより、公衆の生命、身体及び財産に危害又は損害を及ぼさないよう努めなければならない。 2 請負人は、契約締結後、工事安全管理計画書を監督員に遅滞なく原本1部及び電子データを提出しなければならない。 3 工事安全管理計画書には、次の事項を記載しなければならない。 <ol data-bbox="1472 936 2421 1686" style="list-style-type: none"> (1) 工事概要 工事名、工事場所、工事期間、契約金額、工事監督機関名及び監督員（総括、主任、担当）の氏名、請負人名（会社名、現場代理人氏名）、工事内容、設計図面 (2) 現場事務所の所在地と電話番号 (3) 施工体系図 (4) 安全管理機構 ア 安全管理機構図 イ 工事関係者に対する教育及び訓練の実施方法 (5) 工程表（安全管理上重要な工種は赤色にする。） (6) 安全管理指定工事の指定要件、これにかかわる施工計画及び災害防止対策 (7) 安全活動計画 毎日、毎週、毎月、随時に実施する安全活動の計画、工事安全日誌様式 (8) 安全管理項目及び点検方法 ア 管理項目 保安施設、重要な地下埋設物、土留工、掘削方法、覆工、電力設備、機械設備、重要な仮設備、その他公衆災害及び労働災害を誘発するおそれのある設備、工法等 イ 点検方法 点検箇所、点検時期、点検表、報告等の具体的方法 (9) 事故発生時の初動措置 ア 緊急非常時連絡系統図 イ 緊急非常時連絡体制、連絡先電話番号表、交通機関の迂回路及び市民の避難方法 ウ 緊急時の指定病院とその案内図 (10) 関係機関への協議及び当該機関の意見等 (11) その他工事安全管理のために必要な事項 <p data-bbox="1902 1808 1949 1833" style="text-align: center;">5-6</p>				

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書集	頁	5-8	改定箇所													
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			○様式については第4編様式集を参照する旨を記載													
<p style="text-align: center;">段階点検制度(仮設工等)に関する特記仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成8年4月1日 令和2年1月24日 改正</p> <p>この工事は、水道局が定める段階点検制度(仮設工等)実施要領に基づき選定された工事である。 請負人は、施工に当っては次によらなければならない。</p> <p>1 水道局の段階点検を適用する工事の選定要件は、次のとおりである。 (選定要件の内容は、工事仕様書に明示する。)</p> <p>(1) 土留工及び締切り工で、掘削高さ6m以上の場合。 (2) 軟弱地盤による土留工及び締切り工で、掘削高さ4m以上の場合。 (3) 偏土圧を受ける土留工及び締切り工で、掘削高さ4m以上の場合。 (4) 仮設計画で、基準としている水面から床付深さ4m以上の締切り工 (5) 河川堤防と同等の機能を有する仮締切り工 (6) 鉄道・河川・道路構造物等近接し、その構造物及び周辺地域に地盤変動等の影響が予想される土留工及び締切り工 (7) 一般交通を供用する大規模な土留工、路面覆工及び仮設橋等の仮設構造物 (8) 橋長50m以上の橋梁の架設 (9) その他局長が必要と認める工事</p> <p>2 請負人は、段階点検制度対象工事において請負人の本・支店等の技術者、安全管理担当責任者により工事の進捗に応じた段階ごとの点検を行わなければならない。</p> <p>3 請負人は、段階点検制度対象工事について別表に示す工程の段階において点検し、その結果を書面（「段階点検確認書」様式集参照）にまとめ監督員に提出しなければならない。</p> <p>4 請負人は、段階点検確認書の書面の内容、書式について適用する工事の内容、規模等に応じて作成し、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5 請負人は、施工中間段階及び撤去中間段階における点検の頻度について監督員と協議し承諾を得なければならない。</p> <p>6 請負人は、段階点検確認書を監督員に2部提出し、1部を監督員の受取印を押印してもらい完成書類として検査時に写しを提出しなければならない。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="219 1503 1133 1707"> <thead> <tr> <th>点検する仮設土留工の工程</th> <th>点 検 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 設計完了段階</td> <td rowspan="2">・設計完了段階においては、現場条件と整合した設計条件で、安全設計してあるか。</td> </tr> <tr> <td>② 施工中間段階</td> </tr> <tr> <td>③ 施工完了段階</td> <td rowspan="2">・施工中間、完了、撤去中間等の段階においては、仮設計画書どおりに実施しているか。</td> </tr> <tr> <td>④ 撤去中間段階</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">5-8</p>	点検する仮設土留工の工程	点 検 の 内 容	① 設計完了段階	・設計完了段階においては、現場条件と整合した設計条件で、安全設計してあるか。		② 施工中間段階	③ 施工完了段階	・施工中間、完了、撤去中間等の段階においては、仮設計画書どおりに実施しているか。	④ 撤去中間段階	<p style="text-align: center;">段階点検制度(仮設工等)に関する特記仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成8年4月1日 令和2年7月1日 改正</p> <p>この工事は、水道局が定める段階点検制度(仮設工等)実施要領に基づき選定された工事である。 請負人は、施工に当っては次によらなければならない。</p> <p>1 水道局の段階点検を適用する工事の選定要件は、次のとおりである。 (選定要件の内容は、工事仕様書に明示する。)</p> <p>(1) 土留工及び締切り工で、掘削高さ6m以上の場合。 (2) 軟弱地盤による土留工及び締切り工で、掘削高さ4m以上の場合。 (3) 偏土圧を受ける土留工及び締切り工で、掘削高さ4m以上の場合。 (4) 仮設計画で、基準としている水面から床付深さ4m以上の締切り工 (5) 河川堤防と同等の機能を有する仮締切り工 (6) 鉄道・河川・道路構造物等近接し、その構造物及び周辺地域に地盤変動等の影響が予想される土留工及び締切り工 (7) 一般交通を供用する大規模な土留工、路面覆工及び仮設橋等の仮設構造物 (8) 橋長50m以上の橋梁の架設 (9) その他局長が必要と認める工事</p> <p>2 請負人は、段階点検制度対象工事において請負人の本・支店等の技術者、安全管理担当責任者により工事の進捗に応じた段階ごとの点検を行わなければならない。</p> <p>3 請負人は、段階点検制度対象工事について別表に示す工程の段階において点検し、その結果を書面（「段階点検確認書」第4編様式集参照）にまとめ監督員に提出しなければならない。</p> <p>4 請負人は、段階点検確認書の書面の内容、書式について適用する工事の内容、規模等に応じて作成し、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5 請負人は、施工中間段階及び撤去中間段階における点検の頻度について監督員と協議し承諾を得なければならない。</p> <p>6 請負人は、段階点検確認書を監督員に提出し、監督員の受取印を押印してもらい完成書類として検査時に提出しなければならない。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1466 1503 2368 1707"> <thead> <tr> <th>点検する仮設土留工の工程</th> <th>点 検 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 設計完了段階</td> <td rowspan="2">・設計完了段階においては、現場条件と整合した設計条件で、安全設計してあるか。</td> </tr> <tr> <td>② 施工中間段階</td> </tr> <tr> <td>③ 施工完了段階</td> <td rowspan="2">・施工中間、完了、撤去中間等の段階においては、仮設計画書どおりに実施しているか。</td> </tr> <tr> <td>④ 撤去中間段階</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">5-8</p>	点検する仮設土留工の工程	点 検 の 内 容	① 設計完了段階	・設計完了段階においては、現場条件と整合した設計条件で、安全設計してあるか。	② 施工中間段階	③ 施工完了段階	・施工中間、完了、撤去中間等の段階においては、仮設計画書どおりに実施しているか。	④ 撤去中間段階
点検する仮設土留工の工程	点 検 の 内 容																	
① 設計完了段階	・設計完了段階においては、現場条件と整合した設計条件で、安全設計してあるか。																	
② 施工中間段階																		
③ 施工完了段階	・施工中間、完了、撤去中間等の段階においては、仮設計画書どおりに実施しているか。																	
④ 撤去中間段階																		
点検する仮設土留工の工程	点 検 の 内 容																	
① 設計完了段階	・設計完了段階においては、現場条件と整合した設計条件で、安全設計してあるか。																	
② 施工中間段階																		
③ 施工完了段階	・施工中間、完了、撤去中間等の段階においては、仮設計画書どおりに実施しているか。																	
④ 撤去中間段階																		

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

別表-2

工所用材料製作者登録一覧
(口径φ75mm以上)

品名及び指定している理由	製作者	品名及び指定している理由	製作者
人孔鉄蓋 (φ600) 仕切弁用等 (製品指定のため)	(株) ダイモン	耐震補強金具 (製品指定のため)	大成機工 (株)
	北勢工業 (株)		
人孔鉄蓋 (φ600) 消火栓用 (製品指定のため)	日之出水道機器 (株)	フランジ補強金具 (製品指定のため)	大成機工 (株)
	(株) 水島鉄工所		
	日本鑄工 (株)	フランジ固定金具 (製品指定のため)	大成機工 (株)
	(株) 横浜水材製作所		
	(株) トミス		
	スズテック (株)		
	(株) 荒木製作所		
	(株) ダイモン		
	北勢工業 (株)		
人孔鉄蓋 (φ600) 急速空気弁 用 (製品指定のため)	(株) ホクキャスト		
	長島鋳物 (株)		
	日之出水道機器 (株)		
	(株) ダイモン		
	スズテック (株)		
明示テープ (横浜市仕様のため)	興和ゴム工業 (株)		
	三報ゴム (株)		
	(株) 共和		
	積水マテリアルソリューションズ (株)		
明示シート (横浜市仕様のため)	興和ゴム工業 (株)		
	大東電材 (株)		
	ヨツギ (株)		
	大信産業 (株)		
	サンエス護謨工業 (株)		
	三報ゴム (株)		
	東洋平成ポリマー (株)		
補修弁 (φ75、100) (製品指定のため) ※1 φ75・φ100、10K ※2 φ75、7.5K・10K	※1 前澤工業 (株)		
	※2 (株) 清水合金製作所		
	※2 宮部鉄工 (株)		
	※2 清水工業 (株)		
不衝水切替弁 (製品指定のため)	大成機工 (株)		
	コスモ工機 (株)		

※製作者の追加及び変更があった場合は、担当事業所より周知します。

別表-2

工所用材料製作者登録一覧
(口径φ75mm以上)

品名及び指定している理由	製作者	品名及び指定している理由	製作者
人孔鉄蓋 (φ600) 仕切弁用等 (製品指定のため)	(株) ダイモン	耐震補強金具 (製品指定のため)	大成機工 (株)
	北勢工業 (株)		
人孔鉄蓋 (φ600) 消火栓用 (製品指定のため)	日之出水道機器 (株)	フランジ補強金具 (製品指定のため)	大成機工 (株)
	(株) 水島鉄工所		
	日本鑄工 (株)	フランジ固定金具 (製品指定のため)	大成機工 (株)
	(株) 横浜水材製作所		
	(株) トミス		
	スズテック (株)		
	(株) 荒木製作所		
	(株) ダイモン		
	北勢工業 (株)		
	人孔鉄蓋 (φ600) 急速空気弁 用 (製品指定のため)	(株) ホクキャスト	
長島鋳物 (株)			
日之出水道機器 (株)			
(株) ダイモン			
スズテック (株)			
明示テープ (横浜市仕様のため)	興和ゴム工業 (株)		
	三報ゴム (株)		
	(株) 共和		
	積水マテリアルソリューションズ (株)		
明示シート (横浜市仕様のため)	興和ゴム工業 (株)		
	大東電材 (株)		
	ヨツギ (株)		
	大信産業 (株)		
	サンエス護謨工業 (株)		
	三報ゴム (株)		
	東洋平成ポリマー (株)		
補修弁 (φ75、100) (製品指定のため) ※1 φ75・φ100、10K ※2 φ75、7.5K・10K	※1 前澤工業 (株)		
	※2 (株) 清水合金製作所		
	※2 宮部鉄工 (株)		
	※2 清水工業 (株)		
不衝水切替弁 (製品指定のため)	大成機工 (株)		
	コスモ工機 (株)		

※製作者の追加及び変更があった場合は、担当事業所より周知します。

○人孔鉄蓋 (φ600) 急速空気弁用の製作者を (株) トミスを追加

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書

平成18年4月1日制定
平成19年7月12日改正
平成24年1月6日改正
平成29年12月14日改正
平成31年1月1日改正

1 適用

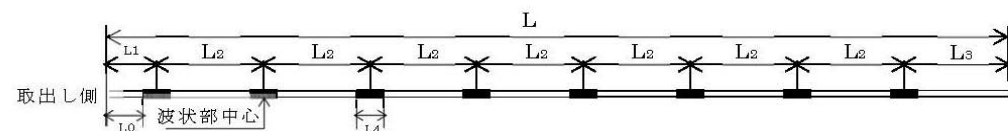
本仕様書は、横浜市水道局が発注する配水管新設改良工事に伴う給水管取付替工事に適用する。なお、本仕様書に記載の無い事項については、横浜市水道局「給水装置工事設計・施工指針」による。また、施工は横浜市指定給水装置工事事業者が行うものとする。

2 口径50mm以下の指定材料

- (1)口径50mm以下分岐から止水栓までの指定材料 (給水装置工事設計・施工指針を参照)
- (2)主な各管種の形状、寸法及び重量

水道用波状ステンレス鋼管 (CSSP-SUS316)
規格JWWA G119 (平成9年12月5日)

呼び径 (mm)	直管部外径 (mm)	直管部内径 (mm)	長さ (mm)					
			L	L1	L2	L3	L4	L0(参考)
25	28.58	26.58	4.0	210	475	465	120	150
40	42.70	40.30	"	265	460	515	225	152.5
50	48.60	46.20	"	265	460	515	225	152.5



3 水道用ステンレス鋼管による施工

宅地内での給水管取付替は、所有者の同意(参考資料-1参照)を得られたものに限って、限定し地内1m以内で付替えを行うことを原則(別図「標準図-1」参照)とする。また、所有者の同意を得られない場合には道路内(官民境界)(別図「標準図-2」参照)で施工するものとする。なお、所有者の同意取り付けに際しては、現場代理人又は主任技術者(監理技術者)及び給水装置主任技術者が同行して「水道局からのお知らせ」(参考資料-2参照)を用いて趣旨説明を行い、局監督員に報告すること。

水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書

平成18年4月1日制定
令和2年7月1日改正

1 適用

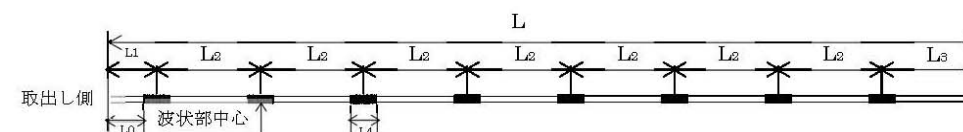
本仕様書は、横浜市水道局が発注する配水管新設改良工事に伴う給水管取付替工事に適用する。なお、本仕様書に記載の無い事項については、横浜市水道局「給水装置工事設計・施工指針」による。また、施工は横浜市指定給水装置工事事業者が行うものとする。

2 口径50mm以下の指定材料

- (1)口径50mm以下分岐から止水栓までの指定材料 (給水装置工事設計・施工指針を参照)
- (2)主な各管種の形状、寸法及び重量

水道用波状ステンレス鋼管 (CSSP-SUS316)
規格JWWA G119 (平成9年12月5日)

呼び径 (mm)	直管部外径 (mm)	直管部内径 (mm)	長さ (mm)					
			L	L1	L2	L3	L4	L0(参考)
25	28.58	26.58	4.0	210	475	465	120	150
40	42.70	40.30	"	265	460	515	225	152.5
50	48.60	46.20	"	265	460	515	225	152.5



3 水道用ステンレス鋼管による施工

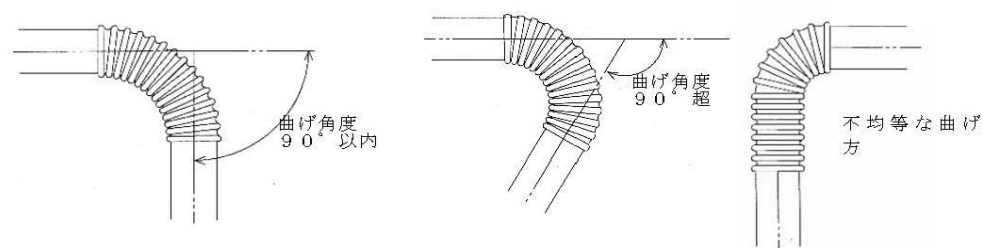
宅地内での給水管取付替は、所有者の同意(参考資料-1参照)を得られたものに限って、限定し地内1m以内で付替えを行うことを原則(別図「標準図-1」参照)とする。また、所有者の同意を得られない場合には道路内(官民境界)(別図「標準図-2」参照)で施工するものとする。なお、所有者の同意取り付けに際しては、現場代理人又は主任技術者(監理技術者)及び給水装置主任技術者が同行して「水道局からのお知らせ」(参考資料-2 第4編様式集参照)を用いて趣旨説明を行い、局監督員に報告すること。

○様式については第4編様式集を参照する旨を記載

現行 (令和2年1月)

改定 (令和2年7月)

○様式については第4編様式集を参照する旨を記載



良い例

悪い例

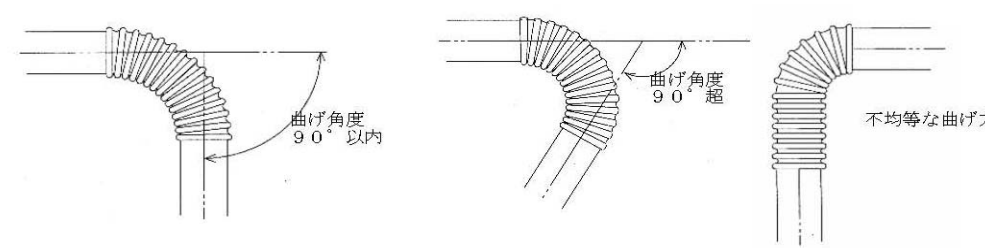
エ 施工上の注意

- (ア) ステンレス鋼管の埋設には、継手及び分岐部分を含め外面腐食防止のため、ポリエチレンスリーブを被覆すること。
- (イ) ステンレス鋼管と異種金属管とを接続する場合には、金属電位差による腐食を防止するための適切な絶縁措置を施すこと。
- (ウ) 河川等にステンレス鋼管を単独で横断させる場合には、JWWA G 115 水道用ステンレス鋼管 (SUS316) を使用すること。

ステンレス鋼管単独横断限界

口径(mm)	横断長(m)	備 考
40	2.5以下	水道用ステンレス鋼管 (JWWA G115) を使用
50	3.0以下	〃

- (エ) 石垣・法面等に沿わせてステンレス鋼管を露出配管とする場合には、口径40mm以上のJWWA G 119 水道用波状ステンレス鋼管 (SUS316) 又は、JWWA G 115 水道用ステンレス鋼管 (SUS316) を使用し、たわみ及びウォータハンマ等による振動を防止するために、ステンレス鋼管を異種金属のバンド又はフック等で固定すること。ステンレス鋼管と異種金属の固定材料には適切な絶縁処理を施すこと。
- (オ) ステンレス鋼管は薄肉のため、接触によるつぶれ、キズ等が生じないよう運搬時、保管時を含め取扱いには十分注意すること。
- (カ) 取付替工事の内容全般にわたり、監督員に速やかに報告すること。提出する書類は次を必須とし、その他書類は監督員の指示による。
 - ・水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート (別表-1)
 - ・給水台帳 (別表-2)・・・給水台帳作成の手引き参照
 ※給水台帳の提出は電子データでも可



良い例

悪い例

エ 施工上の注意

- (ア) ステンレス鋼管の埋設には、継手及び分岐部分を含め外面腐食防止のため、ポリエチレンスリーブを被覆すること。
- (イ) ステンレス鋼管と異種金属管とを接続する場合には、金属電位差による腐食を防止するための適切な絶縁措置を施すこと。
- (ウ) 河川等にステンレス鋼管を単独で横断させる場合には、JWWA G 115 水道用ステンレス鋼管 (SUS316) を使用すること。

ステンレス鋼管単独横断限界

口径(mm)	横断長(m)	備 考
40	2.5以下	水道用ステンレス鋼管 (JWWA G115) を使用
50	3.0以下	〃

- (エ) 石垣・法面等に沿わせてステンレス鋼管を露出配管とする場合には、口径40mm以上のJWWA G 119 水道用波状ステンレス鋼管 (SUS316) 又は、JWWA G 115 水道用ステンレス鋼管 (SUS316) を使用し、たわみ及びウォータハンマ等による振動を防止するために、ステンレス鋼管を異種金属のバンド又はフック等で固定すること。ステンレス鋼管と異種金属の固定材料には適切な絶縁処理を施すこと。
- (オ) ステンレス鋼管は薄肉のため、接触によるつぶれ、キズ等が生じないよう運搬時、保管時を含め取扱いには十分注意すること。
- (カ) 取付替工事の内容全般にわたり、監督員に速やかに報告すること。提出する書類は次を必須とし、その他書類は監督員の指示による。
 - ・水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート (別表-1) 第4編様式集参照
 - ・給水台帳 (別表-2)・・・給水台帳作成の手引き及び第4編様式集参照
 ※給水台帳の提出は電子データでも可

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書集	頁	5-50	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			
<p>オ 通水・洗浄</p> <p>配管工事終了後、不良箇所がないことを確認し、耐圧試験（常圧）、管洗浄をすべての取替箇所で行うこと。残留塩素測定に関しては適時行うこと。</p> <p>4 施工管理</p> <p>水道工事標準仕様書及び水道工事施工要領に規定するほか次の定めによらなければならない。</p> <p>(1) 品質管理・出来形管理</p> <p>取替工事の品質管理は、「水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取替工事チェックシート」（別表-1）により行うこと。併せて、取替工事の内容及び出来形管理は、「給水台帳（出来形図）作成の標準」を参考に「給水台帳」（別表-2）を作成すること。作成した書類は速やかに監督員に提出すること。</p> <p>(2) 写真管理基準</p> <p>給水管取替工事は全箇所を基本とする。なお、これを施工計画書の施工管理計画に記載しなければならない。</p> <p>(3) 完成図作成基準</p> <p>水道工事施工要領による。</p> <p>(4) その他</p> <p>給水管取替工事における、既設給水管の止水元止め方法（別図「標準図-1・2・3」）参照</p> <p style="text-align: center;">5-52</p>	<p>オ 通水・洗浄</p> <p>配管工事終了後、不良箇所がないことを確認し、耐圧試験（常圧）、管洗浄をすべての取替箇所で行うこと。残留塩素測定に関しては適時行うこと。</p> <p>4 施工管理</p> <p>水道工事標準仕様書及び水道工事施工要領に規定するほか次の定めによらなければならない。</p> <p>(1) 品質管理・出来形管理</p> <p>取替工事の品質管理は、「水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取替工事チェックシート」（別表-1 第4編様式集参照）により行うこと。併せて、取替工事の内容及び出来形管理は、「給水台帳（出来形図）作成の標準」を参考に「給水台帳」（別表-2 第4編様式集参照）を作成すること。作成した書類は速やかに監督員に提出すること。</p> <p>(2) 写真管理基準</p> <p>給水管取替工事は全箇所を基本とする。なお、これを施工計画書の施工管理計画に記載しなければならない。</p> <p>(3) 完成図作成基準</p> <p>水道工事施工要領による。</p> <p>(4) その他</p> <p>給水管取替工事における、既設給水管の止水元止め方法（別図「標準図-1・2・3」）参照</p> <p style="text-align: center;">5-50</p>	<p>○様式については第4編様式集を参照する旨を記載</p>			

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書集	頁	5-63	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			
<p data-bbox="371 359 1006 390">「コンクリート構造物の施工完了後の検査」実施要領</p> <p data-bbox="934 447 1110 472">平成28年4月1日</p> <p data-bbox="210 480 762 506">施工完了後のコンクリート構造物の検査は、次により実施する。</p> <p data-bbox="195 548 543 573">1 テストハンマーによる強度推定調査</p> <p data-bbox="195 581 317 606">(1)適用範囲</p> <p data-bbox="216 615 1154 705">高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただしプレキャスト製品は除く）、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（但しPCは除く）、トンネル、高さ3m以上の堰・水門・樋門、及び取水施設・貯水施設・導水施設・浄水施設・送水施設・配水施設の躯体等を対象とする。</p> <p data-bbox="231 714 917 739">なお、監督員の指示によりその他の構造物についても対象とすることができる。</p> <p data-bbox="195 781 317 806">(2)調査頻度</p> <p data-bbox="216 814 1154 905">鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類は目地間、トンネル、取水施設・貯水施設・導水施設・浄水施設・送水施設・配水施設の躯体及び特殊人孔は1打設部分、その他の構造物は強度が同じブロックを1構造物の単位とする。なお、監督員との協議により、調査頻度を変更することができる。</p> <p data-bbox="195 947 278 972">(3)調査</p> <p data-bbox="216 980 1124 1039">ア 調査方法は、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施すること。</p> <p data-bbox="231 1047 611 1073">(ア)各単位につき3箇所の調査を実施する。</p> <p data-bbox="231 1081 1154 1140">(イ)調査の結果、平均強度が設計基準強度を下回った場合、もしくは1回の調査結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施する。</p> <p data-bbox="231 1148 1136 1207">(ウ)再調査の結果でも平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計基準強度の85%以下となった場合は、原位置のコアを採取し圧縮強度試験を実施する。</p> <p data-bbox="231 1215 1009 1241">(エ)原位置のコア採取及び圧縮強度試験については、「2 圧縮強度試験の実施」による。</p> <p data-bbox="216 1249 780 1274">イ 調査の立会は、監督員及び請負人が立会のうえ実施すること。</p> <p data-bbox="252 1283 647 1308">なお、監督員の立会頻度は、30%程度とする。</p> <p data-bbox="216 1316 952 1341">ウ 調査の報告は、構造物ごとに「別添様式-1」を作成し、監督員に提出すること。</p> <p data-bbox="195 1383 317 1409">(4)調査時期</p> <p data-bbox="216 1417 647 1442">ア 原則、材齢28日から91日の間に測定すること。</p> <p data-bbox="231 1451 1154 1509">フーチング、底版等で竣工時に地中や水中にある部位については、材齢に達した後、施工期間中に測定すること。</p> <p data-bbox="216 1518 1086 1543">イ 工期等により、上記期間内に測定出来ない場合は、以下により再調査の必要性等を判断すること。</p> <p data-bbox="231 1551 590 1577">(ア)材齢9日以前の測定は、実施しない。</p> <p data-bbox="231 1585 819 1610">(イ)材齢10日で測定を行う場合は、推定強度を1.55倍して評価する。</p> <p data-bbox="231 1619 819 1644">(ウ)材齢20日で測定を行う場合は、推定強度を1.12倍して評価する。</p> <p data-bbox="231 1652 765 1677">(エ)材齢28日から91日に測定を行う場合は、補正を行わない。</p> <p data-bbox="638 1686 700 1711">5-70</p>		<p data-bbox="1626 359 2291 390">「コンクリート構造物の施工完了後の検査」実施要領</p> <p data-bbox="2205 447 2380 472">平成28年4月1日</p> <p data-bbox="2205 480 2457 506">令和2年7月1日 改正</p> <p data-bbox="1463 514 2036 539">施工完了後のコンクリート構造物の検査は、次により実施する。</p> <p data-bbox="1448 556 1807 581">1 テストハンマーによる強度推定調査</p> <p data-bbox="1448 590 1570 615">(1)適用範囲</p> <p data-bbox="1469 623 2448 714">高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただしプレキャスト製品は除く）、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（但しPCは除く）、トンネル、高さ3m以上の堰・水門・樋門、及び取水施設・貯水施設・導水施設・浄水施設・送水施設・配水施設の躯体等を対象とする。</p> <p data-bbox="1481 722 2196 747">なお、監督員の指示によりその他の構造物についても対象とすることができる。</p> <p data-bbox="1448 789 1570 814">(2)調査頻度</p> <p data-bbox="1469 823 2448 913">鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類は目地間、トンネル、取水施設・貯水施設・導水施設・浄水施設・送水施設・配水施設の躯体及び特殊人孔は1打設部分、その他の構造物は強度が同じブロックを1構造物の単位とする。なお、監督員との協議により、調査頻度を変更することができる。</p> <p data-bbox="1448 955 1531 980">(3)調査</p> <p data-bbox="1469 989 2415 1050">ア 調査方法は、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施すること。</p> <p data-bbox="1481 1058 1875 1083">(ア)各単位につき3箇所の調査を実施する。</p> <p data-bbox="1481 1092 2448 1150">(イ)調査の結果、平均強度が設計基準強度を下回った場合、もしくは1回の調査結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施する。</p> <p data-bbox="1481 1159 2427 1218">(ウ)再調査の結果でも平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計基準強度の85%以下となった場合は、原位置のコアを採取し圧縮強度試験を実施する。</p> <p data-bbox="1481 1226 2294 1251">(エ)原位置のコア採取及び圧縮強度試験については、「2 圧縮強度試験の実施」による。</p> <p data-bbox="1469 1260 2053 1285">イ 調査の立会は、監督員及び請負人が立会のうえ実施すること。</p> <p data-bbox="1504 1293 1917 1318">なお、監督員の立会頻度は、30%程度とする。</p> <p data-bbox="1469 1327 2433 1352">ウ 調査の報告は、構造物ごとに「別添様式-1」（第4編様式集参照）を作成し、監督員に提出すること。</p> <p data-bbox="1448 1394 1570 1419">(4)調査時期</p> <p data-bbox="1469 1428 1917 1453">ア 原則、材齢28日から91日の間に測定すること。</p> <p data-bbox="1481 1461 2448 1520">フーチング、底版等で竣工時に地中や水中にある部位については、材齢に達した後、施工期間中に測定すること。</p> <p data-bbox="1469 1528 2374 1554">イ 工期等により、上記期間内に測定出来ない場合は、以下により再調査の必要性等を判断すること。</p> <p data-bbox="1481 1562 1855 1587">(ア)材齢9日以前の測定は、実施しない。</p> <p data-bbox="1481 1596 2095 1621">(イ)材齢10日で測定を行う場合は、推定強度を1.55倍して評価する。</p> <p data-bbox="1481 1629 2095 1654">(ウ)材齢20日で測定を行う場合は、推定強度を1.12倍して評価する。</p> <p data-bbox="1481 1663 2039 1688">(エ)材齢28日から91日に測定を行う場合は、補正を行わない。</p> <p data-bbox="1902 1696 1970 1713">5-63</p>			<p data-bbox="2573 245 2873 363">○様式については第4編様式集を参照する旨を記載</p>

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書集	頁	5-64	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			
<p>(オ)材齢92日以降に測定を行う場合は、補正を行わない。</p> <p>(カ)材齢10日から28日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。</p> <p>ウ 原則、足場が設置されている間に実施すること。</p> <p>(5)測定反発度の補正</p> <p>ア 打撃方向は常に測定面に直角に行うこと。</p> <p>構造物の形状等により水平方向への打撃が困難な場合は、JSCE-G504 に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求める。</p> <p>イ 原則、乾燥した状態の箇所測定すること。やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所測定する場合は、以下を用いても良い。</p> <p>(ア)測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合は、測定された反発度に補正値3を加える。</p> <p>(イ)測定位置が濡れている場合は、測定された反発度に補正値5を加える。</p> <p>(6)推定強度の計算方法</p> <p>基準反発度R_0からテストハンマー強度Fを推定する式（日本材料学会式）は、以下による。</p> $F(N/mm^2) = (-18.0 + 1.27 \times R_0) \times \alpha$ <p>ここで、F : 推定強度 R_0 : 基準反発度 ※$R_0 = R + \Delta R$ R : 測定反発度 ΔR : 角度、湿潤による補正を行った反発度 α : 材齢係数</p> <p>2 圧縮強度試験の実施</p> <p>「1 テストハンマーによる強度推定調査」の再調査の平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、以下による。</p> <p>(1)コアの採取</p> <p>所定の強度を得られない箇所の付近において、原位置のコアを採取する。採取位置については監督員と協議を行い、実施すること。</p> <p>なお、コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定については、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行わなければならない。</p> <p>(2)圧縮強度試験</p> <p>ア 試験方法は、「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法（JISA1107）」により実施すること。</p> <p>イ 試験の立会は、監督員及び請負人が立会のうえ実施すること。</p> <p>ウ 試験の報告は、構造物ごとに「別添様式-1」を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>3 圧縮強度試験結果が所定の強度を得られなかった場合</p> <p>圧縮強度試験の平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員に報告し、協議すること。</p> <p style="text-align: center;">5-71</p>	<p>(オ)材齢92日以降に測定を行う場合は、補正を行わない。</p> <p>(カ)材齢10日から28日までの間で、上に明示していない場合は、前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。</p> <p>ウ 原則、足場が設置されている間に実施すること。</p> <p>(5)測定反発度の補正</p> <p>ア 打撃方向は常に測定面に直角に行うこと。</p> <p>構造物の形状等により水平方向への打撃が困難な場合は、JSCE-G504 に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求める。</p> <p>イ 原則、乾燥した状態の箇所測定すること。やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所測定する場合は、以下を用いても良い。</p> <p>(ア)測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合は、測定された反発度に補正値3を加える。</p> <p>(イ)測定位置が濡れている場合は、測定された反発度に補正値5を加える。</p> <p>(6)推定強度の計算方法</p> <p>基準反発度R_0からテストハンマー強度Fを推定する式（日本材料学会式）は、以下による。</p> $F(N/mm^2) = (-18.0 + 1.27 \times R_0) \times \alpha$ <p>ここで、F : 推定強度 R_0 : 基準反発度 ※$R_0 = R + \Delta R$ R : 測定反発度 ΔR : 角度、湿潤による補正を行った反発度 α : 材齢係数</p> <p>2 圧縮強度試験の実施</p> <p>「1 テストハンマーによる強度推定調査」の再調査の平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、以下による。</p> <p>(1)コアの採取</p> <p>所定の強度を得られない箇所の付近において、原位置のコアを採取する。採取位置については監督員と協議を行い、実施すること。</p> <p>なお、コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定については、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行わなければならない。</p> <p>(2)圧縮強度試験</p> <p>ア 試験方法は、「コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法（JISA1107）」により実施すること。</p> <p>イ 試験の立会は、監督員及び請負人が立会のうえ実施すること。</p> <p>ウ 試験の報告は、構造物ごとに「別添様式-1」（第4編様式集参照）を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>3 圧縮強度試験結果が所定の強度を得られなかった場合</p> <p>圧縮強度試験の平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員に報告し、協議すること。</p> <p style="text-align: center;">5-64</p>	<p>○様式については第4編様式集を参照する旨を記載</p>			

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書集	頁	5-65	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			
<p data-bbox="320 369 1041 401">「コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査」実施要領</p> <p data-bbox="863 426 1110 453">平成28年4月1日 制定</p> <p data-bbox="863 459 1118 487">平成30年10月1日 改正</p> <p data-bbox="195 525 1184 552">工事完成後の維持管理等の基礎資料とするためのひび割れ発生状況調査は、次により実施する。</p> <p data-bbox="186 592 338 619">(1) 適用範囲</p> <p data-bbox="195 625 1175 756">ひび割れ発生状況調査の対象は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただしプレキャスト製品は除く）、内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋りょう上部工、下部工（ただしPCは除く）、トンネル、高さが3m以上の堰・水門・樋門、及び取水施設・貯水施設・導水施設・浄水施設・配水施設の躯体等とする。</p> <p data-bbox="219 762 1047 789">なお、監督員の指示によりその他の構造物についても対象とすることができる。</p> <p data-bbox="186 829 338 856">(2) 調査方法</p> <p data-bbox="219 863 1175 926">1) 0.2mm以上のひび割れ幅について、発生箇所のスケッチ図を作成し、対応する写真も添付し調査票にまとめる。</p> <p data-bbox="219 932 860 959">2) ひび割れ等の変状が認められた部分はマーキングを行う。</p> <p data-bbox="186 999 338 1026">(3) 調査時期</p> <p data-bbox="219 1033 697 1060">調査は、足場が存置されている間に実施する。</p> <p data-bbox="186 1100 359 1127">(4) 調査の報告</p> <p data-bbox="219 1134 908 1161">構造物ごとに別紙様式により調査票を作成し、監督員に提出する。</p> <p data-bbox="186 1201 409 1228">(5) 調査結果の評価</p> <p data-bbox="219 1234 1139 1262">評価にあつたては、別添の「ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考とする。</p> <p data-bbox="647 1717 706 1745">5-78</p>	<p data-bbox="1567 369 2288 401">「コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査」実施要領</p> <p data-bbox="2131 426 2377 453">平成28年4月1日 制定</p> <p data-bbox="2131 459 2386 487">令和2年7月1日 改正</p> <p data-bbox="1439 525 2427 552">工事完成後の維持管理等の基礎資料とするためのひび割れ発生状況調査は、次により実施する。</p> <p data-bbox="1430 592 1581 619">(1) 適用範囲</p> <p data-bbox="1439 625 2410 756">ひび割れ発生状況調査の対象は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただしプレキャスト製品は除く）、内空断面積が2.5㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋りょう上部工、下部工（ただしPCは除く）、トンネル、高さが3m以上の堰・水門・樋門、及び取水施設・貯水施設・導水施設・浄水施設・配水施設の躯体等とする。</p> <p data-bbox="1463 762 2291 789">なお、監督員の指示によりその他の構造物についても対象とすることができる。</p> <p data-bbox="1430 829 1581 856">(2) 調査方法</p> <p data-bbox="1463 863 2418 926">1) 0.2mm以上のひび割れ幅について、発生箇所のスケッチ図を作成し、対応する写真も添付し調査票にまとめる。</p> <p data-bbox="1463 932 2133 959">2) ひび割れ等の変状が認められた部分はマーキングを行う。</p> <p data-bbox="1430 999 1581 1026">(3) 調査時期</p> <p data-bbox="1463 1033 1941 1060">調査は、足場が存置されている間に実施する。</p> <p data-bbox="1430 1100 1602 1127">(4) 調査の報告</p> <p data-bbox="1463 1134 2389 1161">構造物ごとに別紙様式（第4編様式集参照）により調査票を作成し、監督員に提出する。</p> <p data-bbox="1430 1201 1653 1228">(5) 調査結果の評価</p> <p data-bbox="1463 1234 2383 1262">評価にあつたては、別添の「ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考とする。</p> <p data-bbox="1902 1717 1961 1745">5-65</p>	<p data-bbox="2585 243 2861 359">○様式については第4編様式集を参照する旨を記載</p>			

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書集	頁	5-67	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			
<p style="text-align: center;">契約後VE方式の実施に関する特記仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成24年7月1日</p> <p>1 適用 この工事は、契約後VE（Value Engineering）方式対象工事である。</p> <p>2 定義 「VE提案」とは、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、請負人が発注者に行う提案をいう。</p> <p>3 VE提案の意義及び範囲 (1) 請負人がVE提案を行う範囲は、設計図書において定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わない範囲とする。 (2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則としてVE提案の範囲に含めないものとする。 ア 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ 工事請負契約約款第19条（以下「契約約款」という。）に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案 ウ 入札時に競争参加資格要件として求めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案</p> <p>4 VE提案書の提出 (1) 請負人は、VE提案を行おうとする場合、素案の段階において、事前に当該VE提案の内容及び当該VE提案に係る部分の施工に着手する時期並びに完成する時期を発注者に通知しなければならない。 (2) 発注者は、前項の通知を受けた場合、全体工期の延長が伴うか否かについて検討を行うこととする。 (3) 前項の検討の結果、全体工期の延長が伴う場合は、発注者はVE提案を受けるか否か、又は、請負人はVE提案を行うか否かについて、発注者と請負人で協議して定めることとする。ただし、当該協議が成立しない場合は、発注者は対応を定め、請負人に通知することとする。 (4) 請負人がVE提案を行う場合は、VE提案書（様式1～4）に基づき、VE提案書を作成し発注者に提出することとする。 (5) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を請負人に求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">5-85</p>		<p style="text-align: center;">契約後VE方式の実施に関する特記仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成24年7月1日 令和2年7月1日 改正</p> <p>1 適用 この工事は、契約後VE（Value Engineering）方式対象工事である。</p> <p>2 定義 「VE提案」とは、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、請負人が発注者に行う提案をいう。</p> <p>3 VE提案の意義及び範囲 (1) 請負人がVE提案を行う範囲は、設計図書において定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わない範囲とする。 (2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則としてVE提案の範囲に含めないものとする。 ア 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ 工事請負契約約款第19条（以下「契約約款」という。）に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案 ウ 入札時に競争参加資格要件として求めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案</p> <p>4 VE提案書の提出 (1) 請負人は、VE提案を行おうとする場合、素案の段階において、事前に当該VE提案の内容及び当該VE提案に係る部分の施工に着手する時期並びに完成する時期を発注者に通知しなければならない。 (2) 発注者は、前項の通知を受けた場合、全体工期の延長が伴うか否かについて検討を行うこととする。 (3) 前項の検討の結果、全体工期の延長が伴う場合は、発注者はVE提案を受けるか否か、又は、請負人はVE提案を行うか否かについて、発注者と請負人で協議して定めることとする。ただし、当該協議が成立しない場合は、発注者は対応を定め、請負人に通知することとする。 (4) 請負人がVE提案を行う場合は、VE提案書（様式1～4（第4編様式集参照））に基づき、VE提案書を作成し発注者に提出することとする。 (5) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を請負人に求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">5-67</p>			<p>○様式については第4編様式集を参照する旨を記載</p>

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書集	頁	5-72	改定箇所
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)			
<p data-bbox="409 453 940 480">高級舗装の路盤先行工事に関する特記仕様書</p> <p data-bbox="914 562 1139 590">平成 22 年 4 月 6 日</p> <p data-bbox="213 695 1145 772">1 この仕様書は、横浜市道路管理者が管理する道路において、高級舗装の路盤先行工事を行う場合に適用する。</p> <p data-bbox="213 852 982 879">2 高級舗装とは、B交通、C交通及びD交通を指すものとする。</p> <p data-bbox="213 959 1145 1094">3 高級舗装における路盤先行工事については、横浜市契約規則第83条第4項及び横浜市工事請負契約約款第41条第4項に基づき、請負人の瑕疵担保期間を2年とする。</p> <p data-bbox="213 1173 952 1360">4 その他の仕様は、横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書 (https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/tetsuzuki/kanren-jorei.files/0012_20180910.pdf) によるものとする。</p> <p data-bbox="647 1776 715 1803">5-94</p>	<p data-bbox="1647 443 2178 470">高級舗装の路盤先行工事に関する特記仕様書</p> <p data-bbox="2065 552 2291 579">平成 22 年 4 月 6 日</p> <p data-bbox="2065 604 2380 632">令和 2 年 7 月 1 日 改正</p> <p data-bbox="1454 737 2386 814">1 この仕様書は、横浜市道路管理者が管理する道路において、高級舗装の路盤先行工事を行う場合に適用する。</p> <p data-bbox="1454 894 2223 921">2 高級舗装とは、B交通、C交通及びD交通を指すものとする。</p> <p data-bbox="1454 1001 2386 1079">3 高級舗装における路盤先行工事については、横浜市工事請負契約約款に基づき、契約不適合責任期間を2年とする。</p> <p data-bbox="1454 1159 2190 1346">4 その他の仕様は、横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書 (https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/tetsuzuki/kanren-jorei.files/0012_20180910.pdf) によるものとする。</p> <p data-bbox="1887 1776 1955 1803">5-72</p>	<p data-bbox="2585 331 2861 445">○文中3「請負人の瑕疵担保期間」を「契約不適合責任期間」へ修正</p>			

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書集	頁	5-74	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			
<p>2 請負人は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「下請負人」という。）に取り扱わせる場合には、下請負人の当該事務に関する行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。</p> <p>3 請負人は、個人情報を取り扱う事務を下請負人に委託し、又は請け負わせる場合には、請負人及び下請負人がこの規定を遵守するために必要な事項並びに発注者が指示する事項について、下請負人と約定しなければならない。</p> <p>4 請負人は、前項の約定において、発注者の提供した個人情報並びに請負人及び下請負人がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に下請負人に委託し、又は請け負わせるなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。</p> <p>（資料等の返還）</p> <p>第9条 請負人は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は請負人が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第10条 発注者は、工事請負契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、請負人に対し、個人情報の管理状況及び工事の施行状況について、報告を求めることができる。</p> <p>2 発注者は、工事請負契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び工事の施行状況について、作業場所において検査することができる。</p> <p>3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、請負人の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、発注者がこれを負担しなければならない。</p> <p>（事故発生時等における報告）</p> <p>第11条 請負人は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>（研修の実施及び誓約書の提出）</p> <p>第12条 請負人は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市水道事業管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 請負人は、個人情報を取り扱う事務を下請負人に委託し、又は請け負わせる場合には、下請負人に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を請負人に提出させなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、請負人は、下請負人から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市水道事業管理者に提出しなければならない。</p> <p>（契約の解除及び損害の賠償）</p> <p>第13条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。</p> <p>(1) この契約による事務を処理するために請負人又は下請負人が取り扱う個人情報について、請負人又は下請負人の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。</p>	<p>（再請負の禁止等）</p> <p>第8条 請負人は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。</p> <p>2 請負人は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「下請負人」という。）に取り扱わせる場合には、下請負人の当該事務に関する行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。</p> <p>3 請負人は、個人情報を取り扱う事務を下請負人に委託し、又は請け負わせる場合には、請負人及び下請負人がこの規定を遵守するために必要な事項並びに発注者が指示する事項について、下請負人と約定しなければならない。</p> <p>4 請負人は、前項の約定において、発注者の提供した個人情報並びに請負人及び下請負人がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に下請負人に委託し、又は請け負わせるなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。</p> <p>（資料等の返還）</p> <p>第9条 請負人は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は請負人が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第10条 発注者は、工事請負契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、請負人に対し、個人情報の管理状況及び工事の施行状況について、報告を求めることができる。</p> <p>2 発注者は、工事請負契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び工事の施行状況について、作業場所において検査することができる。</p> <p>3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、請負人の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、発注者がこれを負担しなければならない。</p> <p>（事故発生時等における報告）</p> <p>第11条 請負人は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>（研修の実施及び誓約書の提出）</p> <p>第12条 請負人は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市水道事業管理者に提出しなければならない。（第4編様式集参照）</p> <p>2 請負人は、個人情報を取り扱う事務を下請負人に委託し、又は請け負わせる場合には、下請負人に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を請負人に提出させなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、請負人は、下請負人から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式1）及び研修実施報告書（様式2）を横浜市水道事業管理者に提出しなければならない。</p> <p>（契約の解除及び損害の賠償）</p> <p>第13条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。</p> <p>(1) この契約による事務を処理するために請負人又は下請負人が取り扱う個人情報について、請負人又は下請負人の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。</p>	<p>○様式については第4編様式集を参照する旨を記載</p>			
5-96	5-74				

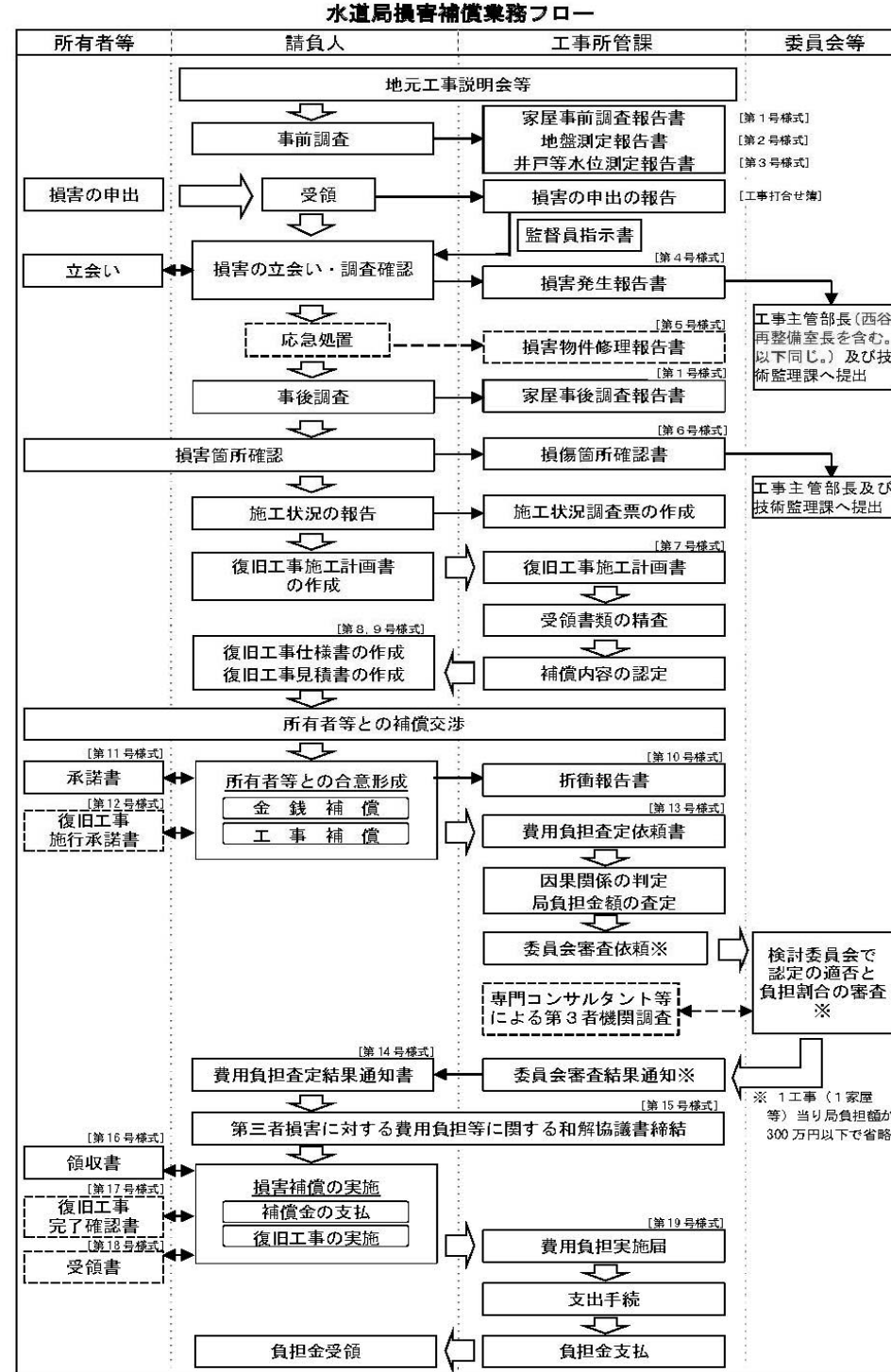
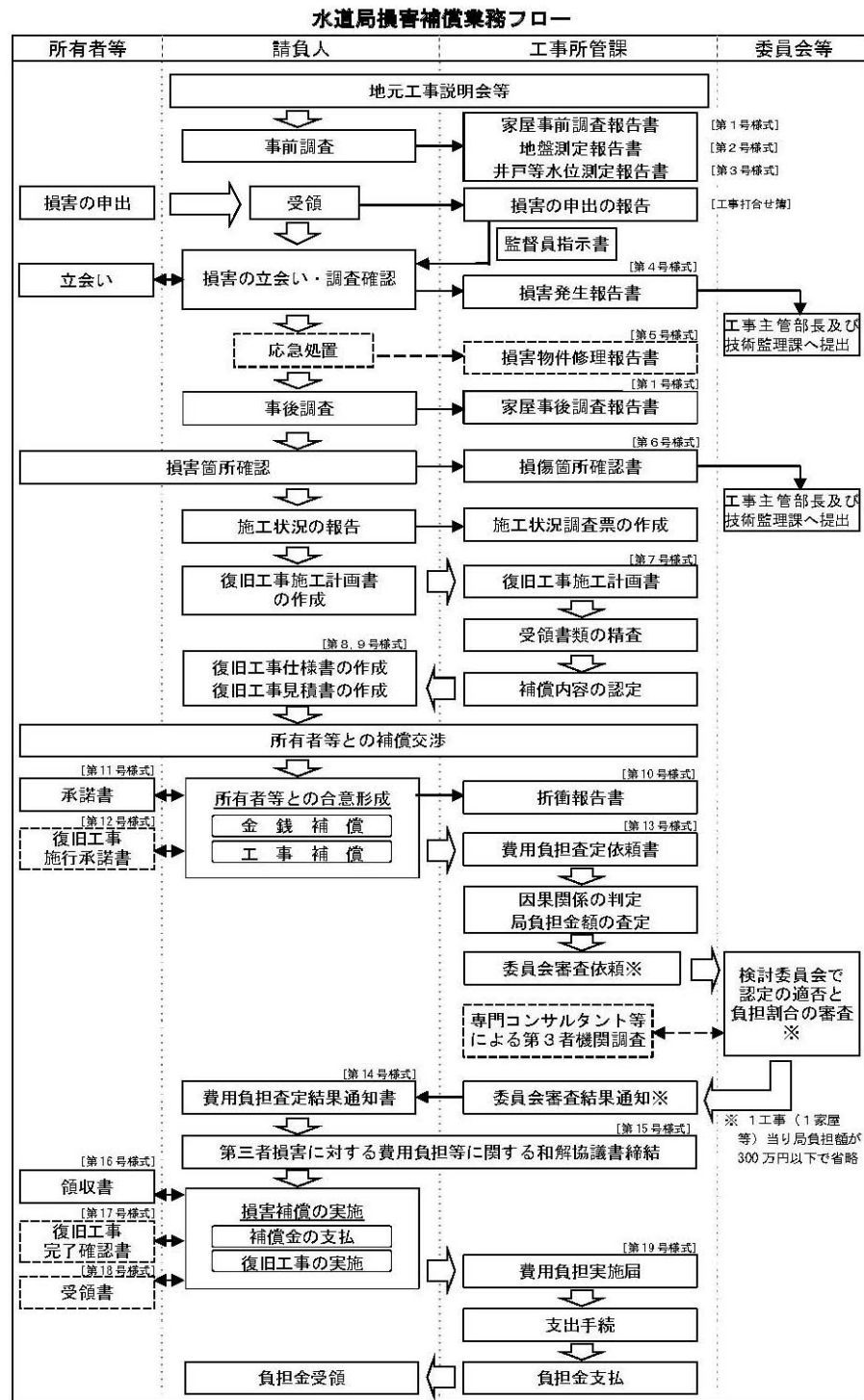
■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書集	頁	5-100	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			
<p data-bbox="546 520 768 541">損害補償業務特記仕様書</p> <p data-bbox="863 583 1080 604">制定 令和2年1月24日</p> <p data-bbox="234 646 1071 699">この特記仕様書は、水道工事の施行に起因する家屋等の損害が生ずる可能性があるとして判断した工事に適用するものとする。</p> <p data-bbox="234 737 403 758">1 地元工事説明会</p> <p data-bbox="234 768 1071 884">請負人は、監督員と打合せを行ったうえで説明会に出席し、一般的な工事説明のほか、損害補償に関する事前調査、事後調査、処理手続、損害の申し出方法等について説明すること。 なお、説明会を開催しない場合は、事前調査を計画している家屋等、関係する各戸に同様の説明をすること。</p> <p data-bbox="234 921 344 942">2 事前調査</p> <p data-bbox="234 953 1071 1037">請負人は、設計仕様に基づき家屋等の事前調査を実施するものとし、調査結果について家屋事前調査報告書〔第1号様式〕、地盤測定報告書〔第2号様式〕、井戸等水位測定報告書〔第3号様式〕のうち、必要な書類を作成し提出すること。</p> <p data-bbox="234 1075 463 1096">3 損害の現認、応急措置</p> <p data-bbox="234 1106 1071 1316">請負人は、工事に伴い家屋等の損害に関する申し出があった場合に、直ちに監督員へ報告し、その指示により速やかに所有者等立会いのもと工事による損害と認められる箇所の確認を行い、損害発生報告書〔第4号様式〕を作成し監督員に提出すること。また、日常生活に重大な支障をきたす恐れのあるとき又は損害の急速な拡大が予想される場合には、監督員に連絡し、所有者等の了解のもとに応急措置を行うことができる。このときの費用は、原則請負人の負担とし、また、軽易な補修についても同様に扱うものとする。応急措置又は軽易な補修をした場合は、損害物件修理報告書〔第5号様式〕を作成し、提出すること。</p> <p data-bbox="234 1354 501 1375">4 事後調査及び損傷箇所確認</p> <p data-bbox="234 1386 1071 1533">請負人は、原則として設計仕様に基づき家屋等の事後調査を実施するものとし、損害の申し出があった家屋等及び事後調査が必要と思われる物件について、監督員と協議し事後調査を行い、調査結果について家屋事後調査報告書〔第1号様式〕を作成し提出すること。工事による損害と認められる箇所については、所有者等の立会いのもと損傷箇所確認書〔第6号様式〕を作成し提出すること。</p> <p data-bbox="234 1570 480 1591">5 復旧工事施工計画書作成</p> <p data-bbox="234 1602 1071 1654">請負人は、損傷箇所確認書に基づいて復旧工事費用の見積りを行ったうえで、復旧工事施工計画書〔第7号様式〕を作成し、提出のうえ認定を受けること。</p> <p data-bbox="234 1692 463 1713">6 補償対象者等との折衝</p> <p data-bbox="635 1766 694 1787">5-124</p>	<p data-bbox="1804 489 2027 510">損害補償業務特記仕様書</p> <p data-bbox="2110 520 2326 541">制定 令和2年1月24日</p> <p data-bbox="2110 552 2326 573">改正 令和2年7月1日</p> <p data-bbox="1486 615 2323 699">この特記仕様書は、水道工事の施行に起因する地盤変動により家屋等の損害が生ずる可能性があるとして判断した工事に適用するものとし、詳細については別途「水道局損害補償業務フロー」を参照するものとする。</p> <p data-bbox="1486 737 1665 758">1 地元工事説明会</p> <p data-bbox="1486 768 2323 884">請負人は、監督員と打合せを行った上で説明会に出席し、一般的な工事説明のほか、損害補償に関する事前調査、事後調査、処理手続、損害の申し出方法等について説明すること。 なお、説明会を開催しない場合は、事前調査を計画している家屋等、関係する各戸に同様の説明をすること。</p> <p data-bbox="1486 921 1605 942">2 事前調査</p> <p data-bbox="1486 953 2323 1037">請負人は、設計仕様に基づき家屋等の事前調査を実施するものとし、調査結果について家屋（事前・事後）調査報告書（第1号様式）、地盤測定報告書（第2号様式）、井戸等水位測定報告書（第3号様式）のうち、必要な書類を作成し提出すること。</p> <p data-bbox="1486 1075 1724 1096">3 損害の現認、応急措置</p> <p data-bbox="1486 1106 2323 1316">請負人は、工事に伴い家屋等の損害に関する申し出があった場合に、直ちに監督員へ報告し、その指示により速やかに所有者等立会いのもと工事による損害と認められる箇所の確認を行い、損害発生報告書（第4号様式）を作成し監督員に提出すること。また、日常生活に重大な支障をきたす恐れのあるとき又は損害の急速な拡大が予想される場合には、監督員に連絡し、所有者等の了解のもとに応急措置を行うことができる。このときの費用は、原則請負人の負担とし、また、軽易な補修についても同様に扱うものとする。応急措置又は軽易な補修をした場合は、損害物件修理報告書（第5号様式）を作成し、提出すること。</p> <p data-bbox="1486 1354 1768 1375">4 事後調査及び損傷箇所確認</p> <p data-bbox="1486 1386 2323 1533">請負人は、原則として設計仕様に基づき家屋等の事後調査を実施するものとし、損害の申し出があった家屋等及び事後調査が必要と思われる物件について、監督員と協議し事後調査を行い、調査結果について家屋（事前・事後）調査報告書を作成し提出すること。工事による損害と認められる箇所については、所有者等の立会いのもと損傷箇所確認書（第6号様式）を作成し提出すること。</p> <p data-bbox="1486 1570 1748 1591">5 復旧工事施工計画書作成</p> <p data-bbox="1486 1602 2323 1654">請負人は、損傷箇所確認書に基づいて復旧工事費用の見積りを行ったうえで、復旧工事施工計画書（第7号様式）を作成し、提出のうえ認定を受けること。</p> <p data-bbox="1486 1692 1724 1713">6 補償対象者等との折衝</p> <p data-bbox="1486 1724 2323 1755">請負人は、監督員が認定した復旧工事施工計画書に基づいて復旧工事仕様書（第8号様式）</p> <p data-bbox="1881 1766 1941 1787">5-100</p>	<p data-bbox="2585 331 2861 405">○文書全般について記載内容の加除、修正</p>			

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書集	頁	5-101	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			
<p>請負人は、監督員が認定した復旧工事施工計画書に基づいて復旧工事仕様書〔第8号様式〕及び復旧工事見積書〔第9号様式〕を作成し、補償対象者等との折衝に主体となって望み、合意形成に至るまで誠意をもってあたるものとする。また、特に軽微なものを除き、費用負担内容を必ず記録し、適宜、折衝報告書〔第10号様式〕を作成し、提出すること。</p> <p>なお、金銭補償による場合、金銭補償と復旧工事併用による場合及び代替物による費用負担の場合は承諾書〔第11号様式〕、復旧工事による場合は復旧工事施行承諾書〔第12号様式〕の提出をもって、合意形成とみなすこととする。</p> <p>7 費用負担</p> <p>請負人は、水道局（以下、「局」という。）負担の請求がある場合は、費用負担査定依頼書〔第13号様式〕（補償対象者の合意を得た復旧工事（概略）仕様書及び復旧工事（概算）見積書を添付）を作成し、提出すること。費用負担額及び局と請負人の費用負担割合については、局内で開催される「工事損害審査委員会」で審査し、審査結果は工事担当課から請負人に費用負担査定結果通知書〔第14号様式〕にて通知するものとする。</p> <p>8 第三者損害に対する費用負担等に関する和解協議書の交換</p> <p>請負人は、局と補償費用の負担に関して、協議により第三者損害に対する費用負担等に関する和解協議書〔第15号様式〕を締結すること。</p> <p>9 補償の実施</p> <p>補償対象者等に対する補償の実施は、承諾書に基づき、請負人が行い、金銭補償（渡し切り）を原則とする。また、請負人は、その費用を全額立替で支払うものとする。</p> <p>なお、補償対象者等から復旧工事（機能回復）の申し出があったときは、復旧工事を行うことができるものとする。請負人は、補償を復旧工事で行う場合は、復旧工事施行承諾書に基づき実施すること。</p> <p>10 補償の完了及び請求</p> <p>請負人は、損害補償を完了したとき、金銭補償による場合は補償対象者等の領収書〔第16号様式〕、復旧工事による補償の場合は復旧工事完了確認書〔第17号様式〕、代替物による費用負担の場合は受領書〔第18号様式〕等必要な書類を添えて、費用負担実施届〔第19号様式〕を提出すること。</p> <p>11 他工事が継続する場合</p> <p>損害の発生後に引続き他の工事が継続する場合で、補償対象者等からの要望により全ての工事が完了してから復旧工事の見積りや補償交渉を行う場合、請負人は補償業務の手続きについて、監督員と協議して定めるものとする。</p> <p>12 その他</p> <p>この特記仕様書に記載のない事項、また、疑義が生じた場合は、監督員と協議して定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">5-125</p>	<p>式）及び復旧工事見積書（第9号様式）を作成し、補償対象者等との折衝に主体となって臨み、合意形成に至るまで誠意をもってあたるものとする。また、特に軽微なものを除き、費用負担内容を必ず記録し、適宜、折衝報告書（第10号様式）を作成し、提出すること。</p> <p>なお、金銭補償による場合、金銭補償と復旧工事併用による場合及び代替物による費用負担の場合は、承諾書（第11号様式）、復旧工事による場合は、復旧工事施行承諾書（第12号様式）の提出をもって、合意形成とみなすこととする。</p> <p>7 費用負担</p> <p>請負人は、水道局（以下「局」という。）負担の請求がある場合は、費用負担査定依頼書（第13号様式 補償対象者の合意を得た復旧工事（概略）仕様書及び復旧工事（概算）見積書を添付すること。）を作成し、提出すること。費用負担額及び局と請負人の費用負担割合については、局内で開催される「水道局工事損害審査委員会」で審査し、審査結果は工事担当課から請負人に費用負担査定結果通知書（第14号様式）にて通知するものとする。</p> <p>8 第三者損害に対する費用負担等に関する和解協議書の交換</p> <p>請負人は、局と補償費用の負担に関して、協議により第三者損害に対する費用負担等に関する和解協議書（第15号様式）を締結すること。</p> <p>9 補償の実施</p> <p>補償対象者等に対する補償の実施は、承諾書に基づき、請負人が行い、金銭補償を原則とする。また、請負人は、その費用を全額立替で支払うものとする。</p> <p>なお、補償対象者等から復旧工事（機能回復）の申出があったときは、復旧工事を行うことができるものとする。請負人は、補償を復旧工事で行う場合は、復旧工事施行承諾書に基づき実施すること。</p> <p>10 補償の完了及び請求</p> <p>請負人は、損害補償を完了したとき、金銭補償による場合は補償対象者等の領収書（第16号様式）、復旧工事による補償の場合は復旧工事完了確認書（第17号様式）、代替物による費用負担の場合は受領書（第18号様式）等必要な書類を添えて、損害の費用負担実施届（第19号様式）を提出すること。</p> <p>11 他工事が継続する場合</p> <p>損害の発生後に引続き他の工事が継続する場合で、補償対象者等からの要望により全ての工事が完了してから復旧工事の見積りや補償交渉を行う場合、請負人は補償業務の手続きについて、監督員と協議して定めるものとする。</p> <p>12 その他</p> <p>この特記仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合、監督員と協議して定めるものとする。</p> <p>請負人が作成する書類の様式については、第4編様式集を参照すること。</p> <p style="text-align: center;">5-101</p>	<p>○文書全般について記載内容の加除、修正及び作成書類様式については第4編様式集を参照する旨を追加</p>			

現行（令和2年1月）

改定（令和2年7月）

○表中フロー委員会等の欄「工事主管部長」に（西谷再整備室長を含む。以下同じ）を追加



■新旧対照表	項目	第4編 様式集	頁	5-103	改定箇所
現行 (令和2年1月)		改定 (令和2年7月)			○表題の修正
<p style="text-align: center;">第14号様式 (費用負担査定結果通知書)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>工事請負人 現場代理人 様</p> <p style="text-align: right;">工事主管課長</p> <p style="text-align: center;">費用負担の査定結果について (通知)</p> <p>本市水道局発注の次の工事に起因する家屋損害等の費用負担について、別紙のとおり査定結果を通知します。</p> <p>1 工事名</p> <p>2 工期 年 月 日 から 年 月 日</p> <p>3 補償対象者 _____ ほか__名</p> <p>4 損害状況</p> <p>5 負担割合</p> <p>6 査定額</p> <p style="text-align: center;">5-155</p>		<p style="text-align: center;">第14号様式</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>工事請負人 現場代理人 様</p> <p style="text-align: right;">工事主管課長</p> <p style="text-align: center;">費用負担査定結果通知書</p> <p>本市水道局発注の次の工事に起因する家屋損害等の費用負担について、別紙のとおり査定結果を通知します。</p> <p>1 工事名</p> <p>2 工期 年 月 日 から 年 月 日</p> <p>3 補償対象者 _____ ほか__名</p> <p>4 損害状況</p> <p>5 負担割合</p> <p>6 査定額</p> <p style="text-align: center;">5-103</p>			

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書集	頁	5-105	改定箇所
現行（令和2年1月）		改定（令和2年7月）			○第5編水道局特記仕様書集に「配水管凍結に関する特記仕様書」を新たに追加
		<p style="text-align: center;">配水管凍結に関する特記仕様書</p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日 制定</p> <p>1 適用 請負人は、配水管凍結の施工に当たっては、次によらなければならない。</p> <p>2 取扱</p> <p>(1) 凍結液が入っている保存容器（以下「容器」という。）を工事現場等に運搬する場合は、容器を直接車両に載せることなく、クッション材等を使用し、慎重に運搬すること。また、積み込み及び積み下ろしも同様とすること。</p> <p>(2) 容器先端の出し入れ口は、容器内にある液の多少にかかわらず密閉しないこと。</p> <p>(3) 凍結工法の採用に当たっては、施工する既設管の位置、管種、布設年度、管径、切断箇所、埋設物等の確認を十分行い、道路使用許可に示された施工時間等に支障をきたさないようにすること。</p> <p>3 凍結・解凍</p> <p>(1) 凍結対象管が平成元年度以降に布設された管路である場合、凍結1箇所につき凍結容器2個を近接設置するなど、氷塊の滑動を予防する凍結を行うこと。</p> <p>(2) 仮止水を施工する場合は、穿孔機を取り付けた後、水圧試験を行い漏水の無いことを確認してから穿孔すること。</p> <p>(3) 穿孔機を設置する場合は、既設管に不要な応力を加えないように支持台を適正に設置すること。</p> <p>(4) 穿孔により発生した切りくず、切断片は、確実に排出すること。</p> <p>(5) 凍結させる箇所は、継手(ゴム輪)部より20cm以上離すこと。ただし、配管等の作業に必要な離隔は別途考慮すること。</p> <p>(6) 凍結箱は、当該管が埋没するよう設置し、凍結液が外部に漏れないようバテ等により確実に行うこと。</p> <p>(7) 凍結液の注入作業は、皮手袋等保護具を用いて慎重に行うこと。</p> <p>(8) 切断作業は管内の水が凍結したことを確認した後、火気が発生しない工法を用いて行うこと。ただし、凍結液に液体窒素のみを使用する場合又は凍結箇所と切断箇所に十分な離隔が確保できる場合は、この限りではない。</p> <p>(9) 切断する箇所は、不平均力による管の抜出しや移動を防止するために適切な措置を講じること。</p> <p>(10) 作業終了後、凍結箱に残った液は、作業及びその他の施設物に支障のないように処理すること。また、凍結箱は確実に回収し、適正に処理すること。</p> <p>(11) 凍結箇所を解凍する場合は、解凍前充水等を含めた解凍手順を事前に監督員と確認すること。解凍にあたっては、電磁誘導器具等を用いた部分解凍を行い、水みちを形成することにより完全解凍とすること。また、加熱にあたっては管外面温度が60度未満となるよう、温度計測を行うこと。</p> <p>(12) 通水確認後、凍結箇所にはシート等を用いて凍結箇所を明示すること。</p> <p style="text-align: center;">5-105</p>			